

官報

号外

昭和二十五年五月三日

第七回 衆議院會議錄第四十七号

昭和二十五年五月二日(火曜日)

議事日程 第四十五号

午前十時開議

第一 北海道開発審議会委員指名の件

第二 一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三 裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(古島義英君提出)

第四 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)

第五 判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

【附則】日程は本号の末尾に掲載

●本日の會議に付した事件

日程第一 北海道開発審議会委員指名の件

日程第二 一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(古島義英君提出)

日程第四 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)

【附則】日程は本号の末尾に掲載

●本日の會議に付した事件

日程第一 北海道開発審議会委員指名の件

日程第二 一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(古島義英君提出)

日程第四 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)

【附則】日程は本号の末尾に掲載

●本日の會議に付した事件

日程第一 北海道開発審議会委員指名の件

日程第二 一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(古島義英君提出)

日程第四 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)

【附則】日程は本号の末尾に掲載

●本日の會議に付した事件

日程第一 北海道開発審議会委員指名の件

日程第二 一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(古島義英君提出)

日程第四 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)

【附則】日程は本号の末尾に掲載

●本日の會議に付した事件

日程第一 北海道開発審議会委員指名の件

日程第二 一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(古島義英君提出)

日程第四 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)

請願外二請願

全国選挙管理委員会委員の指名司法書士法案(本院提出、参議院回付)

経済調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

経済調査庁法の一部を改正する法律案(本院議決案)

商法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第五 判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

狩猟法の一部を改正する法律案(参議院提出)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び鉱山保安監督部支部の設置に關し承認を求むるの件(内閣提出)

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を国際連合を通じて行うことを懇請する決議案(中山マサ君外二十三名提出)

飢害に関する決議案(神田博君外三十四名提出)

天然ガス緊急開発に関する決議案(神田博君外三十五名提出)

檢察事務官及び矯正保護職員の待遇に関する決議案(花村四郎君

外二十二名提出)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

電気照明器具に対する物品税改正の請願外二百十二請願

内閣委員会外二十常任委員会及び海外同胞引揚に関する特別委員会外一特別委員会において閉会中審査の件(議長発議)

常任委員長辞任の件

常任委員長長の選挙

午後零時二十五分開議

○議長(常原喜重郎君) これより會議を開きます。

第一 北海道開発審議会委員指名の件

○議長(常原喜重郎君) 日程第一、北海道開発審議会委員の指名を行います。

○山本猛夫君 北海道開発審議会委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(常原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

○議長(常原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて議長は、北海道開発審議会委員に

小川原政信君 篠田 弘作君 玉置 信一君 椎熊 三郎君 高倉 定助君

を指名いたします。(拍手)

第二 一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(常原喜重郎君) 日程第二、一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の参議院回付案を議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年五月一日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎殿

(小字は参議院修正)

一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一條第一項中「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

第二條第四項中「政府職員の新給與実施に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

第六條 国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に改める。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

○議長(常原喜重郎君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(常原喜重郎君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

附則 此の法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、第六條の規定は、国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第 号)公布の日から施行する。

昭和二十五年三月三十一日
第三編 郵便物 第三号

第三 裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(古島義英君提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第三、裁判官彈劾法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。議院運営委員会理事福永健司君。

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案

裁判官彈劾法(昭和二十二年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三條見出し中「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会」に改める。

第三條中「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会(以下訴追委員会という。)」に改め、同條第五項を次のように改める。

第五條見出し中「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会」に改める。

第五條第一項中「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会(以下訴追委員会という。)」に改め、同條第五項を次のように改める。

訴追委員及びその予備員が辞職しようとするときは、訴追委員会を経由して、衆議院の許可を受けなければならない。但し、国会の閉会中は、訴追委員会の委員長を経由して、衆議院議長の許可を受けて辞職することができる。

同條第八項の次に次の一項を加える。

委員長は、前項の手当の外、国会の開会中その職務を行う場合においては、衆議院議長の定めるところにより、職務雑費を受ける。

第七條第六項の次に次の一項を加える。

委員長は、必要に應じ、課を置

き、事務の分掌を定めることができる。

第十一條の二第二項の次に次の一項を加える。

前二項の規定により訴追委員が派遣されたときは、衆議院議長の定めるところにより、派遣旅費を受ける。

第十六條第六項を次のように改める。

裁判員及びその予備員が辞職しようとするときは、彈劾裁判所を経由して、その者の属する議院の許可を受けなければならない。但し、国会の閉会中は、彈劾裁判所の裁判長を経由して、その者に属する議院の議長の許可を受けて辞職することができる。

同條第九項の次に次の一項を加える。

裁判長は、前項の手当の外、国会開会中その職務を行う場合においては、両議院の議長の協議をして定めるところにより、職務雑費を受ける。

第十八條第二項中「参事及び主事各二人」を「参事及び主事各三人」に改め、同條第七項の次に次の一項を加える。

裁判長は、必要に應じ、課を置き、事務の分掌を定めることができる。

第二十九條の二第二項の次に次の一項を加える。

前二項の規定により裁判員が派遣されたときは、両議院の議長の協議して定めるところにより、派遣旅費を受ける。

第三十條中「事務局長その他」を削る。

第四十四條第一項中「三千円」を「一万円」に、同條第二項中「者は、

これを千円以下の過料に処する。」を「者もまた前項と同様とする。」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第五條第九項及び第十六條第十項の改正規定は、昭和二十四年十一月三十日から適用する。

2 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百二十六條及び第百二十九條中「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会」に、同法第百二十六條第一項、第百二十七條及び第百二十八條中「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会」に改める。

3 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一條、第三條、第四條、第五條の二、第六條、第十三條、第三十七條及び第三十八條中「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会」に改める。

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案の修正案

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三條見出しの改正部分中「訴追委員会」の上に「弾劾裁判所」を、裁判官彈劾裁判所に」を加える。

第三條の改正規定中「訴追委員会」の上に「弾劾裁判所」を「裁判官彈劾裁判所(以下弾劾裁判所という。)」に、」を加える。

第五條第五項の改正規定本文中「訴追委員会」を委員長に改め、同但書中「訴追委員会の委員長を経由して、」を削る。

第十六條第六項の改正規定本文中「弾劾裁判所」を裁判長に改め、同但書中「弾劾裁判所の裁判長を経由して、」を削る。

附則第一項但書中「昭和二十四年

十一月三十日」を「昭和二十五年四月一日」に改め、附則第二項及び第三項を削る。

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(古島義英君提出)に関する報告書(本号の附録に掲載)

○福永健司君登壇

○福永健司君 ただいま議題となりました裁判官彈劾法の一部を改正する法律案について、本案の概要及び委員会における審査の経過並びに結果を御説明申し上げます。

本案は議員古島義英君より提出され、当委員会に付託になったものであります。当委員会は特に小委員会を設け、慎重審議の結果、提案に対して必要な修正を加えることにしたのであります。その概要を申し上げます。

一、提案では、訴追委員会だけに訴追の対象を明確にするため裁判官の三字を冠することとなつていました。が、弾劾裁判所に対しても同様に裁判官の三字を加ふることになりました。

二、訴追委員及び予備員、裁判員及び予備員の辞任手続は、開会中は訴追委員会、彈劾裁判所をそれぞれ經由し、閉会中は訴追委員長、裁判長を経由することの提案に対し、国会の開会中なると閉会中なるとを区別せず、これらの辞任についてはそれぞれ訴追委員長、裁判長を経由することに改めたのであります。

三、委員長、裁判長は開会中職務雑費を受けることの提案については、閉会中に受けている手当等を考へて、議長においてその金額を定める場合、他の委員長と十分に公平を期し得られるように定めることとしてこれを認めることにいたしました。

四、委員長、裁判長は必要に應じ課を置き、事務の分掌を定め得る提案については、当然のこととして提案通りといたしました。

五、訴追委員、裁判員の派遣旅費を受ける規定を入れたことも、当然としてこれを認めました。

六、彈劾裁判所の参事、主事の定員を一名ずつ増加したことに対しては、裁判所より事務繁忙であるべき訴追委員会においても、予算的措置のつき次第、当然に裁判所と同様に増員すべきものであるとの一致の意見のもとに、提案はこれを認めました。

七、彈劾裁判所の忌避の対象として「事務局長その他の」とある不用の字句を提案通り削りました。

八、証人の罰則中、過料千円、三千円とあるを、提案通りすべて一万円と改めました。

九、附則中、前述の職務雑費を受ける時期を、提案では昭和二十四年十一月三十日とありましたが、昭和二十五年四月一日に修正いたしました。なお附則中で、国会法及び国会職員法中の彈劾裁判所及び訴追委員会の字句に裁判官の三字を加える提案でありましたが、これは必ずしも改正の必要がないものとして、これを削除いたしました。

以上簡明であります。本委員会における提案に対する修正議決の経過並びに結果について御報告申し上げます。何とぞ御賛成あらんことを願います。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと

認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第四 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)
○議長(幣原喜重郎君) 日程第四、特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。大蔵委員理事北澤直吉君。

特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案
特別未帰還者給與法の一部を改正する法律

特別未帰還者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第三條 国又は地方公共団体の公務員である特別未帰還者で現に国又は地方公共団体から俸給を受けているものには、この法律による俸給及び扶養手当は支給しない。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年一月一日以後において給與事由の生じた給與について適用する。

特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月二十八日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿
特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

〔本号の附録に掲載〕
〔北澤直吉君登壇〕

官報号外 昭和二十五年五月三日

○北澤直吉君 たいい議題となりまして特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

この法案は、元の陸海軍に属していないいわゆる特別未帰還者のうち、外地官公署の職員であつた者に対して、昭和二十四年一月一日にさかのぼつて、一般帰還者と同じように、俸給及び扶養手当以外の他の給與、すなわち帰郷旅費、療養障害一時金及び遺骨埋葬費を支給することを明らかにするために提出されたものであります。

この法案につきましては、五月一日、提出者北澤直吉参議院議員より提案理由の説明を聴取し、質疑に入つたのではありませんが、質疑応答の内容については速記録に譲りたいと存じます。

次いで、討論を省略の上採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決されました。

以上御報告申し上げます。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(幣原喜重郎君) 日程第五、判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員会理事押谷富三君。――押谷君は、ただいま見えませんが、これはあとまわしにいたします。

恩給法臨時特例改正に関する請願
外千九百三十二請願

○議長(幣原喜重郎君) 次に、請願日程中、水産委員会日程第五六ないし第五八を除き、請願日程全部を一括して議題といたします。

右各請願は委員長の報告を省略して採択することとし、同種議案議決の結果採択とみなすものの整理については議長に一任するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

恩給法臨時特例改正に関する請願外千九百三十二請願に関する報告書
〔本号の附録に掲載〕

五五 漁業用資材に価格差補給金存続の請願(小高嘉郎君紹介)

五七 底びき網漁業許可に関する請願(塩田賀四郎君紹介)(第八七九号)

五八 底びき漁業取締緩和に関する請願(内海安吉君紹介)(第二八二五号)

○議長(幣原喜重郎君) 次に、請願日程水産委員会のうち第五六ないし第五八、漁業用資材に価格差補給金存続の請願外二請願を一括して議題といたします。

右三請願は委員長の報告を省略して採択とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

漁業用資材に価格差補給金存続の請願外二請願に関する報告書
〔本号の附録に掲載〕

○議長(幣原喜重郎君) この際暫時休憩

憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後八時五十分開議

○副議長(岩本信行君) 休憩前に引続き会議を開きます。

○副議長(岩本信行君) 全国選挙管理委員会委員に二名の欠員がありますので、これを補充しなければなりません。よつてこの際全国選挙管理委員会委員の指名を行います。

○山本猛夫君 全国選挙管理委員会委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて議長は全国選挙管理委員会委員に中御門経民君及び野村秀雄君を指名いたします。

司法書士法案(本院提出、参議院回付)

○副議長(岩本信行君) 参議院から本院提出、司法書士法案が回付せられました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

司法書士法案の参議院回付案を議題といたします。

司法書士法案
右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔は参議院修正〕
司法書士法案の一部を次のように修正する。

附則

- この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。
- この法律施行の際現に司法書士である者は、この法律の規定による司法書士とみなす。
- 第二條第一号の規定の適用については、裁判所書記官補の在職年数は、裁判所書記官補の在職年数とみなし、法務庁事務官、司法事務官又は司法職員の在職年数は、法務府事務官の在職年数とみなす。
- この法律施行の際現に設けられている司法書士の事務所は、この法律の規定により設けられたものとみなす。
- 従前の規定により定められた書記料は、第七條第一項の規定により法務総裁が報酬の額を定めるまでは、同項の規定により定められた報酬の額とみなす。
- この法律施行前にした旧司法書士法第十一條第一項に該当する行為に対する処分については、なお従前の例による。
- この法律施行の際現に存する司法書士会は、この法律の規定により設立されたものとみなす。
- 前項の司法書士会は、この法律施行の日から六箇月内に第十五條の規定により会則を定め、その地を管轄する法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案 恩給法臨時特例改正に関する請願外千九百三十二請願 漁業用資材に価格差補給金存続の請願外二請願 全国選挙管理委員会委員の補欠指名 司法書士法案(参議院回付)

9 民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項を次のように改める。

司法書士法ノ定ムル所ニ從ヒテ司法書士ニ支拂ヒタル報酬ノ金額カ前二項ニ定ムルモノト異ナルトキハ其額ニ依ル

○副議長(若本信行君) 採決いたします。本案の參議院の修正の同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて參議院の修正に同意するに決しました。

經濟調査庁法の一部を改正する法律案(本院議決案)

○副議長(若本信行君) 參議院から經濟調査庁法の一部を改正する法律案が回付せられました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

經濟調査庁法の一部を改正する法律案の參議院回付案を議題といたします。

經濟調査庁法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年五月二日

參議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎殿

經濟調査庁法の一部を改正する法律案の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條の次に次の一條を加える。

第一條の二 經濟調査庁は、前條に規定する事務の外、特別調査及び法令による公団の業務の調査及び經理の監督を行うことができ。但し、特別調査については、一年間を限り行ふものとする。

○副議長(若本信行君) 採決いたします。本案の參議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○副議長(若本信行君) 起立者はありません。よつて參議院の修正に同意することに決しました。(拍手)

經濟調査庁法の一部を改正する法律案(本院議決案)

○山本猛夫君 憲法第五十九條第二項に基いて再議決のため、經濟調査庁法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とせられんことを望みます。

○副議長(若本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて經濟調査庁法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題といたします。

ただちに採決いたします。本案はさきに本院において議決の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(若本信行君) 起立者出席議員の三分の二以上と認めます。(拍手)

よつて本案は、さきの議決の通り、出席議員三分の二以上の多数をもつて可決せられました。(拍手)

商法の一部分を改正する法律案(内閣提出、參議院回付)

○副議長(若本信行君) 參議院から商法の一部を改正する法律案が回付せられました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

商法の一部を改正する法律案の參議院回付案を議題といたします。

商法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年五月二日
參議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 幣原喜重郎殿
(小字及び一は參議院修正)

商法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第二款 取締役」を「第二款 取締役及取締役会」に、「第三款 監査役」を「第三款 會計監査役」に、「第四節 会社ノ計算」を「第三節ノ二 新株ノ發行」に、「第二款 節 会社ノ計算」に、「第二款 社債權者集會」を「第三款 社債權者集會」に、「第六節 定款ノ變更」を「第六節 定款ノ變更」に、「第六節ノ二 資本ノ減少」を「第五章 株式合資会社」を「第五章 削減」に改める。

第七十條第一項中「株式ノ總數」を「会社ノ設立ニ際シテ發行スル株式ノ總數」に、「株金」を「其ノ發行価額」に、「監査役」を「會計監査役」に改める。

第八十三條中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第八十四條中「監査役」を「會計監査役」に、同條第一項第一号中「株式總數」を「会社ノ設立ニ際シテ發行スル株式ノ總數」に改める。

に改める。

第八十八條第一項中「株式ノ總數」を「会社ノ設立ニ際シテ發行スル株式ノ總數」に改める。

第九十八條第一項中「株式ノ總數」を「会社ノ設立ニ際シテ發行スル株式ノ總數」に改める。

第一 第六十六條第一項第一号乃至第五号及第九号ニ掲グル事項

二 本店及支店

三 第七十五條第二項第三号乃至第六号及第十二号ニ掲グル事項

四 轉換株式ヲ發行スルトキハ第二百二十二條ノ四ニ掲グル事項

五 發行済株式ノ總數、額面無額面ノ別、種類及數

六 資本ノ額

七 取締役及會計監査役ノ氏名及住所

八 代表取締役ノ氏名

九 数人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第一百九十五條中「監査役」を「會計監査役」に改める。

計監査役」に改める。

第二百七十三條中「監査役」を「會計監査役」に、「二年」を「一年」に改める。

第二百七十四條を次のように改める。

第二百七十四條 會計監査役ハ何時ニモ會計ノ帳簿及書類ノ閲覧若ハ謄寫ヲ為シ又ハ取締役ニ對シ會計ニ關スル報告ヲ求ムルコトヲ得

會計監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為ニ必要アルトキハ会社ノ業務及財産ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十五條中「監査役」を「會計監査役」に、「書類」を「會計ニ關スル書類」に改める。

第二百七十七條第一項中「監査役」を「會計監査役」に、「支配人」を「支配人其ノ他ノ使用人」に改め、同條同項但書、同條第二項及び第三項を削る。

第二百七十七條を次のように改める。

第二百七十七條 會計監査役ガ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ會計監査役ハ会社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責任ヲ負フ

第二百七十八條中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第二百八十條 第二百五十四條、第二百五十六條第三項、第二百五十七條、第二百五十八條、第二百六十六條第四項、第二百六十七條ノ三及第二百六十七條乃至第二百七十條ノ規定ハ會計監査役ニ之ヲ準用ス

第二百八十一條及び第二百八十二條第一項中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第二百八十四條中「監査役」を「會計監査役」に改める。

計監査役に改める。

第二百九十三條ノ五 取締役ハ毎決算期ヨリ四月内ニ第二百八十一條ニ掲グル書類ノ附屬明細書ヲ作り之ヲ本店及支店ニ備置コトヲ要ス

前項ノ書類ニハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ詳細ニ記載シ株主資本及準備金ノ増減、取締役、會計監査役及株主ノ間ノ取引、担保權ノ設定、金融ノ業トセザル会社ニ在リテハ金銭ノ貸付、他ノ会社ノ株式ノ取得並ニ固定財産ノ処分ヲ明示スルコトヲ要ス

株主ハ營業時間内何時ニテモ第一項ノ書類ノ閲覧若ハ謄寫ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第三百二十四條第一項中「第三百四十三條第一項乃至第三項及第三百四十四條第二項第三項」を「第三百四十三條第一項乃至第四項」に改める。

第三百四十三條及び第三百四十四條を次のように改める。

第三百四十三條 前條第一項ノ決議ハ出席株式ノ過半数ニ當ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ二以上ニシテ且先行済株式ノ過半数ヲ過半數ニ當ル多數ヲ以テ之ヲ爲ス

發行済株式ノ總數ノ過半數ニ當ル多數ヲ得ザル爲前項ノ決議ヲ爲スコト能ハザルトキハ日當ニテ株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ反決議ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各株主ニ對シテ其ノ反決議ノ趣旨ノ通知ヲ免シ且無記名式ノ株券ヲ免シタルトキハ其ノ趣旨ヲ公告シ更ニ反決議ノ日ヨ

リ二月内ニ其ノ承認ヲ得ル爲第二回ノ株主總會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二回ノ株主總會ニ於テ反決議ノ承認アリタルトキハ其ノ承認ノ時ニ第一項ノ決議アリタルモノト看做ス

前項ノ承認ハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ爲ス

前項ノ規定ハ会社ノ目的タル事業ヲ變更スル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百四十五條第二項を次のように改める。

或種類ノ株主ノ總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ニ當ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ二以上ニシテ且其ノ種類ノ先行済株式ノ過半數ニ當ル多數ヲ以テ之ヲ爲ス

計監査役に改める。

第三百八十八條第二項中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第三百八十九條第二項中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第三百九十条第一項中「監査役」を「會計監査役」に改め、同條第二項中「執行吏又ハ警察官吏」を「執行吏、警察官又ハ警察官吏」に改める。

第四百二十條中「監査役」を「會計監査役」に改める。

監査役」に改める。

第四百五十三條中「監査役」を「會計監査役」に、同條第一号中「第九十三條、第二百六十六條、第二百八十六條、第二百九十六條」を「第九十三條第一項、第二百六十六條、第二百七十七條、第二百八十六條」に改める。

第四百五十四條第一項中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第四百八十六條中「株式合資会社ノ業務ヲ執行スル無限責任社員」を「若ハ株式合資会社」及び「第二百七十二條第一項」を削り、「監査役」を「會計監査役」に、「二万円」を「五十万円」に改める。

第四百九十一條中「株金」を削り、「五千元」を「三十万円」に改める。

第四百九十二條の次に次の一條を加ふる。

第四百九十三條 第一項中「三千元」を「二十万円」に改める。

第四百九十八條中「監査役」を「會計監査役」に、「五千元」を「三十万円」に改め、「監査委員」の下に「名義書換代理人」を加へ、「若ハ株式合資会社及び第二百七十二條第一項」を削り、同條第三号中「閱覽」を「閱覽若ハ謄寫」に、同條第九号中「第三百一十一條第二項、第三百五十條、第三百六十條第一項、第三百六十六條第一項又は第四百六十條第二項」を「第二百八十八條ノ六、第二百二十二條ノ四、第三百一十一條第二項又ハ第三百四十一條ノ三第一項」に、同條第十号を「十、創除に、同條第十五号中「第二百二十六條第一項、第三百七十條第三項」を「第二百二十六條

第二項」に改め、同條第十九号中「株主名簿」の下に「若ハ其ノ複本、」を、「社債原簿」の下に「若ハ其ノ複本、」を加へ、「株主表」を削り、同号中「帳簿」の下に、「第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を、同條第二十号中「第二百八十二條第一項、」の下に「第二百九十三條ノ五第一項」を、同條第二十一号中「第二百八十八條の下に、」第二百八十八條ノ二」を加へ、同條第二十九号中「又ハ第二項」を削り、同條に次の一項を加ふる。

第二項 發起人又ハ取締役が株式ノ引受ニ因ル權利ヲ讓渡シタルトキ亦前項ニ同ジ

附則

1 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十六年七月一日以後であつてはならない。

2 株主の員数が千人を超える株式合資会社は、定款の変更その他第三百四十三條に定める決議を要する事項については、資本の半額以上に當る株主が出席し、その議決權の過半数で決することが出来る。

3 前項の規定は、第一項の規定にかかわらず、公布の日から施行し、この法律施行の日から、その効力を失ふ。

4 この法律施行前に成立した株式会社が既に發行した株式及びこの法律施行後發行する額面株式については、第二百二十二條第二項の改正規定にかかわらず、改正前の同條同項の規定を適用する。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

した。(拍手)

第五 判事補の職權の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第五、判事補の職權の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員会理事押谷富三君。

判事補の職權の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職權の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職權の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「衆議院若しくは参議院の司法委員會專門調査員、衆議院若しくは参議院の法制部に勤務する参事若しくは副参事、」を「衆議院若しくは参議院の法務委員會に勤務する常任委員會專門調査員若しくは常任委員會調査員、衆議院若しくは参議院の法制局参事、」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 衆議院若しくは参議院の司法委員會專門調査員及び衆議院若しくは参議院の法制部に勤務する参事若しくは副参事の職にあつた者のその在職については、第二條第三項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

判事補の職權の特例等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 幣原重喜郎殿

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書
〔本号の附録に掲載〕

〔押谷富三君登壇〕

○押谷富三君 たいま議題となりました判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法は、国会法及び議院事務局法の改正並びに議院法制局法の制定に伴い、国会の法務委員会の専門員及び国会の法制局の参事等について、判事補の職権の特例等に関する法律第二條の規定を訂正する必要があることと、これを整理いたしますとともに、新たに設けられた国会の常任委員会調査員で法務委員会に勤務する者についても、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用に關し、右の専門員及び参事と同様に、その在職年数を法務府事務官の在職年数とみなす必要があることと、これを追加するため参議院議員から提案せられたものであります。

委員会においては、四月二十九日参議院より送付、付託を受け、昨日、提案者松井道夫君より提案理由の説明を聴取した後、全会一致をもつて原案の通り可決した次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

狩猟法の一部を改正する法律案（参議院提出）

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、参議院提出、狩猟法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（岩本信行君） 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

狩猟法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員会理事専安部俊吾君。

狩猟法の一部を改正する法律案
狩猟法の一部を改正する法律案
狩猟法（大正七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「農林大臣」に、「命令」を「省令」に改める。

第一條第三項を次のように改める。

農林大臣又は都道府県知事ハ狩猟鳥獸ノ保護善殖ノ為必要ト認ムルトキハ狩猟鳥獸ノ種類、区域、期間又ハ猟法ヲ定メ其ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第一條第三項の次に次の二項を加える。

第二項ノ規定ニ依リ狩猟鳥獸ノ種類ヲ定メ、又ハ前項ノ規定ニ依リ狩猟鳥獸ノ捕獲ヲ禁止若ハ制限セントストキハ農林大臣又ハ都道府県知事ハ予メ公聴会ヲ開キ利害関係人及学識経験者ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

都道府県知事第三項ノ規定ニ依ル

禁止又ハ制限ヲ為サントストキハ農林大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三條本文を次のように改める。
狩猟鳥獸ハ農林大臣ノ定ムル銃器（空氣銃ヲ除ク）、網、罟其ノ他ノ器具ヲ使用スル場合ニ在リテハ都道府県知事ノ狩猟免許、農林大臣ノ定ムル空氣銃ヲ使用スル場合ニ在リテハ都道府県知事ノ狩猟登録ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ捕獲スルコトヲ得ズ

第四條を次のように改める。

第四條 狩猟免許又ハ狩猟登録ノ申請アリタル場合ニ於テハ都道府県知事ハ其ノ者ガ第七條第一項又ハ第二項ノ規定ニ該當スル場合ヲ除ク外遲滞ナク免許又ハ登録ヲ為スモノトス

第五條第二項中「銃器」の下に「空氣銃ヲ除ク」を、同條第三項中「狩猟免許」の下に「及狩猟登録」を加え、同條第四項中「特殊」を削り、同條第五項中「狩猟ヲ為スコトヲ得ズ」を「狩猟鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ズ」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

狩猟登録ヲ受ケタル者ニハ狩猟登録票ヲ交付ス

第六條中「罰金」を「罰金以上ノ刑」に、「一年」を「其ノ刑ノ執行ヲ終リ、又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後二年」に改め、「狩猟免許」の下に「及狩猟登録」を加える。

第七條第二項中「乙種狩猟免許」の下に「又ハ狩猟登録」を、「免許」の下に「又ハ登録」を加え、「地方長官」を「都道府県知事」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

十八年未満ノ者、白痴者又ハ癡癪者ハ狩猟登録ヲ受クルコトヲ得ズ

第八條を次のように改める。

第八條 狩猟免許又ハ狩猟登録ヲ受クル者ハ五百円ヲ超エザル範圍内ニ於テ省令ヲ以テ定ムル額ノ手数料ヲ納付セシ

第八條の次に次の一條を加える。
第八條ノ二 農林大臣又ハ都道府県知事ハ鳥獸ノ保護善殖ヲ図ル為特ニ必要アルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ鳥獸保護區ヲ設定スルコトヲ得

第一條第四項及第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

鳥獸保護區ノ区域内ノ土地又ハ立木竹ニ關シ所有權其ノ他ノ權利ヲ有スル者ハ農林大臣又ハ都道府県知事ガ当該土地又ハ立木竹ニ鳥獸ノ生育及善殖ニ必要ナル営巢、給水、給餌等ノ施設ヲ設クルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

鳥獸保護區ノ区域内ニ於テ水面ノ埋立若ハ干拓、立木竹ノ伐採又ハ工作物ノ設置ヲ為サントストキハ農林大臣又ハ都道府県知事ノ許可ヲ受ケシ但シ鳥獸ノ保護善殖上一般ニ支障ナシト認メラルル行為ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請アリタル場合ニ於テハ農林大臣又ハ都道府県知事ハ其ノ申請ニ係ル行為ガ当該鳥獸保護區ニ於ケル鳥獸ノ保護善殖ニ支障アリト認ムベキ相当ノ理由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

国又ハ都道府県ハ第三項ノ規定ニ依リ施設ノ設置ニ因リ損失ヲ被リタル者又ハ第四項ノ規定ニ依リ許可ヲ得ルコト能ハザリシ為損失ヲ被リタル者ニ對シ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

前項ノ規定ニ依リ補償ノ金額ニ對シ不服アル者ハ訴ヲ以テ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

第九條、第十條及び第十二條中「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第十一條第一号中「御猟場」を「鳥獸保護區」に、同條第四号中「公園」を「農林大臣ノ指定スル公園其ノ他之ニ類スル場所」に改める。

第十三條を次のように改める。

第十三條 前條第一項ノ規定ニ依リ捕獲シタル鳥獸（狩猟鳥獸ヲ除ク）ハ省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ発行スル飼養許可証ト共ニスルニ非ザレバ之ヲ飼養シ、譲渡シ、又ハ譲受クルコトヲ得ズ但シ同項ノ許可ニ附シタル有効期間満了後三十日以内ニ於テ飼養スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 キジ類及ヤマドリ（此等ヲ加工シタル食料品ヲ含ム）ハ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ學術研究又ハ善殖ノ為其ノ他特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條を次のように改める。

第十四條 国又ハ地方公共団体ハ一定ノ地域ニ於ケル狩猟鳥獸ノ捕獲ヲ調整スル為必要アルトキハ入猟規程ヲ添エ農林大臣ノ認可ヲ受ケテ猟区ヲ設定スルコトヲ得

前項ノ入猟規程ニ定ムベキ事項ハ省令ヲ以テ之ヲ定ム

猟区設定者第一項ノ入猟規程ヲ變更セントスル場合ニ於テ其ノ變更ニ係ル事項ガ省令ヲ以テ定ムル事項ニ該當ストキハ省令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケベシ

猟区ハ其ノ区域内ノ土地ノ上ニ登録シタル權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ設定スルコト

得ルニ非ザレバ之ヲ設定スルコト

ヲ得ズ
狐区ノ存続期間ハ十年ヲ超ユルコ
トヲ得ズ

農林大臣狐区ノ設定ヲ認可シタル
トキハ狐区ノ名称、区域、存続期
間其ノ他省令ヲ以テ定ムル事項ヲ
公示スベシ

第十九條を次のように改める。

第十九條 狩猟免許若ハ狩猟登録
受ケタル者又ハ第十二條第一項ノ
許可ヲ受ケタル者鳥獸ヲ捕獲シ、
又ハ鳥類ノ卵ヲ採取セントスル
キハ狩猟免許、狩猟登録又ハ許
可証ヲ携帯シ國若ハ地方公共団体
ノ当該官吏若ハ吏員、警察官若ハ
警察吏員又ハ関係者ノ請求アリタ
ルトキハ之ヲ呈示スベシ

第十九條の次に次の一條を加え

第十九條ノ二 農林大臣又ハ都道府
府知事ハ其ノ職員ヲシテ鳥獸保護
區、禁獵區、狐区、店舗等ノ場所
ニ立入ラシメ狩猟者ノ其ノ他ノ者
ノ所持スル鳥獸若ハ其ノ加工品又
ハ鳥類ノ卵ヲ検査セシムルコトヲ
得

前項ノ規定ニ依ル立入検査ノ権限
ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノ
ト解スベカラズ

第一項ノ規定ニ依リ立入検査ヲ行
フ職員ハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携
帶シ関係者ノ請求アリタルトキハ
之ヲ呈示スベシ

第二十條の次に次の二條を加え

第二十條ノ二 省令ヲ以テ定ムル鳥
獸(其ノ加工品ヲ含ム)又ハ鳥類ノ
卵ハ之ヲ輸出セントスル場合ニ在
リテハ本法又ハ本法ニ基キテ発ス
ル省令ニ違反シテ捕獲シ、又ハ採
取シタルモノニ非ザル旨ヲ証スル

官報号外 昭和二十五年五月三日

衆議院會議録第四十七号 狩猟法の一部を改正する法律案

農林省ノ当該職員ノ発行スル証明

書、輸入セントスル場合ニ在リテ
ハ適法ニ捕獲又ハ採取セル旨ノ当
該国政府機關ノ発行スル証明書ヲ
添附シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸
出シ、又ハ輸入スルコトヲ得ズ但
シ当該鳥獸ノ捕獲又ハ採取ニ関ス
ル証明ニ付テノ政府機關ヨリ有セザ
ル国ヨリ輸入スル場合ハ此ノ限ニ
在ラズ前項ノ証明書ノ様式及其ノ
交付ノ手續ハ省令ヲ以テ之ヲ定

第二十條ノ三 農林大臣又ハ都道府

府知事ハ狐区設定者、狩猟免許若
ハ狩猟登録ヲ受ケタル者、第十二
條第一項ノ許可ヲ受ケタル者又ハ
鳥獸(其ノ加工品ヲ含ム)若ハ鳥類
ノ卵ヲ輸出若ハ輸入セントスル者
ヨリ本法ノ実施ノ為必要ナル報告
ヲ徴スルコトヲ得

第二十一條第一項中「五百円以下
ノ罰金」を「一年以下ノ懲役又ハ五
円以下ノ罰金」に、同項第一号中「又
ハ第六條を」を「第六條又ハ第二
十條ノ二に改め、同項第二号中「狩
猟免許」の下に「、狩猟登録」を加
え、同項第三号とし、同項第一号
の次に次の一號を加える。

二 銃猟禁止区域ニ於テ銃猟ヲ為
シタル者

第二十一條第二項中「第三條又ハ
第十五條ノ規定ニ違反スル」を「前項
第一号又ハ第二号ノ」に、「所有シ又
ハ所持スル」を「所有スル」に改め

第二十二條中「三百円以下ノ罰金」
を「六箇月以下ノ懲役又ハ三万円以
下ノ罰金」に、同條第一号中「第五條
第五項」を「第五條第六項」に、「第十
七條、第十八條」を「第十三條ノ二
に改め、同條第三号から第五号まで
を次のように改め、同條但書を削

る。

三 狩猟免許、狩猟登録票、第十
二條第二項ノ許可証又ハ第十三
條ノ飼養許可証ヲ他人ニ使用セ
シメタル者
四 他人ノ狩猟免許、狩猟登録
票、第十二條第二項ノ許可証又
ハ第十三條ノ飼養許可証ヲ使用
シタル者

第二十二條の次に次の一條を加え

第二十二條ノ二 第八條ノ二第三項
若ハ第四項、第十七條又ハ第十八
條ノ規定ニ違反シタル者ハ三万円
以下ノ罰金ニ処ス但シ第十七條ノ
規定ニ違反シタル罪ハ占有者又ハ
共同狩猟地ノ免許ヲ受ケタル者ノ
告訴ヲ待チテ之ヲ論ズ

第二十三條を次のように改める。
第二十三條 左ノ各号ノ一ニ該當ス
ル者ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス
一 第十四條第三項又ハ第十九條
ノ規定ニ違反シタル者
二 第十九條ノ二第一項ノ規定ニ
依リ立入検査ヲ拒ミ、妨ゲ、又
ハ忌避シタル者
三 第二十條ノ三ノ規定ニ依リ報
告ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報告ヲ
為シタル者

四 鳥獸保護區、禁獵區、銃猟禁
止区域、狐区若ハ共同狩猟地ノ
標識又ハ第八條ノ二第三項ノ施
設ヲ移転シ、汚損シ、毀壞シ、
又ハ除却シタル者

第二十四條中「狩猟免許」の下に
「、狩猟登録」を、「罰金」の下に「以
上ノ刑」を加える。
第二十五條を次のように改める。
第二十五條 法人ノ代表者又ハ法人
若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者若ハ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ
関シ第二十一條乃至第二十三條ノ

違反行為ヲ為シタルトキハ行為者

ヲ罰スル外其ノ法人又ハ人ニ對シ
亦各本條ノ罰金刑ヲ科ス但シ法人
又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者ノ当該違反行為ヲ防止スル
為当該業務ニ對シ相當ノ注意及監
督ヲ為シタルコトノ証明アリタル
トキハ其ノ法人又ハ人ニ付テハ此
ノ限ニ在ラズ

附則

1 この法律の施行期日は、公布の
日から起算して六十日をこえない
期間内において、政令で定める。
2 この法律施行の際現に狩猟鳥獸
として定められているものは、改
正後の第一條第二項及び第四項の
規定により定められた狩猟鳥獸と
みなす。

3 改正前の第一條第三項又は第四
條の規定により農林大臣又は都道
府府知事がした捕獲の禁止又は制
限であつてこの法律施行の際現に
効力を有するものは、改正後の第
一條第三項から第五項までの規定
により農林大臣又は都道府府知事
がした捕獲の禁止又は制限とみな
す。

4 この法律施行の際現に存する狐
區は、改正後の第十四條の規定に
より設けられた狐區とみなす。但
し、その存続期間は、従前の存続
期間の残存期間とする。

5 この法律施行前にした行為に對
する罰則の適用については、この
法律施行後でも、なお従前の例に
よる。

狩猟法の一部を改正する法律案(参

議院提出)に関する報告書
〔本号の附録に掲載〕

〔安部俊吉君登壇〕

○安部俊吉君 たい、議題と相なり
ました、参議院送付、伊達源一郎君外
九名提案、狩猟法の一部を改正する法
律案につきまして、審議の状況並びに
結果の概要を御報告いたします。

わが國は従来有益鳥獸保護の方策が
不徹底であります上に、戦時中の森林
の濫伐等により鳥獸の自然的成育の條
件が奪われましたため、最近著しくそ
の数を減少いたしました、森林資源に多大の
損害を與えているまづい虫その他の
害虫の蔓延も、これら害虫の大敵たる
鳥類の減少によるところが多いと考え
られますので、有益鳥獸につき單に捕
獲を制限するだけでなく、積極的にこ
れが保護繁殖ををはかるため、現行法
に所要の改正を施そうとするものであ
ります。

その改正の要点は、農林大臣または
都道府府知事は、狩猟鳥獸一般の捕獲
について適宜適切な禁止または制限
をするほか、鳥獸保護區を設け、その
他鳥獸の保護繁殖を積極的に行ひ、さ
らに狩猟鳥獸の種類の決定、捕獲の禁
止もしくは制限または鳥獸保護區の設
定には公聽會を開き、利害関係人及び
学識経験者の意見を聞き、民主的運営
を期したことであります。

本法案は、去る二十九日、本委員会
に付託となり、同日、提案者を代表し
て伊達源一郎君より提案理由の説明が
行われました。

本法案の趣旨は、有益鳥獸の保護繁
殖をはかり、農林業生産の増強に寄與
いたさうとするもので、各委員とも異
議ありませんので、本日質疑、討論を
省略いたし採決に付しましたるとこ

ろ、全会一致をもつて原案の通り可決したすべきものと議決いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 採決いたします。
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと

認めます。よつて本案は委員長報告
通り可決いたしました。（拍手）

(投票所経費)

第四條 投票所経費の基本額は、左の表に掲げる通りする。

区市町村		投票日		区		市		町村	
投票日の選挙人数	投票日	平日	日曜日	休日	平日	日曜日	休日	平日	日曜日
五百人未満	三、二六円	四、七四円	四、六六円	二、九六円	四、〇六円	四、四三円	二、二八円	二、九三円	三、〇八円
五百人未満	三、四七円	四、八八円	五、二四七円	三、三三九円	四、五七円	四、八四九円	二、五五五円	三、三三五円	三、五五五円
一千人未満	四、七八円	六、四三三円	六、八八八円	四、四四六円	五、九八八円	六、二九六円	三、五五五円	四、一五五円	四、三五五円
二千人未満	五、八九九円	七、六九二円	八、一五九円	五、四四四円	七、〇九九円	七、二二五円	四、三三八円	五、一八八円	五、二三八円
三千人未満	七、四四〇円	九、五三〇円	一〇、〇五〇円	六、九四五円	八、七〇七円	九、二五〇円	五、五六一円	六、六六一円	六、六六一円
五千人未満	九、四四二円	一一、九八八円	一二、五五八円	八、八八四円	一一、〇三三円	一一、五七四円	六、九七四円	八、二五四円	八、二五四円
一万人未満	一一、五五八円	一四、六六六円	一五、二四七円	一一、〇三三円	一三、一八四円	一三、七二五円	九、二二〇円	一〇、八四〇円	一一、二二〇円
一万五千人未満	一三、六六六円	一六、七七四円	一七、三五五円	一三、六六六円	一五、八一五円	一六、三五五円	一一、二二〇円	一二、八四〇円	一三、二二〇円
二万人未満	一五、七七四円	一八、八八八円	一九、四六九円	一五、七七四円	一七、九二五円	一八、四六六円	一三、二二〇円	一四、八四〇円	一五、二二〇円
二万人以上	一七、八八八円	二〇、九九九円	二一、五七九円	一七、八八八円	二〇、〇三三円	二〇、五七四円	一五、二二〇円	一六、八四〇円	一七、二二〇円

2 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基く勤務地手当(以下「勤務地手当」という。)を支給する地域の投票所については、左の表に掲げる額に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。

	投票日	区市町村
投票日の選挙人数	平 日	区
	日 曜 日	
	休 日	
五百人未満	平 日	市
	日 曜 日	
	休 日	
	平 日	町村
	日 曜 日	
	休 日	

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事野村專太郎君。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案

（目的）
 第一條 この法律は、都道府県及び市町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定

めることを目的とする。
(定義)

第二條 この法律において「国会議員の選挙等」とは、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五條の規定による投票をいう。

2 この法律において「大都市」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項の市をいい、「区」とは、大都市の区及び都の特別区をいう。
（経費の基準の算定）

五 百 人 以 上	一、七 七	二、九 三	三、一 九七	一、三 〇九	二、五 九七	二、九 九九	八二五	一、六 一五	一、八 二五
一 千 人 以 上	一、六 八	三、三 三	三、七 七八	一、四 六六	二、九 八八	三、三 六六	八二五	一、六 一五	一、八 二五
二 千 人 以 上	一、八 九九	三、七 二	四、三 九	一、六 三三	三、三 九九	三、七 五三	九七八	一、九 三八	二、七 七八
三 千 人 以 上	二、二 〇	四、一 九〇	四、七 二	一、八 七〇	三、七 〇	四、一 七	一、一 四一	二、二 八一	二、五 四四
五 千 人 以 上	二、五 三三	五、〇 八	五、三 五二	二、三 四四	四、四 三三	五、〇 四四	一、三 〇四	二、五 八四	二、九 〇四
一 万 人 以 上	三、一 六五	六、一 六五	七、〇 六五	二、八 八五	五、五 六五	六、二 五五	一、六 三〇	三、一 三〇	三、六 〇〇
一 万 五 千 人 以 上	四、六 四三	九、二 八	一〇、三 六二	四、一 一四	八、二 六二	九、七 四	二、四 四五	四、八 四五	五、四 四五
二 万 人 以 上	六、三 〇	一四、一 三〇	一五、六 〇〇	二、二 一〇	二、五 一〇	三、二 六〇	六、四 六〇	七、三 六〇	
二 万 人 以 上	六、三 〇	一四、一 三〇	一五、六 〇〇	二、二 一〇	二、五 一〇	三、二 六〇	六、四 六〇	七、三 六〇	

3 投票日の翌日において投票箱を開票所に送致した場合においては、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、区にあつては九百四円、市にあつては八百円、町村にあつては六百九十六円をそれぞれ加算する。但し、勤務地手当を支給する地域にあつては、これらの額及びこれらの額に勤務地手当支給率を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

4 前項の場合においては、送致のための投票立会人に要する費用として、第十四條に規定する投票立会人に要する費用の額を加算する。

5 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、百八十円を加算する。但し、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当支給に関する法律昭和二十四年法律第百三十三号に基く寒冷地手当(以下「寒冷地手当」という。)を支給する地域における投票所については、一級地にあつては二百二十五円、二級地にあつては二百七十円、三級地にあつては三百十五円、四級地にあつては三百六十円をそれぞれ加算するものとする。

6 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、左の表に掲げる額を減額する。

第三條 国会議員の選挙等の執行経費の基準は、左の各号に掲げる経費の種目について定める。

- 一 投票所経費
- 二 開票所経費
- 三 選挙会経費及び選挙分会経費
- 四 選挙公報発行費
- 五 候補者氏名等揭示費
- 六 演説会施設公営費
- 七 立会演説会費
- 八 新聞広告公営費
- 九 ポスター用紙費
- 十 事務費

投票区 の選挙人数	区・市	町村
五百人未満	三三〇円	二二〇円
五百人以上 一千人未満	三七〇円	二七〇円
一千人以上 二千人未満	四二〇円	二七〇円
二千人以上 三千人未満	四七〇円	三三〇円
三千人以上 五千人未満	五二〇円	三七〇円
五千人以上 一万人未満	六二〇円	四二〇円
一万人以上 二万人未満	七二〇円	五二〇円
二万人以上	一、一二〇円	七二〇円

投票区 の選挙人数	区・市	町村
五百人未満	三三〇円	二二〇円
五百人以上 一千人未満	三七〇円	二七〇円
一千人以上 二千人未満	四二〇円	二七〇円
二千人以上 三千人未満	四七〇円	三三〇円
三千人以上 五千人未満	五二〇円	三七〇円
五千人以上 一万人未満	六二〇円	四二〇円
一万人以上 二万人未満	七二〇円	五二〇円
二万人以上	一、一二〇円	七二〇円

7 投票所が市役所、区役所又は町村役場から十二軒以上離れた地に設けられた場合においては、特に要する旅費及び通信費を加算する。

8 投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

9 積雪のため投票箱の運搬にそりを使用する投票所については、特に要する運搬費を加算する。

(開票所経費)
第五條 投票の当日において開票を行つ開票所経費の基本額は、左の表に掲げる通りとする。

開票区 の選挙人数	区	市	町村
一千人未満	三、七六〇円	三、五八〇円	二、九三〇円
一千人以上 二千人未満	四、三九六円	四、一六四円	三、三〇〇円
二千人以上 三千人未満	五、九一六円	五、五六八円	四、二七二円
三千人以上 五千人未満	七、九七二円	七、四八〇円	五、八四六円
五千人以上 一万人未満	一〇、四四八円	九、七八〇円	七、六二四円
一万人以上 二万人未満	一三、四五五円	一二、五四三円	九、六三四円
二万人以上	一六、二一〇円	一五、一一〇円	一二、七九〇円
三万人以上	一八、七〇八円	一七、四二二円	一三、五四〇円

2 前項の開票所で勤務地手当を支給する地域に在るものについては、左の表に掲げる額に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。

開票区 の選挙人数	区	市	町村
一千人未満	一、四三〇円	一、二七〇円	七七〇円
一千人以上 二千人未満	一、七一六円	一、五二四円	八八〇円
二千人以上 三千人未満	二、五七四円	二、二八六円	一、三二〇円
三千人以上 五千人未満	三、一四六円	二、七九四円	一、六五〇円
五千人以上 一万人未満	四、〇〇四円	三、五五六円	二、〇九〇円
一万人以上 二万人未満	五、二九一円	四、六九九円	二、七五〇円
二万人以上	五、七二〇円	五、〇八〇円	二、九七〇円
三万人以上	六、五七八円	五、八四二円	三、四一〇円
三万人以上	七、七二二円	六、八五八円	三、九六〇円

3 投票の翌日において開票を行つ開票所経費の基本額は、第一項の基本額から左の表に掲げる額を減じた額とする。

開票区 の選挙人数	平日	日曜日	休日	平日	日曜日	休日	平日	日曜日	休日
一千人未満	一、四三〇円	一、二七〇円	七七〇円	一、四三〇円	一、二七〇円	七七〇円	一、四三〇円	一、二七〇円	七七〇円
一千人以上 二千人未満	一、七一六円	一、五二四円	八八〇円	一、七一六円	一、五二四円	八八〇円	一、七一六円	一、五二四円	八八〇円
二千人以上 三千人未満	二、五七四円	二、二八六円	一、三二〇円	二、五七四円	二、二八六円	一、三二〇円	二、五七四円	二、二八六円	一、三二〇円
三千人以上 五千人未満	三、一四六円	二、七九四円	一、六五〇円	三、一四六円	二、七九四円	一、六五〇円	三、一四六円	二、七九四円	一、六五〇円
五千人以上 一万人未満	四、〇〇四円	三、五五六円	二、〇九〇円	四、〇〇四円	三、五五六円	二、〇九〇円	四、〇〇四円	三、五五六円	二、〇九〇円
一万人以上 二万人未満	五、二九一円	四、六九九円	二、七五〇円	五、二九一円	四、六九九円	二、七五〇円	五、二九一円	四、六九九円	二、七五〇円
二万人以上	五、七二〇円	五、〇八〇円	二、九七〇円	五、七二〇円	五、〇八〇円	二、九七〇円	五、七二〇円	五、〇八〇円	二、九七〇円
三万人以上	六、五七八円	五、八四二円	三、四一〇円	六、五七八円	五、八四二円	三、四一〇円	六、五七八円	五、八四二円	三、四一〇円
三万人以上	七、七二二円	六、八五八円	三、九六〇円	七、七二二円	六、八五八円	三、九六〇円	七、七二二円	六、八五八円	三、九六〇円

4 前項の開票所で勤務地手当を支給する地域に在るものについては、左の表に掲げる額に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。

開票区 の選挙人数	開票区			市			町村		
	区	市	町村	区	市	町村	区	市	町村
一 千人 未 満	日曜日 休 日	日曜日 休 日	日曜日 休 日	日曜日 休 日	日曜日 休 日	日曜日 休 日	日曜日 休 日	日曜日 休 日	日曜日 休 日
二 千人 未 満	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
三 千人 未 満	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
四 千人 未 満	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
五 千人 未 満	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
六 千人 未 満	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
七 千人 未 満	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
八 千人 未 満	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
九 千人 未 満	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
一 万人 未 満	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
一 万 五 千 人 未 満	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
二 万 人 未 満	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
二 万 五 千 人 未 満	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
三 万 人 未 満	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
三 万 人 以 上	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円

5 前條第三項及び第五項の規定は、第三項の開票所の事務に従事する者の超過勤務手当費並びに第一項及び第三項の開票所の燃料費に、それぞれ準用する。

6 市の開票所が都道府県庁所在地に設けられたもの又は町村の開票所が都道府県庁の支庁若しくは地方事務所所在地に設けられたものについては、旅費及び通信費の不要分として、六百六十円を減額する。

7 市の開票所が都道府県庁の所在地から、町村の開票所が都道府県庁の支庁又は地方事務所からそれぞれ十二軒以上距つた地に設けられた場合においては、特に要する旅費及び通信費を加算する。

8 開票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の開票管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

9 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、前各項の規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人をこえる数一万人ごとに百分の三十を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六條 衆議院議員の選挙の選挙会経費の基本額は、十一万二千八百円とする。

2 参議院地方選出議員の選挙と参議院全国選出議員の選挙を同時に行う場合における選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、四十二万八千四百四十六円とする。

3 勤務地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、左の表に掲げる額に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。

選挙会又は選挙分会	選挙会又は選挙分会が開かれる地域		
	区	市	町村
衆議院議員選挙会	二七、一一八 円	一三、九九〇 円	
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	三七、一四一 円	三三、八五六 円	

4 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、六千三百円を加算する。但し、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、一級地にあつては七千八百七十五円、二級地にあつては九千四百五十円、三級地にあつては一万一千二百五十円、四級地にあつては一万二千六百円をそれぞれ加算するものとする。

(選挙公報発行費)
第七條 選挙公報発行費の基本額は、左の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙	選挙会又は選挙分会が開かれる地域		
	区	市	町村
衆議院議員選挙会又は参議院地方選出議員選挙分会	二七、一一八 円	一三、九九〇 円	
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	三七、一四一 円	三三、八五六 円	

都道府県の世帯数	選挙		
	選挙会又は選挙分会が開かれる地域	選挙会又は選挙分会が開かれる地域	選挙会又は選挙分会が開かれる地域
(一) 二十万 未 満	二、〇〇〇 円	二、〇〇〇 円	二、〇〇〇 円
(二) 三十万 未 満	三、〇〇〇 円	三、〇〇〇 円	三、〇〇〇 円
(三) 四十万 未 満	四、〇〇〇 円	四、〇〇〇 円	四、〇〇〇 円
(四) 五十万 未 満	五、〇〇〇 円	五、〇〇〇 円	五、〇〇〇 円
(五) 六十万 未 満	六、〇〇〇 円	六、〇〇〇 円	六、〇〇〇 円
(六) 七十万 未 満	七、〇〇〇 円	七、〇〇〇 円	七、〇〇〇 円
(七) 八十万 未 満	八、〇〇〇 円	八、〇〇〇 円	八、〇〇〇 円
(八) 九十万 未 満	九、〇〇〇 円	九、〇〇〇 円	九、〇〇〇 円
(九) 一百万 未 満	一〇、〇〇〇 円	一〇、〇〇〇 円	一〇、〇〇〇 円
(十) 一百万 以上	一一、〇〇〇 円	一一、〇〇〇 円	一一、〇〇〇 円

2 前項の表のうち第一号から第六号までに属する都道府県の選挙公報発行費の基本額は、当該各号の世帯数の幅の直近上位の各号に属する都道府県における選挙公報発行費の基本額をこえることができる。

3 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市役所が都道府県庁から、町村役場が都道府県庁の支庁若しくは地方事務所から、それぞれ十二軒以上離れた地に在る場合においては、特に要する通信費を加算する。

4 人口密度が稀薄なために選挙公報の配付に特に経費を要する町村については、全国選挙管理委員会が定めた額を加算する。

(候補者氏名等掲示費)
第八條 候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票所について左の表に掲げる通りとする。

候補者数	衆議院議員選挙又は 参議院地方選出議員 選挙	参議院全国選出議員 選挙
十四人未満	三三三	—
十四人以上 二十人未満	三三六	—
二十人以上 三十人未満	三三八	—
三十人以上 五十人未満	—	五二
五十人以上 一百人未満	—	六八
一百人以上 二百人未満	—	八三
二百人以上 三百人未満	—	九八
三百人以上 四百人未満	—	一二七
四百人以上 五百人未満	—	一四二

(演説会施設公営費)
第九條 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、左の表に掲げる通りとする。

演説会場の 施設の坪数	区		市		町村	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
五十坪未満	四六六	七四八	四四六	七〇〇	四一六	五七九
五十坪以上 百坪未満	四六六	七五五	四四六	七〇七	四一六	五八六
百坪以上 二百坪未満	四六六	七八五	四四六	七三七	四一六	六一六
二百坪以上 三百坪未満	四六六	—	四四六	—	四一六	—
三百坪以上 四百坪未満	四六六	—	四四六	—	四一六	—
四百坪以上 五百坪未満	四六六	—	四四六	—	四一六	—
五百坪以上	四六六	—	四四六	—	四一六	—

2 演説会場が勤務地手当を支給する地域に在る場合において、演説会が夜間に行われるときは、区にあつては二百四十四円、市にあつては二百六十四円、町村にあつては二百二十五円に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。
3 演説会が日曜日の昼間に行われる場合においては、区にあつては百九十五円、市にあつては百七十三円、町村にあつては百円をそれぞれ加算する。但し、勤務地手当を支給する地域にあつては、これらの額及びこれらの額に勤務地手当支給率を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。
4 演説会が休日の昼間に行われる場合の基本額は、夜間の基本額によるものとする。
5 演説会を夜間に開催する場合において臨時に電球の取付けを必要とするときは、演説会場の

施設の坪数が五十坪未満のものにあつては六十七円、五十坪以上百坪未満のものにあつては九十五円、百坪以上五百坪未満のものにあつては百四十円、五百坪以上のものにあつては二百四十円をそれぞれ加算する。

6 前項の場合において配線の必要があるときは、四百四十四円を加算する。但し、当該演説会が開催される建物に電燈設備があり、且つ、その場所を使用する集会において臨時に電燈施設の取付けをすることを例とする場合に限るものとする。

7 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、七十二円を加算する。但し、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、一級地にあつては九十円、二級地にあつては百八円、三級地にあつては百二十六円、四級地にあつては百四十四円をそれぞれ加算するものとする。

8 演説会場の廊下等が聴衆席として使用される場合においては、その面積は、当該演説会場の坪数に含めるものとする。

9 演説会場の施設について使用料の定がある場合において、その料金が演説会開催のために必要な施設の費用を含むときは、その料金の額を基本額とする。
(立会演説会費)

第十條 衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙の立会演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、左の表に掲げる通りとする。

施設 演説会場の 坪数	区		市		町村	
	平日	日曜日・休日	平日	日曜日・休日	平日	日曜日・休日
五十坪未満	一、三三六	一、七四八	一、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、五〇〇
五十坪以上 百坪未満	一、三三六	一、七五五	一、二〇〇	一、六〇七	一、一〇〇	一、五〇七
百坪以上 二百坪未満	一、三三六	一、七八五	一、二〇〇	一、七三七	一、一〇〇	一、六一六
二百坪以上 三百坪未満	一、三三六	—	一、二〇〇	—	一、一〇〇	—
三百坪以上 四百坪未満	一、三三六	—	一、二〇〇	—	一、一〇〇	—
四百坪以上 五百坪未満	一、三三六	—	一、二〇〇	—	一、一〇〇	—
五百坪以上	一、三三六	—	一、二〇〇	—	一、一〇〇	—

2 勤務地手当を支給する地域における立会演説会については、左の表に掲げる額に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。

演説会開催の時 演説会開催の日	区		市		町村	
	平日	日曜日・休日	平日	日曜日・休日	平日	日曜日・休日
夜間	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昼間	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

3 前條第七項の規定は、第一項の立会演説会の燃料費に準用する。
(新聞広告公営費)
第十一條 新聞広告の公営に要する経費は、全国選挙管理委員会が定める。

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、都道府県にあつては二百六十円、都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市区町村にあつては千八十円をそれぞれ加算する。但し、都道府県庁、都道府県の支庁若しくは地方事務所、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域に在る場合においては、左の表に掲げる額を加算するものとする。

地 域	都道府県市町村等	都道府県	都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市区町村
	都道府県	都道府県	都道府県
一級地	二、七〇〇円		一、三三〇円
二級地	三、二四〇		一、六二〇
三級地	三、七八〇		一、八九〇
四級地	四、三二〇		二、一六〇

5 都道府県庁にあつては東京と、都道府県の支庁若しくは地方事務所、市役所又は特別区の区役所にあつては都道府県庁と、大都市の区役所にあつては市役所と、町村役場にあつては都道府県の支庁若しくは地方事務所との間の旅費及び通信費で基本額に含めるものは、距離に応じて増減することができる。

(選挙長の費用弁償額)

第十四条 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、左の表に掲げる通りとする。

選挙	衆議院議員選挙			参議院地方選出議員選挙			参議院全国選出議員選挙		
	投票管理者、開票管理者、選挙長等	投票管理者	開票管理者	投票管理者	開票管理者	選挙長	投票管理者	開票管理者	選挙長
投票管理者	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円
開票管理者	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円
選挙長	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
選挙分会長	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投票立会人	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇
開票立会人	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇	一日につき 一〇〇
選挙立会人	一日につき 一〇〇	一日につき 一五〇	一日につき 一五〇	一日につき 一五〇	一日につき 一五〇	一日につき 一五〇	一日につき 一五〇	一日につき 一五〇	一日につき 一五〇

2 選挙長又は選挙分会長が職務のため旅行するときの費用は、鉄道賃、船賃、車馬賃、日当及び宿泊料とし、その額及び支給の方法は、全国選挙管理委員会と定めるところによるものとする。

3 第一項の費用の額は、第四條から第六條までに規定する経費の基本額中に含めるものとする。

(最高裁判所裁判官国民審査の経費)

第十五條 最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院地方選出議員の選挙会経費及び参議院全国選出議員の選挙会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院地方選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等揭示費の額については、参議院地方選出議員の候補者氏名等揭示費の額に準ずる額とする。

2 前項に規定する種目以外の国民審査に要する経費は、衆議院議員の総選挙の経費中に含めるものとする。

(日本国憲法第九十五條の規定による投票の経費)

第十六條 日本国憲法第九十五條の規定による投票に要する経費の額は、投票が一又は二以上の市町村(特別区を含む。)の区域にわたつて行われる場合においては、第四條、第五條及び第十三條の規定によつて算出した経費の額の二分の一に相当する額以内の額とし、投票が一又は二以上の都道府県の区域にわたつて行われる場合においては、都道府県並びに道都府県の支庁及び地方事務所については第十三條の規定による経費の額の、当該都道府県の区域内に在る市区町村については第四條、第五條及び第十三條の規定によつて算出した経費の額の、それぞれ二分の一に相当する額以内の額とする。

(再選挙等の経費)

第十七條 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四條から第十五條までの規定によつて算出した額の三分の二に相当する額以内の額とする。

(交付)

第十八條 全国選挙管理委員会は、第四條から前條までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会において要する経費及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内に在る市町村において要する経費として交付を受けた額を市町村に交付するものとする。

2 避けることのできない事故その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、全国選挙管理委員会は、前項の交付額の百分の五以内の額で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

3 都道府県又は市町村が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国会議員の選挙等の事務の一部を実施することを要しなくなった場合においては、全国選挙管理委員会は、既に交付した交付金のうちその事務の実施に要する経費に相当する額の全部又は一部を還付されることができ。

(投票区又は開票区の設置の基準)

第十九條 市区町村の選挙管理委員会が市区町村の区域を分けて数投票区を設け、若しくはその数を増加し、又は都道府県の選挙管理委員会が市の区域を分けて数開票区を設け、若しくはその数を増加しようとする場合においては、全国選挙管理委員会の定める基準に従つてしなければならない。

(選挙人及び世帯数の意義)

第二十條 この法律における選挙人の数は、前年の十二月二十日をもつて確定した衆議院議員選挙人名簿に登録された選挙人の数とする。但し、当該選挙人名簿に登録された選挙人の数が選挙又は国民審査に用いべき選挙人名簿に登録された選挙人の数と著しく異なるときは、その選挙

選挙人の数	一千人未満	一千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
金額	三、三〇〇円	三、三〇〇円	六、三〇〇円	二、〇〇〇円	一六、六〇〇円	二〇、〇〇〇円

3 投票又は開票が休日に行われる場合においては、左の各号の表に掲げる額を加算する。但し、前項の場合においては、これらの額及びこれらの額に勤務地手当支給率を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上
金額	六、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所
三 大都市
四 区
五 市

選挙人の数	三十万人未満	三十万人以上五十万人未満	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上
金額	六、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円

六 町村

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書（本号の附録に掲載）

〔野村専太郎君登壇〕

○野村専太郎君 たいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、都道府県及び市町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行につき、国が負担する経費の基準を定めることを目的とするものであります。

御承知のごとく、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び憲法第九十五條の規定による投票の執行の事

務は、大部分地方の選挙管理委員会に委任して行われるのでありまして、国はその所要経費の全額を負担することとなつてゐるのであります。しかるに、従来より明らかな基準が存しなかつたため、その経費をめぐつて幾多の問題が起つてゐたのであります。昨年一月に行われました衆議院議員総選挙におきまして、政府は当初七億七千万円の国費を支出したものであります。地方によりましては、実施の結果はなほだしい経費不足を生じ、地方財政を圧迫するに至つたものが少なく、結局政府は、第六回国会において一億七千八百萬円の追加を補正予算に計上いたさざるを得ないような事態が生じて参つたのであります。このように事後に問題を残すことが多き事態は、国の財政にも、また地方選挙管理

委員会の事務執行の上にも不安を興え、選挙の適正かつ円滑な執行に支障を生ずることとなるのであります。この際国会が負担すべき経費の基準をあらかじめ法定することにより地方選挙管理委員会が選挙に使用し得る経費を予測できるようにいたし、他方国の負担額もいたずらに膨大になることを防ぎ、紛議の発生を未然に防止することが適当と考えられるのであります。これが本法案の提出理由であります。

本法案は、去る四月六日、本委員会に予備審査のため付託となり、同十三日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、五月一日質疑応答を行い、翌二日、参議院より一部修正の上本院に送附せられ、本委員会に本付託となりましたので、同日さらに質疑応答を重ねたのであります。次いで同日討論、採

決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。以上をもつて御報告いたします。

（拍手）
○副議長（岩本信行君） 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び釜山保安監督部支部の設置に關し承認を求めの件を議題となし、この際委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長（岩本信行君） 山本君の動議に御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び釜山保安監督部支部の設置に關し承認を求めの件（内閣提出）
○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、地方自治法第五十六條第四項

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び釜山保安監督部支部の設置に關し承認を求めの件を議題となし、この際委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。通商産業委員理事瀧谷雄太郎君。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び釜山保安監督部支部の設置に關し承認を求めの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び釜山保安監督部支部の設置に關し承認を求めの件

の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び鉱山保安監督部支部設置に関し承認を求めるとの件
第七国会において審議中の臨時石炭鉱業管理法の廃止に関する法律が施行された場合には、別表上欄に掲

別表

名	称	位	置
札幌通商産業局岩見沢石炭事務所		岩見沢市	
札幌通商産業局滝川石炭事務所		石狩国滝川町	
札幌通商産業局夕張石炭事務所		夕張市	
札幌通商産業局釧路石炭事務所		釧路市	
東京通商産業局平石炭事務所		平市	
広島通商産業局宇部石炭事務所		宇部市	
福岡通商産業局飯塚石炭事務所		飯塚市	
福岡通商産業局田川石炭事務所		田川市	
福岡通商産業局直方石炭事務所		直方市	
福岡通商産業局佐賀石炭事務所		佐賀市	
福岡通商産業局佐世保石炭事務所		佐世保市	
東京鉱山保安監督部支部		平市	
広島鉱山保安監督部支部		宇部市	

ける石炭事務所及び鉱山保安監督部の支部を同表下欄に掲げる位置に設置する必要があるため、これらの設置についてあらかじめ地方自治法第百五十六條第四項の規定による国会の承認を求めるとの件

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び鉱山保安監督部支部の設置に関し承認を求めるとの件(内閣提出)に関する報告書
(本号の附録に掲載)

〔瀬谷雄太郎君登壇〕

〇瀬谷雄太郎君 たいだいま議題となりました、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び鉱山保安監督部支部の設置に関し承認を求めるとの件につきまして、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、さきに本院において可決されました臨時石炭鉱業管理法の廃止に

ちに採決すべしとの動議が提出されたので、門脇委員より動議を採決の結果、多数をもって採決すべきものと決しました。よつて質疑並びに討論を省略して、ただちに採決の結果、多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもちまして御報告といたします。(拍手)
〇副議長(若本信行君) 採決いたしました。本件を委員長報告の通り承認を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
〇副議長(若本信行君) 起立多数。よつて本件は委員長報告の通り承認を與えるに決しました。

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案(中山マサ君外二十三名提出)

〇山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、中山マサ君外二十三名提出、未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

〇副議長(若本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
〇副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられ

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を求めます。中山マサ君。

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

道的機關より速かに調査団を派遣せしめられたい。
右決議する。

〔中山マサ君登壇〕

〇中山マサ君 たいだいま議題となりました未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案につきまして、その趣旨弁明をいたします。

まず案文を朗讀いたします。
未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

日本国民は終戦以来「ボツダム」宣言を忠実に履行して今日に至つた。然るに終戦以来五ヶ年に垂んとする今日なお三十有万余名の日本人がソ連並びにソ連の勢力下に有る地域(シベリヤ、樺太、北鮮、大連並びに中共地域を含む)に残留せしめられ生死不明の状況にある。政府は司令部を通じてソ連に対してしばしば正式の報告を求めたにも拘らずソ連より何等正式の報告がないのでいまや留守宅家族は勿論全日本国民の心痛は其の極に達している。

本院は茲に院議をもつて我が国民の此の氣持を代表し連合國最高司令官に対し國際連合を通じて世界の正義と輿論に訴へ本件の速かなる解決のためあらゆる援助を與えられんことを要請すると共に特に左の点の実現について御配慮の懇請をする。

(一) ソ連並びにソ連勢力下にある地域(シベリヤ、樺太、北鮮、大連並びに中共地域を含む)の残留者全員を一日も速かに帰還せしめられたい。

(二) ソ連並びにソ連勢力下の地域に抑留中死亡したものと並びに戦犯關係として抑留されている者一般受刑者及び病氣のため残留している者等の氏名を速かに発表せしめられたい。

(三) ソ連並びにソ連の勢力下にある地域に残留せしめられた日本人の生死及び動靜を調査するため國際連合又は中立の機關若しくは人道的機關より速かに調査団を派遣せしめられたい。

(四) ソ連並びにソ連勢力下の地域に抑留中死亡したものと並びに戦犯關係として抑留されている者一般

受刑者及び病氣のため残留している者等の氏名を速かに発表せしめられたい。

(五) ソ連並びにソ連勢力下の地域に抑留中死亡したものと並びに戦犯關係として抑留されている者一般

受刑者及び病氣のため残留している者等の氏名を速かに発表せしめられたい。

(六) ソ連並びにソ連勢力下の地域に抑留中死亡したものと並びに戦犯關係として抑留されている者一般

受刑者及び病氣のため残留している者等の氏名を速かに発表せしめられた。

(三) ソ連並びにソ連の勢力下にある地域に残留せしめられた日本人の生死及び動静を調査するため人道の機關より速かに調査団を派遣せしめられた。

右決議する。(拍手)

第一回国会以来、第七回国会に至る間、本院におきましては、数多くの海外残留者のすみやかなる帰還実現をこいねがい、その都度院議をもつて帰還促進の決議をなして今日に至つたのでござい、終戦以来五年目を迎へ、日本国民はひたすらボツダム宣言を忠実に守つて参つたのでござい、ソ連及びソ連の勢力下にある地域には、いまだ三十有余万の同胞が……

(発言する者多く、議場騒然)

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。

○中山マサ君(総) 残留せしめられてゐるのでござい、総司令部より正式報告を求められたにもかかわらず、何らの回答も與えられなかつたのでござい、しかも、去る四月二十二日、突如としてタス通信は送還完了を報じ、戦犯関係者二千四百五十八名及び病人九名を残すのみと発表したの

でござい、もちろんこれは正式公報でなく、單なる一新聞の報道にすぎないのでござい、留守家族、留守家族、全国民に與えた衝撃はまことに大なるものでござい、今や留守家族等は血書をもつて悲痛な訴えをなしている今日の段階において、総司令部の絶大なる好意にすがり、国民の総意によりまして、この上

は国際連合にこれを訴え、ソ連並びにソ連勢力下にある地域の残留者の全員を二日もすみやかに帰還せしめられたく、また全地域にあつて抑留中死亡せざるやに戦犯関係者等の氏名をすみやかに発表していただき、またソ連並びにソ連の勢力下にある地域に残留せしめられた日本人の生死及び動静を調査するため、国際連合または中立の機關もしくは人道の機關よりすみやかに調査団の派遣を懇請して、この悲惨な運命に置かれてゐる留守家族の状況及び三十有余万が事実未帰還であることとを調査の上確認していただき、世界の輿論に訴へて、この困難なる事業の完遂を期せんとするものでござい、

幸いにしてこの決議案が議決せられたならば、政府は何時国際連合その他中立の機關または人道の機關より調査を受けても調査を受入れられる万般の準備をなしておりますことを付言いたしまして、趣旨の弁明を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。田中堯平君。

〔田中堯平君登壇〕
〔君らはソ連の手先でないことを先に言つてから言え〕と呼ぶ者あり

○田中堯平君 よし、ただいま上程されました、引揚げ問題を国連に持ち込もうとするこの決議案に対し、日本共産党を代表いたしまして、絶対に反対の討論をいたします。

一体、今日こういう決議案を国会に上程するその意図はどこにあるか。反ソ反共の宣伝をやる以外には……

(発言する者多く、議場騒然)
○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。

○田中堯平君(総) 何ら意味がない。なぜか。大体、三十七万なお未帰還者の数があるなど、大でためめを言つておる。三十七万の数字の基礎はどこにあるか。われわれは、第六回国会以来、政府に対して未帰還者の数の基礎を明確にしてくれというものを、繰返し追及してゐる。しかるにもかかわらず、日本政府は一度もこの数の基礎を明示したことがない。もし三十七万が現在なおソ連にあるということならば、政府みずから堂々とこの数字を明示すればいいじゃないか。

大体、終戦の直前においては、皆さん御承知の通り、あの満州における日本の同胞の数というものは、当時日本政府が、たとえば海軍省を通じて、あるいは厚生省、あるいは外務省を通じて、いろいろに発表をしておるけれども、その数字は五十万、八十万という開きがみえるではないか。なぜこういう責任ある発表に数字の食い違いがあるか。あのださくさまぎれに莫大なる戦死者があつたことも、南方に移駐したことも、それらの調査は一切できておらぬ。だから数字の食い違いがある。かかる基礎の固まらないこの事実に基づいて、一体何万、何十万が向うにおると言つてみたところで、何で信頼する根拠がありますか。しかも吉田首相は、本国会において、三十七万とは單なる想像上の数字にすぎないといふことを、みづから言明しておるではありませんか。(拍手)

かくのごとく、三十七万などと大でためめな数字を並べて、これを返せなどということは、おそらく提案者にと、その確信も自信もありはしない。(拍手)にもかかわらず、これをやらなければならぬというのは、一体いかなる根拠によつてであるか。もつぱら反

ソ反共の道具に使つて来る選挙を有利に導こうということもあらうけれども、目下全世界にまた第三次世界大戦の危機が切迫してゐる。国の内外の独占資本は、欧州においては西ドイツを、東洋においては日本を、その前進基地として、軍事基地化の工作に余念がない。單に物質的に戦争準備を急ぐだけではない、国民の精神的な武装もしなければならぬので、必要もないのに、国民が中国やソ連に接近することに對し水を差し、敵愾心に切りかえて、そうして精神的に戦争の準備を進めておるのである。(拍手)

また国内においては、皆さんごらんの通り、今やだれも彼も戦争反対、平和、独立日本ということをしていねがつておる。この四月には、多くの學者の會議、たとえば地質學者とか、全日本の物理學者とか、あるいは日本學術會議というやうな學者、有識者の団体が相次いで戦争反対、平和、独立の決議をし、聲明をしておる。また労働者や農民や勤労市民というものは、あるいは工場において、農漁村において、学校において、街頭において平和を守る會を組織し、平和運動を猛烈に起している。昨日のあのメーデーをこらんなさい。東京だけでも六十万から集まつてゐる。このメーデーは世界一の大きなメーデーの一つと言われているが、このメーデーに集まつた勤労大衆は何と叫んでおるか。多くのスローガンのうちで、平和と独立、この二つを中心スローガンとして主張してゐるのはないか。

かくのごとくにして、今や全国民は、津々浦々に至るまで、日本の平和と、戦争に巻き込まれないことと、民族の独立、これを念願して立ち上りつゝある。かかる勤労階級の革命勢力を諸君は恐れている。こいつを弾圧す

る、これに攻撃を加えなければ戦争の準備にはならぬのであります。それゆゑ日本において……

○副議長(岩本信行君) 田中君に申し上げます。申合せの時間が参りましたので、結論をつけてください。

○田中堯平君(総) 諸君、この提案者並びにこれに賛成の諸君、諸君は、ただこの案によつて戦争の挑発をやつておるだけではない。さらには、あの池田蔵相が渡米の途中、ハワイで何と言つたか。そうしてまた、今朝の新聞に出てゐる吉田首相の談話は何を意味するか。諸君はあらゆる手段を盡して、今や世界戦争に……

○副議長(岩本信行君) 田中君、結論をつけてください。

○田中堯平君(総) その一つの現われが、この引揚げ問題を国連に持ち込もうとするところの陰謀であります。かかる国内革命勢力を弾圧し、国際的には戦争を挑発しようとするやうな提案に対しては、命がけで断固反対します。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

この際内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。吉田内閣総理大臣。

(國務大臣吉田茂君登壇)

○國務大臣(吉田茂君) 引揚げ促進に對するたゞいまの決議に對しまして、政府といたしまして一言所見を述べます。(拍手)

終戦直後においてソビエトその他中

持つております陸軍その他の調査によつて、大体の数字は政府が承知いたしておるところであります。その後において、どれくらいな人がどうなつたか、詳細のことは「わからぬだろう」と呼ぶ者あり。わからぬのがあたりまえであります。何となれば、ソビエトとの間に日本としては何らの機関も持つておらないのでありますから、実情がわからぬのはあたりまえであります。その実情を知らんと欲して、しばしばソビエト政府その他に対して、連合軍司令部を通じて、その実情について詳細なる調査を絶えず求めており、また帰還者等によつて、現在ソビエト地区その他中共地区にどのくらいな同胞が残つておるか、絶えず詳細な調査をいたしておるのであります。が、しかしながら、国として、政府としてみずからの機関を持つておらないのでありますから、正確な数字は知り得ないのであります。知り得ないのが当然であるのであります。(拍手)また、この実数を調査することを妨ぐるものは共産党諸君であるかもしれなないのであります。(拍手)はなはだ残念なことでもあります。しかしながら、政府としては、あくまでも在ソ未帰還同胞の消息については絶えず知らんと欲して百方力を盡しておるのであります。また総司令部においても非常な同情を持つて、懇切にその調査に従事してあるものであります。何分今日まで何らの情報を得ることができないのであります。ゆゑに決議案のように、国際連合その他国際団体によつて未帰還者の実情を調査することができましたならば、政府としても、国民としても、まことに満足するところがあるのであります。また仕合せに、そういう機関が在外のソビエト、中共等にある同胞

等の実情調査に従事してくれるならば、政府といたしましては、あらゆる便宜を提供し、政府が持つておる、あるいは政府その他が持つておるあらゆる資料を提供して調査の便宜を與えたいと思ふのであります。何分いまだその実情については詳細なる報告を得ることができないものでありますから、政府はいたづらに焦慮するのみであります。もし総司令部が、国際団体その他を通じて未帰還者同胞の実情について調査するようになつたならば、政府としても、また国民としてもまことに喜ぶべきこととして、この決議案の御趣意は、政府としてはこれを尊重し、またその実現に努める考えであります。(拍手)

鉱害に関する決議案(神田博君外三十四名提出)
天然ガス緊急開発に関する決議案(神田博君外三十五名提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、神田博君外三十四名提出、鉱害に関する決議案及び神田博君外三十五名提出、天然ガス緊急開発に関する決議案の両案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際一括上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

鉱害に関する決議案、天然ガス緊急開発に関する決議案、右両案を一括して議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。小金義照君。

鉱害に関する決議案
石炭採掘による鉱害のため、美田は変じて泥海と化し、住宅は日夜倒壊の危険に脅され、交通通信はと絶し、祖先の墳墓は水底に没する等、惨たんたるその実情は、路傍の人もなお正視するに忍びないものがある。

昨年十月資源庁の調査にかかると、炭鉱の鉱害復旧費は、総額実に二三一億円に上り、この中特別鉱害復旧臨時措置法によつて処理せられるものは、約五〇億円に過ぎない。

しかも炭鉱の鉱害は、更に今後も続々発生することに想い到时、経済上の損失、公共福祉の阻害、あるいは人心の不安等、誠に憂慮に耐えないものがある。

本院は、今般特別鉱害復旧臨時措置法の成立せるに際し、一般鉱害の復旧についてもまた、これと一体不可分の関係にあるものとして、特別の関心を有するとともに、鉱害対策は、総合的な国土計画の一環たる性質を有するものと認める。

政府は、本件の重大性、特に今日の事態を招来した原因に深く鑑み、既存鉱害の復旧を促進するため、あらゆる手段を講ずるはもちろん、国土計画の観点からも対策を樹て、今後の発生を最小限度に喰い止めるため、鉱業権の設定、施業案の認可等に関する根本塞源的措置についても万遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

天然ガス緊急開発に関する決議案
天然ガス緊急開発に関する決議案産業の振興は、一つにかかつて石炭、水力、石油等天然資源の開発に

まつものであるが、わが国の石油資源は、その埋蔵量極めて貧弱、国内消費の九〇パーセントを輸入に仰ぎ、その総額は、年間五〇〇万ドル以上の多額に達する実情であつて、埋蔵量七〇億立方メートルといわれ、石油に優るとも劣らぬ資源と考えられている天然ガス資源の開発は、急務中の急務であるにもかかわらず、十年一日の如く遅々として進展しない有様である。

天然ガス資源を、緊急に開発して、自動車燃料を始め、工業用家庭用の燃料に充当し、あるいは、酸ビニール製造の原料として、これが利用を促進するときは、輸入資金を節約するとともに、国内産業を振興し、平和日本再建のために貢献するところ多大なるものがあると確信する。

よつて本院は、政府に対して天然ガス資源の緊急なる開発に関し、積極的な左記対策を講ずべきことを要する。

一 天然ガス生産量日産五〇万立方メートル以上を確保するために、必要且つ適正なる措置を講ずること。

一 天然ガス資源開発に要する設備資金の融資につき、特別措置を講ずること。

一 天然ガス利用による、酸ビニール製造方法の研究助成につき、速やかに対策を樹立すること。

一 天然ガス埋蔵地域の地質調査、試掘等は、国家自らこれを行うのほか、国庫補助の途を開くこと。

右決議する。

○小金義照君 私は、ここに通商産業

委員会全委員の提案にかかります。鉱害に関する決議案について、決議及びその理由を申し述べたいと存じます。まず決議案を朗読いたします。

鉱害に関する決議案
石炭採掘による鉱害のため、美田は変じて泥海と化し、住宅は日夜倒壊の危険に脅され、交通通信はと絶し、祖先の墳墓は水底に没する等、惨たんたるその実情は、路傍の人もなお正視するに忍びないものがある。

昨年十月資源庁の調査にかかると、炭鉱の鉱害復旧費は、総額実に二三一億円に上り、この中特別鉱害復旧臨時措置法によつて処理せられるものは、約五〇億円に過ぎない。

しかも炭鉱の鉱害は、更に今後も続々発生することに想い到时、経済上の損失、公共福祉の阻害、あるいは人心の不安等、誠に憂慮に耐えないものがある。

本院は、今般特別鉱害復旧臨時措置法の成立せるに際し、一般鉱害の復旧についてもまた、これと一体不可分の関係にあるものとして、特別の関心を有するとともに、鉱害対策は、総合的な国土計画の一環たる性質を有するものと認める。

政府は、本件の重大性、特に今日の事態を招来した原因に深く鑑み、既存鉱害の復旧を促進するため、あらゆる手段を講ずるはもちろん、国土計画の観点からも対策を樹て、今後の発生を最小限度に喰い止めるため、鉱業権の設定、施業案の認可等に関する根本塞源的措置についても万遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

以下、提案理由を述べます。炭鉱鉱

害の問題は、現地においては、経済問題だけでなく、すでに大なる社会問題にまで発展しているのであり、これら被害のうち、いわゆる特別被害は、今回の復旧臨時措置法によつて一応安心できるのではありませんが、これは全体の約五分の一程度にすぎない有様であります。特別被害だけが処理せられても、なおこれに数倍する一般被害が残ることをわれわれは忘れてはならないのであります。事態を今日のごとく悪化せしめたことについてはいろいろの原因が考えられますが、石炭鉱業に関する行政当局の措置そのよろしきを得なかつた点の小さいことも否定し得ないところであり、いわゆる無過失損害賠償の原則が確立せられ、担保提供の制度が設けられており、供託金は貨幣価値暴落のため、なきにひとしい状態であるがために、復旧を阻害している点も少くはないのであります。今後の対策として政府当局に要望したいことは、公共事業費による国庫補助の増額、土地改良費の国庫支弁その他あらゆる手段を講じて、すみやかに復旧をはかるとともに、今後続発する被害を最小限度にとどめるため、いやくも採掘のために生ずる被害を完全に賠償し得る見通しのつかないものに対しては、鉱業権の設定や施業の認可等と連帯しないことはもちろん、供託金の適正化、賠償の紛争に対する調停、あつせん等についてもそれぞれ善処せられたいのであります。なお復旧工事の合理化をはかるとともに、採掘と被害復旧との総合調整についても、国土計画その他ともならみ合せまして遺憾なきを期せられたいのであります。

以上、簡単にが、本決議案の趣旨を弁明した次第でございます。

天然ガス緊急開発に関する決議案について、提案者を代表して提案理由の説明をいたします。

天然ガス緊急開発に関する決議案

産業の振興は、一つにかかつて石炭、水力、石油等天然資源の開発にまづものであるが、わが国の石油資源は、その埋蔵量極めて貧弱、国内消費の九〇パーセントを輸入に仰ぎ、その総額は、年間五〇〇〇万ドル以上の多額に達する実情であつて、埋蔵量七〇〇億立方メートルといわれ、石油に優るとも劣らぬ資源と考えられている天然ガス資源の開発は、急務中の急務であるにもかかわらず、十年一日の如く遅々として進展しない有様である。

天然ガス資源を、緊急に開発して、自動車燃料を始め、工場用家庭用の燃料に充当し、あるいは酸ビニール製造の原料として、これが利用を促進するときは、輸入資金を節約するとともに、国内産業を振興し、平和日本再建のために貢献するところ多大なるものと確信する。

よつて本院は、政府に対して天然ガス資源の緊急なる開発に関し、積極的に左記対策を講ずべきことを要望する。

一 天然ガス生産量日産五〇万立方メートル以上を確保するために、必要且つ適正なる措置を講ずること。

一 天然ガス資源開発に要する設備資金の融資につき、特別措置を講ずること。

一 天然ガス利用による酸ビニール製造方法の研究助成につき、速やかに対策を講ずること。

と。

一 天然ガス埋蔵地域の地質調査、試験等は、国家自らこれを行うのほか、国庫補助の途を開くこと。

右決議する。

平和日本の再建は、もつぱら輸出産業の振興による以外はないと考えられておりますが、わが国は国土が狭く、天然資源もきわめて貧弱であり、そのうち、その実現には幾多の難関が予想されておりますことは御承知の通りであります。しかしながら、天然ガス資源の調査研究が進むにつれて、これを急速に開発して多方面に利用することによつて産業の振興をはかり、輸出を盛大にするには必ずしも難事ではないといふ確信を抱くに至つたのであります。

天然ガスは、熱量八千カロリー以上で、オクタン・バリエー二一〇であり、自動車燃料としてはガソリン以上の性能を有するものでありまして、現に各地では、工場用の燃料として、あるいは家庭用の燃料として広く利用されているのであります。なお最近、天然ガスを原料として酢酸ビニールを生産することも各方面において研究されつつあるものであります。天然ガスの利用価値は今後ますます増大することと期待されておりますが、天然ガス鉱業の現状はまだ新興産業の域を脱していないといふことは、まことに残念に存する次第であります。アメリカにおきましては四大燃料の一つに数えられ、天然ガスの消費量は全アメリカのエネルギー消費量の七分の一に達し、天然ガス輸送用のパイプ・ラインの延長は実に数万マイルに及び、鉄道延長よりも長く、あらゆる部門に利用されているといわれております。この際政府は、緊急措置を講じ、天然ガス資源の開発を助成して、少くとも現在の日産二十万立方メートルを、日産五十万立方メートル以上に増加するとともに、天然ガス利用の促進、天然ガスの輸送用パイプ・ラインの実現を期すべきであると信ずるものであります。

以上の理由によつて、本決議案を提出した次第でありますから、何とぞ御審議の上御賛成をお願いしたいと存する次第でございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これより討論に入ります。青野武一君。

(青野武一君登壇)

○青野武一君 ただいま議題となりました鉱害に関する決議案に対しまして、日本社会党を代表いたしまして、賛成の意を表する次第であります。

四月二十六日の衆議院の本会議におきまして、特別被害復旧臨時措置法は、事實上各党各派満場一致でこれが決定を見たのであります。しかしながら、ただいま決議案を朗読されたように、特別被害の復旧のみをもつて、炭鉱被害の復旧の完璧を期することは至難中の至難であるのであります。ただいまの決議案の内容にありましたように日本全体の炭鉱の被害の復旧費の総額は二百三十一億といわれてゐるのであります。戦時中強行採炭をいたしましたそのための被害は、そのうちの九十億に相当するといわれておつたのであります。実際は、五箇年継続事業として約五十億圓が、いわゆる特別被害復旧臨時措置法の中で決定せられたことは、御存じの通りであります。

一昨年四月九日の、時の政府の閣議によつて、初めて特別被害の被害額の問が取り上げられまして、復旧の理由をいたしましては、食糧と石炭の増産と炭業の災害を防止するといふ目的のために、これが発足したのであります。

その工事費の財源は、国庫補助金と地方公共団体の負担金を特別被害復旧費として、石炭一トン当りについで十六圓十一銭を炭価に織り込みまして配炭公社にプールする方法によつて、この事業費は調達せられたのであります。が、昨年の九月十六日をもつて配炭公社は解散し、石炭の統制が撤廃せられまして、この主要なる復旧費の財源は、遂に失うことになつたのであります。従つて、継続せられておりました復旧事業というものは、事実上昨年の九月から中絶を見たのであります。

御承知のように、私どもの居住しております附近にありまして、筑豊炭田に具体的例を二、三とりまして、見渡す限り、二、三日雨が降りますと、五尺も六尺もたまつた雨水のはけ場がない。海岸から五里も六里も距離の離れたところの田畑畑が、わずかに海抜一メートル半、二メートルの差でありますために、雨水を吐くことができなくて、せつかく米や麦をつくりましても、自信を持つて農民が農業に従事することができないという土地が数

万町歩筑豊炭田にはあるのであります。一部、一部の炭鉱業者は、その補償金のために、年々三千万、六千万圓の金を補償費として出さなければならぬような、気の毒な被害状況が各所にあるのであります。

キタイ台風によりまして、筑豊炭田の一部は、普通の台風による被害に輪をかけて、有名な遠賀川の堤防も、支流の川のキタイ台風の増水によつてこれが決壊したために、百数十町歩の土地と、そこに実つております稲と人家を一時のうちに押し流したといふことは、関係者が各党派の代表者に陳情したことで御存じの方かと思ひますが、こういう特別被害が今度の

第七通商国会を通過いたしましたも、この一般鉱害の残されておりまする復旧費の百八十一億という問題が解決しなければ、車の両輪の一方がないのと同じ結果になるのであります。

また、将来におきましてもこの炭鉱の鉱害がますます大きな問題を投げかけて来るという事を私は意識して申します。北九州の鉄の都といわれておりまする八幡は、御承知のように八幡製鉄所の従業員が三万五千名あります。鉄鋼一貫作業の製鉄所といまして、その機械設備の上に東洋一の優秀さを誇っておりますが、それが中鶴炭鉱という炭鉱経営者の手によつて、鉱業権の上に立つて、八幡市、若松市、戸畑市、これが上水道の貯水池であります。下は石炭を掘り込んで来ようとする行き方があるのであります。

○副議長(岩本信行君) 青野君に申し上げます。時間が参りましたので、結論をお急ぎ願います。

○青野武一君(続) もしこの炭鉱経営者のなすがままにまかしておきますならば、数年を出でずして、北九州の有力なる三市、八幡の製鉄所は作業を停止しなければならぬように、貯水池が決壊して水が汚化するという運命にあるのであります。

現在、通商産業委員の諸君が現地を視察いたしました一つの例から申しましても、三菱化成の貯水池において、高松炭鉱がその下に石炭を掘つて来ておりますために、その会社は昨年のおち三箇月操業を停止しなければならぬというやうな問題もすでに起つてゐるのであります。あるいは農民の諸君の土地が陥落し、鉄道が陥落し、あるいは道路が陥落し、護岸が決壊し、いろいろな問題がたゞさん残つております。

ので、この特別鉱害復旧臨時措置法に並行いたしました、ぜひとも一般鉱害の復旧につきましても、来るべき臨時国会におきましては、適切な内容を織り込んだ一つの法律案をつくり、政府が特にこれらの炭鉱業者に対して、被害箇所の金銭賠償あるいは原状回復の点について適切な手を打つようになり、私も希望してやまないであります。

時間が各党代表者に五分間ずつしか與えられておられませんので十分意見を盡すことができませんが、超党派の立場によつて、特別鉱害復旧と同時に一般鉱害の復旧につきましても、私も皆さんとともにこれが解決に向つて努力したいという意思を表明いたしました。ただいまの決議案に對しまして賛意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 田代文久君(田代文久君登壇) 田代文久君 僕は、日本共産党を代表いたしました。本決議案に對しまして賛成意見を述べるものであります。(拍手)

御承知のように、現在の鉱業法における賠償規定は不十分、不完全なるものであります。この決議案を十分生かすことによりまして、来るべき国会におきまして、被害者大衆のこの苦悩を徹底的に救うという方策がとられなければならないのであります。御承知のように、現在炭鉱の掘鑿による、長い間累積いたしました鉱害なるものは、まさに三百億になん／＼としておるのであります。この被害者大衆といつたものでは百数十万に上り、福岡県下のみにおきましても、田面あるいは田畑の荒廢はまさに一万余千歩に達する、ゆゆしき事態になつてゐるのであります。しかもその間、被害者は家屋を陥

落せしめられ、あるいは井戸水は枯渇し、道路は壊滅するといふ、さんたんたる光景に立ち至つておるのであります。しかもこれらの百数十万の被害者大衆は、石炭産業によつて一銭の利益も得たことのない人々であることでもあります。ここに本問題が根本的に社会問題たる性質を持つのであります。石炭産業の発展から申しまして、かかのごとき鉱害が累年の間放置されておるといふことは、まさにゆゆしき事態である私たちは信ずるものであります。従ひまして、われ／＼共産党といつたしましては、この根本的な解決策をいたしまして、石炭産業の国営、人民管理を徹底的にやるといふこと、高度の累進課税によりまして一切の鉱害を全額国庫で復旧するといふ政策をとらな限り全鉱害は解決しないといふことを確信いたしましたのであります。

御承知のように、先月の本会におきまして特別鉱害復旧臨時措置法案が通過いたしました。政府の実際による調査によりまして、九十八億、百億になん／＼とする戦時中の強行出炭による特別鉱害があつたにもかかわらず、政府の出しました法案は、それを半減いたしました五十億にちよん切つてしまつたのであります。しかもこの五十億をすら、あるいは三十五億にする、三十八億にするといふやうな活動がなされたのであります。われわれの徹底的な反対によりまして、また被害者大衆の全国的な大運動によりまして、とにかくにも、どうにかこの三十八億法案なるものは五十億円の線まで返すことはできましたけれども、これはわれ／＼としましては、全被害者大衆といつたしても不満足であるものであります。しかもこの法案の審議、通過にあたりましては、政府自体がそ

ういふ被害者大衆を無視する法案を提出し、しかも與党たる自由党の党内事情によりまして、第六回国会から第七国会にかけまして、非常に被害者大衆に長い間不安を與へ、かかのごとき事態に追い込まれましたことは、私たちはまづたゞ遺憾に感ずる次第であり、この法案の通過に對しまして、一千名に余る地方の人々の東京へ／＼といふ大運動が展開されて、その費用並びに時日の浪費という面から申しまして、現在の政府と社会党、自由党が、いかにばかたことをやりつゝあるかといふことを証明するものであります。この点を明確にわれ／＼は指摘いたしました。この決議案に賛成するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 中村寅太郎君(中村寅太郎君登壇) 中村寅太郎君 僕は、農民協同党を代表いたしました。ただいま上程されております決議案に賛意を表するものであります。

この機会に、私は一言皆様方にお礼を申し上げたいのであります。この鉱害たるや、決議案の賛成者がことごとく福岡県の議員をもつてされております。福岡県に存しておるのであります。この国会におきまして、特別鉱害復旧臨時措置法を諸君の手によつて制定せられたことに對しまして、被害者である福岡県の百数十万の人々たちが、心からなる感謝の意をささげておるのであります。機会のある際に皆様方に伝えてくれるやうにしたいのであります。この百数十万の福岡県被害者の、皆様方に対するお礼の言葉を私は申し上げるものであります。と同時に、この石炭の採掘には、鉱害といふものが必ず伴つて起つ

て参るものであります。そこで、国家の復興して行きます上に、国家が石炭の採掘を必要としたします限り、鉱害が発生するといふことはどうしてもいふまでもないことなのであります。そこで、石炭を掘ることがある限り復旧するといふ処置が伴わなければならないといふことをわれ／＼は痛感するのであります。どうかこういふ意味から申し上げまして、現在復旧事業をいたしまして先ほど社会党の青野君から言われたやうに、百八十億に上るところの莫大な費用を要する復旧事業が残つておるのであります。この事業の陰にはたくさんの方が悩んでおるといふことをお考えいただきまして、最も近い機会に、根本的に既存の災害を復旧すると同時に、次々に起つて参りますところの災害を根本的に排除することの措置を皆様の手によつてすみやかに具体化したいただきたいと考えるのであります。

私はこの際皆様方に御礼を申し上げると同時に、今後の適正なる処置をお願い申し上げて本案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 岡田春夫君より討論の通告がありますが、議席にお見えにならぬやうでありますから棄権と認めます。

これにて討論は終局いたしました。両案を一括して採決いたします。両案を可決するに御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて両案は可決いたしました。(拍手)

この際、通商産業政務次官から発言を求められております。これを許します。通商産業政務次官宮崎晴君。

この際、通商産業政務次官宮崎晴君。

〔政府委員宮崎晴君登壇〕

○政府委員宮崎晴君 たいだいの両決議案に対して、簡単に政府の所信を申し述べましてお答えをいたします。

特別鑑査につきましては、皆様の御理解あるおとりはからいにしまして、無事に救済の法律案が通過いたしました。残ります一般鑑査につきましては、決議案にある通り、政府の考え方をもつた同様でございます。しかしながら、これに對しましては一般的な法令、予算措置等になか／＼困難な面もございますが、引続き特別鑑査を解決いたしましたと同様の意欲をもちまして、決議案の御趣旨に沿うよう努力させていただきますと存じます。

次に天然ガスの問題であります。この天然ガスの生産を増強いたしましたので、あらゆる化学部門に利用いたします点については、これまで決議案の御趣旨の通りだと考えます。ただ、パイプラインを施設したり井戸を掘鑿いたしましたのに多額の資金を要しますので、ただいま資金供給の面等におきまして特別の配慮をいたしまして、特に閣議にも話題に乗せましていろいろ研究いたしておりますが、近くこの方は一つの案といたしまして、皆様の御批判に供えることになろうと思ひます。ただいままでの状況はさうな事になつておりますので、何とぞ御了承いただきまして、今後とも政府の施策に御協力賜わらんことをお願いいたします。

〔拍手〕

検察事務官及び矯正保護職員の待遇に関する決議案（花村四郎君外二十二名提出）

〔委員審査省略要求事件〕

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、花村四郎君外二十二名提出、検察事務官及び矯正保護職員の待遇に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（岩本信行君） 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

検察事務官及び矯正保護職員の待遇に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。田嶋好文君。

検察事務官及び矯正保護職員の待遇に関する決議案

検察事務官及び矯正保護職員の待遇に関する決議案

政府は、検察事務官の治安上の職責の特殊性にかんがみ、その待遇を税務職員に高むべきである。なお、矯正保護職員についても刑務職員に高むべきである。右決議する。

〔田嶋好文君登壇〕

○田嶋好文 共産党を除く各党共同提案になりますところの検察事務官及び矯正保護職員の待遇に関する決議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

ます。

まず決議文を読み上げます。

検察事務官及び矯正保護職員の待遇に関する決議案

政府は、検察事務官の治安上の職責の特殊性にかんがみ、その待遇を税務職員に高むべきである。なお、矯正保護職員についても刑務職員に高むべきである。右決議する。

検察庁で働く検察事務官の職務は、検察官の指揮のもとに、犯罪の捜査に始まり、刑の執行、保護、恩赦に至るまでの諸般の事務を執掌するのはもちろん、退庁後、休日といえども当直勤務に服し、検察官と表裏一体となつて、検察官に準ずる重責を負わされているのであります。特に検察事務官に捜査権が付與せられて以来、その活動は真に見るべきものがありまして、検察官指揮のもとに、各種特殊重要事件の捜査に顯著なる実績を収めつつありまして、よその事例は枚挙にいとまがないのであります。戦後、犯罪の激増により、なかならず改正刑事訴訟法の施行によりまして検察官の公判事務が倍加せられました結果、検察事務官の捜査補助の職責はいよ／＼重要度を加ふるに至りました。さらに政治的、社会的影響の大なる重要事件であつて、検察官みずから捜査を必要とする場合には、検察事務官は直接捜査の第一線に進入しまして、何ら防禦の武器なくして犯人の逮捕、押収、捜索等の危険な職務に従事し、この面における職務は、警察、刑務関係職員にまさるとも劣らないのであります。検察事務官にして脅迫または傷害を加えられた事件も少なくないのであります。

次に矯正保護職員の待遇について申し上げます。最近における犯罪、特に青少年犯罪の激増はまことに憂うべき状況にありまして、しかも少年院、少年保護鑑別所等の矯正保護職員の努力にもかかわらず、近時悪質集団逃走、騒擾事件等が頻発しているものであります。次の時代をになうべき青少年の育成教化は、たれが責任を負うのでありましようか。しかも、この職域は特殊な犯罪性の強い青少年を取扱うものでありますから、職員に真に適格者を得るのなれば所期の効果をあげることはできません。しかるに、有能な職員は多く他に転じ、外部から将来性に富む職員を得ることは不可能な状況にあります。青少年問題の解決は、これら矯正保護職員の待遇改善の早急な解決にまつところ大なるものがあるのであります。

この際、一般職の職員の給与に関する法律中、検察事務官を挿入し、この待遇を税務職員及び経済調査官並に高め、また同法中「刑務職員」とある字句を「矯正保護職員」と改め、その適用範囲をこれら職員に拡大して、矯正保護職員の待遇を刑務職員と同一程度に高める必要があるものであります。何とぞ皆さんの御賛同を得ますよう御願いたします次第であります。

○副議長（岩本信行君） 採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君） 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

○副議長（岩本信行君） 参議院から行政機関職員定員法の一部を改正する法律案が回付されました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年五月二日

参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 幣原喜重郎
（小字及び一は参議院修正）
行政機関職員定員法の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。
第二條を次のように改める。
第二條 各行政機関の職員の定員は、左の表に掲げる通りとする。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

一三二七

行政機關の区分	定員	備考	總府	法務府	外務省	大蔵省
本府 統計委員会 公正取引委員会 全国選挙管理委員会 国家公安委員会 国家地方警察 国家消防庁 地方財政委員会 公職資格試験審査委員会 外国為替管理委員会 電波監理委員会 公益事業委員会 土地調整委員会 宮内庁 特別調達庁 賠償庁 行政管理庁 地方自治庁 北海道開発庁	二、二六九人 六三人 三一六人 四八人 四七、〇四八人 一二二人 一〇一人 六〇人 八二人 三、九七〇人 八八五人 二〇人 九二八人 六、八二五人 一六三人 六六人 五七人 三一人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。	計 六三、〇五四人	本府 中央更生保護委員会 司法試験管理委員会 計 四二、六五〇人	本省 一、五五六人	本省 証券取引委員会 公認会計士管理委員会 国税庁 造幣庁 印刷庁 計 八六、〇八八人

文部省	厚生省	農林省	通商産業省	運輸省	郵政省	電気通信省
本省 引揚援護庁	本省 計	本省 食糧庁 林野庁 水産庁 計	本省 資源庁 工業技術庁 特許庁 中小企業庁 計	本省 船員労働委員会 海上保安庁 海難審判庁 計	本省 航空保安庁 計	本省 中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 計
六三、九八六人 四四、〇七三人 二、六九一人	四六、七六四人	三〇、八九六人 二九、五七四人 二九、四八九人 二三、八〇八人 一、四一四人 八五、六九二人 八五、〇三三人	一〇、七七五人 一、七二五人 四、六〇四人 六五九人 一九一人 一七、九五四人	一五、六五八人 五九人 八、六六三人 八五人 二四、四六五人	二六〇、六四〇人 一四二、四四三人 一、〇九六人 一四三、五三九人	二〇、七〇五人 二〇、五五五人 九九九人 一九人

うち六一、八四七人は、国立学校の職員とする。

労働省	計	建設省			計
		国有鉄道中央調停委員会	専売公社中央調停委員会	本省	
		一五人	一一人	一〇、八五〇人	二〇、九五七 二〇、八〇七人
経済安定本部	計	本部	八八七人		
		物価庁	三四一人		
		経済調査庁 外資委員会	二、六五三人 五人		
合 計			三、八八六人		八七、二七二人

2 引揚援護庁及び電気通信省の本省の職員は、前項の規定にかかわらず、引揚援護事務又は電気通信業務の状況により、特に必要がある場合においては、予算の定める範囲内において、政令の定めるところにより、増加することができる。

3 第一項に定める職員の定員の外、当分の間、終戦処理業務、特殊財産処理附帯事務費、賠償施設処理附帯事務費及び賠償施設処理業務費の支弁に保る事務並びに賠償施設処理附帯事務費及び賠償施設処理業務費の支弁によつて管理されていた賠償施設が指定の解除によつて普通財産である国有財産となつた場合におけるその財産の管理及び処分事務に従事させるため、各行政機関を通じて二千三百九十二人以内の職員を置くことができる。

8 電気通信省の本省及び電波庁の職員は、昭和二十五年四月一日から電波法施行の日までの間は、改正前の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、本省十四万二千四百四十三人、電波庁三千九百七十人とする。

9 建設省の本省の職員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日まで

10 物価庁の職員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年五月三十一日までの間は、五百九十四人とし、同年六月一日から同年十二月三十一日までの間は、四百五十四人とする。

11 経済調査庁の職員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日まで

4 前項の職員の各行政機関別の定数は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、行政機関職員定員法第二條第一項の改正規定（以下「第二條第一項の改正規定」という。）中電波監理委員会及び電気通信省に関する部分は、電波法（昭和二十五年法律第 号）施行の日から、地方財政委員会、公益事業委員会及び土地調整委員会に関する部分は、それぞれその設置の日から、北海道開発庁に関する部分は、同年六月一日から、施行し、且つ、適用する。

2 地方自治庁の職員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年四月一日から地方財政委員会設置の日までの間は、百五十八人とする。

3 国税庁の職員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年五月三十一日までの間は、六万五千五百九十五人とし、同年六月一日から同年十二月三十一日までの間は、六万七千三百三十五人とする。

4 引揚援護庁の職員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、三千五百五十八人とする。但し、行政機関職員定員法第二條第二項の規定の適用を妨げないものとする。

5 農林省の本省、食糧庁及び林野庁の職員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、本省三万四千四百九十二人、食糧庁二万九千五百九十九人、林野庁二万四千四百九十九人とし、同省の本省及び林野庁の職員は、同項の改正規定にかかわらず、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、本省三万三千六百六十二人、林野庁二万四千七百七十二人とする。

6 通商産業省の本省及び資源庁の職員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、本省二万二千四百八十二人、資源庁二万九千九百九十四人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、本省二万二千五百九十九人、資源庁二万九千九百九十四人とする。但し、公益事業委員会が設置された日以後においては、その日から昭和二十五年九月三十日までの間は、本省一万七千六百六十七人、資源庁九千九百二十四人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、本省一万三千四百四十四人、資源庁七千七百七十五人とする。

7 運輸省の本省の職員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、一万六千六百八十八人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、一万五千七百八十三人とする。

13 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十九條から第九十二條までの規定は、この法律の施行に基き定員又は定数の改定によつて降任され、免職され、その他不利益な処分を受けた職員については、適用しない。

14 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定す

る都道府県の職員（雇傭人を含む。）のうち通商産業省又は運輸省の所管に係る臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の施行に関する事務に従事する者であつて、同條に基き政令に定める定員が昭和二十五年四月一日から同年七月一日までの間において改定されることによつて降任され、免職され、その他不利益な処

分を受けたものについては、前項の規定を準用する。

○副議長(若本信行君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者の起立)

○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

電気照明器具に対する物品税改正の請願(天野公義君紹介)(第一七号)

徴税上における目標割当制廃止の請願(門司亮君紹介)(第六九号)

楽器類に対する物品税減免の請願(若川與助君紹介)(第一四六号)

甘しよ水あめに対する物品税減免の請願(丹羽吉吉君紹介)(第一五七号)

ガス器具に対する物品税減免の請願(天野公義君紹介)(第二八八号)

かみそり類等に対する物品税減免の請願(天野公義君紹介)(第二八九号)

児童乗物類に対する物品税の免税点設定に関する請願(天野公義君紹介)(第二九〇号)

甘しよ水あめに対する物品税減免の請願(武藤嘉一君紹介)(第三〇三号)

楽器類に対する物品税減免の請願(神田博君紹介)(第三〇五号)

山林関係の税制改革に関する請願(野原正勝君紹介)(第三〇九号)

ラジオ受信機に対する物品税減免の請願(足鹿善君紹介)(第三七七号)

運動用品に対する物品税減免の請願(川野芳満君紹介)(第三九三三三)

い(蘭)製品に対する物品税免除の請願(甲木保君紹介)(第四一一号)

山林関係の税制改革に関する請願(前田正男君紹介)(第四五〇号)

土建労働者に対する税法改正に関する請願(堀川恭平君外七名紹介)(第四六六号)

雪害地方に対する課税軽減に関する請願(塚田十一郎君外一名紹介)(第五八一号)

てん茶に対する物品税減免の請願(三宅則義君紹介)(第五八三三三)

色紙等に対する物品税減免の請願(三宅則義君紹介)(第五八五五五)

つり用具類に対する物品税減免の請願(守島伍郎君外一名紹介)(第六〇八号)

中小企業者の税制改革に関する請願(石野久男君紹介)(第六二五五五)

同(田島ひで君外一名紹介)(第六二六六六)

紙に対する物品税減免促進の請願(亘四郎君紹介)(第七二七号)

税制改革に関する請願(宮崎晴君紹介)(第七六五五五)

ガラ紡績業者に対する適正課税の請願(三宅則義君紹介)(第八七八八)

陶磁器製タイルに対する物品税減免の請願(塩田賢四郎君紹介)(第八八〇号)

ビジュアルレコーダー等に対する物品税減免の請願(島村一郎君紹介)(第一〇〇三三三)

身辺用細貨類等に対する物品税課税方法改正に関する請願(天野公義君紹介)(第一〇〇四四四)

児童乗物類に対する物品税減免の請願(天野公義君紹介)(第一〇〇五五五)

がん具花火に対する物品税の免税額設定に関する請願(三宅則義君紹介)(第一〇三三三三)

ソリューションに対する物品税軽減の請願(山ロシヅエ君紹介)(第一〇六三三三)

釣用具類に対する物品税減免の請願(北澤直吉君紹介)(第一二二三三三)

かみそり類に対する物品税軽減又は免税額設定の請願(天野公義君紹介)(第一二三六六六)

輸出麻真田用セロファンに対する物品税免除の請願(福井勇君紹介)(第一一六五五五)

輪島漆器に対する物品税軽減に関する請願(益谷秀次君外一名紹介)(第一二二六六六)

協同組合に対する課税免除若しくは軽減に関する請願(田中啓一君紹介)(第二二四五五五)

山中漆器に対する物品税軽減に関する請願(坂田英一君紹介)(第一三一一一)

アルパムに対する物品税減免の請願(三宅則義君紹介)(第一三三三三三)

土地台帳改訂に関する請願(青柳一郎君外一名紹介)(第一四二二五五)

理容業者に対する所得税課税標準の適正統一化に関する請願(青柳一郎君紹介)(第一四二六六六)

楽器類に対する物品税減免の請願(野原正勝君紹介)(第一四四六六六)

清涼飲料及び嗜好飲料に対する物品税減免の請願(塚田十一郎君紹介)(第一四五三三三)

山中漆器に対する物品税軽減に関する請願(坂田英一君紹介)(第一四六〇〇)

蓄音機及び同部分品に対する物品税軽減の請願(塚田十一郎君紹介)(第一四六一一)

身辺用細貨類等に対する物品税課税方法改正に関する請願(若林義孝君外二名紹介)(第一五〇三三三)

揮発油軽減に関する請願(井手光治君外二名紹介)(第一五二〇〇)

会津漆器に対する物品税軽減に関する請願(香家喜六君紹介)(第一五九六六六)

内地糖に対する砂糖消費税減免の請願(華師神岩太郎君紹介)(第一六一一)

蓄音器針に対する物品税減免の請願(天野公義君紹介)(第一六四〇〇)

植木苗木等栽培業者に対する所得税軽減の請願(大泉寛三君紹介)(第一六七六六六)

内地糖に対する砂糖消費税減免の請願(降旗徳弥君紹介)(第一七〇六六六)

冷蔵庫に対する物品税減免の請願(田中萬逸君紹介)(第一七五五五五)

生活協同組合に対する課税免除の請願(岡良一君外三名紹介)(第一七七八八)

揮発油軽減に関する請願(前田正男君外三名紹介)(第一八四九号)

同(庄司一郎君紹介)(第一八五〇号)

同(佐藤昌三君紹介)(第一八五一号)

同(小川原政信君紹介)(第一八九九号)

同(荒木萬壽夫君外一名紹介)(第一九四九号)

同(米窪満亮君紹介)(第一九九四号)

同(松澤兼人君紹介)(第一九九五号)

同(原健三郎君紹介)(第一九九六号)

同(黒澤富次郎君紹介)(第一九九七号)

同(有田二郎君紹介)(第一九九八号)

同(有田喜一君紹介)(第一九九九号)

時計類に対する物品税軽減に関する請願(小金義昭君外二名紹介)(第一八六七号)

生活協同組合及び労働組合に対する課税免除の請願(松岡駒吉君外一名紹介)(第一九四〇号)

窓掛類及び敷物類に対する物品税軽減に関する請願(辻寛一君外二名紹介)(第二〇一七号)

同(岡野清豪君外二名紹介)(第二〇一八号)

農業協同組合に対する課税免除若しくは軽減に関する請願(中村清君外一名紹介)(第二〇二五五五)

養鶏業者に対する課税軽減の請願(千賀康治君紹介)(第二〇二七号)

揮発油軽減に関する請願(岡田五郎君紹介)(第二〇三三三)

同(辻寛一君紹介)(第二〇三四号)

同(首藤新八君紹介)(第二〇三五五五)

同(川西清君紹介)(第二〇三六六六)

同(木下榮君紹介)(第二〇三七七号)

同(押谷富三君紹介)(第二〇三八八号)

同(小淵光平君紹介)(第二〇七五五五)

同(吉田吉太郎君紹介)(第二一二三三三)

同(前尾繁三郎君紹介)(第二二二四号)

同(堀川恭平君紹介)(第二二二五五五)

同(吉田省三君紹介)(第二二二六六六)

瓦斯器具に対する物品税軽減に関する請願(天野公義君紹介)(第二二二二二)

勤労学生の所得中一定額を学資金として非課税とする請願(木村公平君外一名紹介)(第二二三五五五)

照明器具に対する物品税軽減に関する請願(天野公義君紹介)(第二二六三三三)

養鶏業者に対する課税軽減の請願(武藤嘉一君紹介)(第二二六五五五)

写真機用ケース及び同三脚袋に対する物品税減免の請願(並木芳雄君紹介)(第二二九七号)

輸入食糧の関税永久無税反対に関する請願(玉井祐吉君紹介)(第二二一九号)

自転車用充電ランプに対する物品税免除の請願(前尾繁三郎君紹介)(第二二三四号)

色紙等に対する物品税減免の請願(三宅正一君外一名紹介)(第二二三三七七号)

九谷焼に対する物品税軽減に関する請願(坂田英一君外一名紹介)(第二二

紹介(第二六一七号)
同(山口好一君紹介)(第二六一八号)
未復員者給與法の一部改正に関する
請願(山口好一君紹介)(第二六一九
号)

協同組合に対する課税免除若しくは
軽減に関する請願外六件(中川俊思
君紹介)(第二六三二号)
同(高橋等君紹介)(第二六三三号)
同外二件(宮原幸三郎君紹介)(第二
六五七号)

同(中川俊思君紹介)(第二六五八号)
同(山本久雄君紹介)(第二七〇〇号)
同(船越弘君紹介)(第二七〇一号)
同外一件(宮原幸三郎君紹介)(第二
七二四号)

同(宮原幸三郎君紹介)(第二七六五
号)
阿倍野税務署管内業者の所得税軽減
に関する請願(有田二郎君紹介)(第
二六三四号)

水あめ及びぶどう糖に対する物品税
撤廃の請願(小川原政信君外三名紹
介)(第二六五九号)

同(川端佳夫君紹介)(第二六六〇号)
勤労者に対する課税軽減に関する請
願(加藤鑄造君紹介)(第二六九九号)
提灯類に対する物品税撤廃の請願
(山崎猛君紹介)(第二七二二号)

靴類に対する物品税撤廃の請願(川
野芳満君紹介)(第二七二三号)
畜産課税の適正化に関する請願(岡
村利右衛門君紹介)(第二七二三号)

養鶏業者に対する課税軽減の請願
(岡村利右衛門君紹介)(第二七二五
号)

未復員者給與法の一部改正に関する
請願(渡部義通君外一名紹介)(第二
七五八号)

金庫に対する物品税撤廃若しくは免税
額設定に関する請願(角田幸吉君紹
介)(第二七六三号)

協同組合に対する課税免除若しくは
軽減に関する請願外七件(森戸辰男
君紹介)(第二七八一号)
同(宮原幸三郎君紹介)(第二八六一
号)

揮発油税軽減に関する請願(田中不
破三君紹介)(第二七八三三号)
課税軽減に関する請願(佐藤親弘君
紹介)(第二八〇八号)

今井町所在物納家屋居住者の保護に
関する請願(竹村宗良一君紹介)(第
二八五二号)

たばこ民営反対に関する請願(河野
謙三君紹介)(第二八六八号)
東成区における適正課税に関する請
願(押谷富三君外六名紹介)(第二八
九六号)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、電気
照明器具に対する物品税改正の請願外
二百十二請願を一括して議題となし、
この際審議を進められんことを望みま
す。

○副議長(若本信行君) 山本君の動議
に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(若本信行君) 御異議なしと
認めます。よつて日程は追加せられま
した。

電気照明器具に対する物品税改正の
請願外二百十二請願を一括して議題と
いたします。

右各請願は委員長の報告を省略して
採択するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(若本信行君) 御異議なしと
認めます。よつてさうに決しまし
た。

電気照明器具に対する物品税改正の
請願外二百十二請願に関する報告書
〔本号の附録に掲載〕

内閣委員会外二十常任委員会及び
海外同胞引揚に関する特別委員会
外一特別委員会において閉会中審
査の件(議長発表)

○副議長(若本信行君) お諮りいたし
ます。各常任委員会において閉会中審
査したいとの申出があります。さ
ら、参事をして朗読せしめます。

〔参事朗読〕

内閣委員会において

一、治山治水行政機構に関する件

二、地方開発機構に関する件

三、観光行政機構に関する件

四、地方出先機関に関する件

人事委員会において

一、公務員の福利厚生施設に関する
件

二、公務員の勤務地手当支給地域に
関する件

三、公務員の寒冷地手当及び石炭手
当に関する件

緊急重要事項

(一) 賠償指定工場の稼働状態と日
本の産業水準との関係

(二) 講和條約前にして密入国、
密出国、密貿易等治安に関する
問題

大蔵委員会において

一、徴税及び納税状況に関する件

二、金融状況に関する件

文部委員会において

一、六・三制義務教育に関する法律
案起草の件

二、宗教法人に関する法律案起草の
件

厚生委員会において

一、生活保護、結核対策、医療制
度、社会保険、社会事業、水道事
業に関する件

二、その他厚生行政全般に関する件

件

五、金その他の鉱物増産対策樹立に
関する件

六、基礎工業自立対策並びに化学工
業振興対策樹立に関する件

運輸委員会において

一、国鉄の経営合理化に関する件

二、鉄道の建設並びに電化に関する
件

三、船舶機帆船を含むの運航体制
に関する件

四、港湾の運営並びに修築に関する
件

五、観光に関する件

郵政委員会において

一、簡易生命保険及び郵便年金積立
に関する件

電気通信委員会において

一、電気通信事業の経営方式に関す
る件

労働委員会において

一、公共企業体労働関係法第十六條
第二項の規定に基き、国会の議決
を求めたの件(議決第三号)

二、失業対策その他労働事情に関す
る件

建設委員会において

一、国土計画及び地方計画に関する
件

二、都市計画及び住宅復興に関する
件

三、道路及び治山治水事業に関する
件

四、特別調査の營繕及び保有物資
の調査等に関する件

五、その他建設行政に関する件

経済安定委員会において

一、事業者団体法の一部を改正する
法律案起草の件

二、公団の実情調査に関する件

三、経済実態調査に関する件

四、国土総合開発計画に関する件

予算委員会において

一、予算制度に関する件

二、予算の執行状況調査に関する件
決算委員会において

一、昭和二十三年年度一般会計歳入歳出決算及び同年度特別会計歳入歳出決算
二、決算制度及び決算審議に関する件

件

議院運営委員会において

一、議員の福利施設に関する件

二、議員の退職金制度に関する件

三、議員の諮問事項に関する件

図書館運営委員会において

一、国立国会図書館運営に関する件
海外同胞引揚に関する特別委員会において

一、在外同胞引揚促進に関する件

二、引揚者定着援護に関する件

災害地対策特別委員会において

一、災害防止、国土保全法案起草に関する件

二、既往の災害復旧状況に関する件

三、不時の災害による被害状況に関する件

する件

○副議長(岩本信行君) ただいま朗読いたしました案件について各委員会において閉会中審査するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたします。

この際暫時休憩いたします。

午後十時二十四分休憩

午後十一時四十三分開議

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員長(辭任の件)

○議長(幣原喜重郎君) お諮りいたし

常任委員長(幣原喜重郎君)

議院運営委員長

決算委員長

予算委員長

建設委員長

労働委員長

電気通信委員長

郵政委員長

運輸委員長

通商産業委員長

小坂善太郎君

ます。各常任委員長からそれ、辭任したいとの申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

常任委員長の選挙

○議長(幣原喜重郎君) つきましては、この際常任委員長の選挙を行います。

○山本猛夫君 常任委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて議長は各常任委員長を指名いたします。

内閣委員長 木村 公平君

人事委員長 田中伊三次君

地方行政委員長 前尾繁三郎君

法務委員長 安部 俊吾君

外務委員長 守島 伍郎君

大蔵委員長 夏堀源三郎君

文部委員長 長野 長廣君

厚生委員長 寺島隆太郎君

農林委員長 千賀 康治君

水産委員長 富永格五郎君

通商産業委員長 小金 義昭君

運輸委員長 前田 郁君

郵政委員長 池田正之輔君

電気通信委員長 關内 正一君

労働委員長 倉石 忠雄君

建設委員長 藥師神岩太郎君

予算委員長 團司 安正君

決算委員長 小坂善太郎君

議院運営委員長 青家 喜六君

大村 清一君

懲罰委員長 山本 猛夫君

図書館運営委員長 東井三代次君

〔拍手、発言する者、離席する者多く、議場騒然〕

○議長(幣原喜重郎君) 地方税法案：(発言する者多し) 両院協議会案議院

方税法案：(発言する者多し) 右は両院協議会の成案を得なかつた。(発言する者多し) 聴取不能報告する。(発言する者多し) 聴取不能

諸君、第七回国会は本日をもつて終了いたしました。会期を通じ諸君は日夜励精して、よくその職責を果たされたのであります。ここに本年度予算を初め幾多の重要議案を議了するとともに、諸君が常に民意の伸張に努め、もつて立法院としての国会の声価をいよいよ大ならしめたことは、まことに御同慶の至りでありました。(拍手)諸君の御苦労と御協力に對して深く敬意を表する次第であります。

これにて散会いたします。

午後十一時五十一分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 吉田 茂君

外務大臣 吉田 茂君

法務総裁 殖田 俊吉君

厚生大臣 林 讓治君

農林大臣 森 幸太郎君

出席府委員

人事院事務官 瀧本 忠男君

法務府事務官 牧野 寛泰君

法制意見見官 佐藤 達夫君

検事 岡咲 恕一君

通商産業事務官 宮崎 靖君

通商産業事務官 永山 時雄君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

通商産業事務官 中島 征帆君

請願日程

(内閣委員会)

一 恩給法臨時特例改正に関する請願(吉川久衛君外十二名紹介)(第四七号)

二 同(川島金次君外二名紹介)(第四八号)

三 恩給法の一部改正に関する請願(赤松勇君紹介)(第五〇号)

四 同(千葉三郎君紹介)(第七七号)

五 恩給法臨時特例改正に関する請願(清水義平君外二名紹介)(第八一号)

六 同(吉田吉太郎君紹介)(第八二号)

七 同(佐瀬昌三君紹介)(第八三号)

八 同(北村徳太郎君紹介)(第八四号)

九 同外二件(塩田賀四郎君紹介)(第八五号)

一〇 同外二件(大野伴睦君紹介)(第八六号)

一一 同(本多市郎君外七名紹介)(第八七号)

一二 同(森幸太郎君外四名紹介)(第八八号)

一三 同(若林義孝君外九名紹介)(第八九号)

一四 同(大橋武夫君外四名紹介)(第九〇号)

一五 同(刈通義君外四名紹介)(第九一号)

一六 恩給一時金即時支給の請願(立花敏男君外一名紹介)(第九二号)

一七 恩給法臨時特例改正に関する請願(西村英一君紹介)(第九三号)

一八 同(千賀康治君紹介)(第九四号)

一九 同(羽田野次郎君紹介)(第九五号)

二〇 同(金光義邦君外六名紹介)(第九六号)

二一 同(村上勇君紹介)(第九七号)

二二 恩給法の改正並びに恩給支拂促進に関する請願(赤松勇君紹介)(第九八号)

二三 恩給法臨時特例改正に関する請願(奈良治二君紹介)(第九九号)

二四 同外三件(田嶋好文君紹介)(第一〇〇号)

二五 同(永田節君紹介)(第一〇一号)

二六 同(松野頼三君外一名紹介)(第一〇二号)

二七 同(水谷長三郎君紹介)(第一〇三号)

二八 同(塩田賀四郎君紹介)(第一〇四号)

二九 同(福田喜東君外一名紹介)(第一〇五号)

三〇 同(田中萬逸君紹介)(第一〇六号)

三一 同(三宅則義君紹介)(第一〇七号)

三二 同(小玉治行君紹介)(第一〇八号)

三三 同(福井勇君紹介)(第一〇九号)

三四 同(早稲田柳右エ門君紹介)(第一一〇号)

三五 同外二件(塩田賀四郎君紹介)(第一一一号)

三六 同外二件(田嶋好文君紹介)(第一一二号)

三七 同(小平久雄君外三名紹介)(第一一三号)

三八 同(江崎真澄君紹介)(第一一四号)

三九 同(鈴木明良君紹介)(第一一五号)

三〇 同(金光義邦君外六名紹介)(第三二五号)
三一 同(村上勇君紹介)(第三二六号)
三二 恩給法の改正並びに恩給支拂促進に関する請願(赤松勇君紹介)(第三二七号)
三三 恩給法臨時特例改正に関する請願(奈良治二君紹介)(第三二八号)
三四 同外三件(田嶋好文君紹介)(第三二九号)
三五 同(永田節君紹介)(第三三〇号)
三六 同(松野頼三君外一名紹介)(第三三一号)
三七 同(水谷長三郎君紹介)(第三三二号)
三八 同(塩田賀四郎君紹介)(第三三三号)
三九 同(福田喜東君外一名紹介)(第三三四号)
四〇 同(田中萬逸君紹介)(第三三五号)
四一 同(三宅則義君紹介)(第三三六号)
四二 同(小玉治行君紹介)(第三三七号)
四三 同(福井勇君紹介)(第三三八号)
四四 同(早稲田柳右エ門君紹介)(第三三九号)
四五 同外二件(塩田賀四郎君紹介)(第三四〇号)
四六 同外二件(田嶋好文君紹介)(第三四一号)
四七 同(小平久雄君外三名紹介)(第三四二号)
四八 同(江崎真澄君紹介)(第三四三号)
四九 同(鈴木明良君紹介)(第三四四号)

衆議院會議錄第四十七号 請願日程

- [illegible]

- (第三四九号)
三八 同(金子與重郎君外二名紹介)
(第二五〇号)
三九 同(衛藤速君外二名紹介) (第一一七二号)
四〇 同(甲木保君外一名紹介) (第一一七二号)
四一同(中馬辰猪君外二名紹介)
(第二三七七号)
四二 同(前田種男君外三名紹介)
(第二三七七号)
四三 同(尾崎末吉君外二名紹介)
(第二三七七号)
四四 同(土橋一吉君外一名紹介)
(第二三七七号)
四五 同(小淵光平君外二名紹介)
(第二三七七号)
四六 同(増田連也君外一名紹介)
(第二三七七号)
四七 同(松井豊吉君外一名紹介)
(第二三七七号)
四八 選挙費用削減に関する請願
(並木芳雄君紹介) (第二三六九号)
四九 北九州五市警察吏員の定員増加に関する請願(淵上房太郎君紹介)
(第一三八〇号)
五〇 公衆浴場営業者に対する事業税を第三種に変更の請願(大石ヨシエ君紹介) (第一三八六号)
五一 同(立花敏男君外一名紹介)
(第二三八七号)
五二 地方財政平衡交付金の配付に関する請願(床次徳二君紹介) (第一四〇二号)
五三 地方議会議事局の法制化促進に関する請願(床次徳二君紹介)
(第一四〇三号)
五四 地方公共団体予算科目中「会議費」の目に議会議決費「交際費」設定の請願(床次徳二君紹介) (第一四〇四号)
五五 地方公務員の給与改訂に関する

- る請願(青野武二君紹介) (第二五〇七号)
五六 同(土橋一吉君外一名紹介)
(第一五二八号)
五七 同(今野武雄君外一名紹介)
(第一五二九号)
五八 同(堀川恭平君紹介) (第一五三〇号)
五九 同(石田一松君外一名紹介)
(第一五三一号)
六〇 地方公務員の給与改訂に関する請願(木村榮君外一名紹介) (第一五八二二号)
六一 同(高田富之君外一名紹介)
(第一五八三三号)
六二 同(堤ツルヨ君外一名紹介)
(第一五八四四号)
六三 同(松澤兼人君外一名紹介)
(第一五八五五号)
六四 同(並木芳雄君外一名紹介)
(第一五八六六号)
六五 同(立花敏男君外一名紹介)
(第一五八七七号)
六六 同(増田連也君紹介) (第一五八八八号)
六七 同(佐伯宗義君紹介) (第一五八九九号)
六八 同(猪俣浩三君紹介) (第一五九〇〇号)
六九 同(中曾根康弘君外一名紹介)
(第一五九一一号)
七〇 同(米窪満亮君紹介)
(第一五九二二号)
七一 同(小野孝君紹介) (第一五九三三号)
七二 同(黒田壽男君紹介) (第一五九四四号)
七三 同(床次徳二君紹介) (第一五九五五号)
七四 同(河田賢治君外二名紹介)
(第一五九六六号)
七五 地方自治法の一部改正に関する

- る請願(野村孝太郎君紹介) (第一五九八八号)
七六 鉱山用主要坑道等に対する固定資産税免除の請願(神田博君紹介) (第一六六七七号)
七七 地方公務員の給与改訂に関する請願(赤松勇君紹介) (第一七一七号)
七八 同(立花敏男君外一名紹介)
(第一七一八号)
七九 同(大矢省三君紹介)
(第一七六九六号)
八〇 同(門司亮君紹介) (第一八〇七号)
八一 同(小林信一君紹介) (第一八二六号)
八二 同(加藤謙造君外七名紹介)
(第一八二七号)
八三 高山市等に対する地方財政平衡交付金算定に関する請願(岡村利右衛門君紹介) (第一八九〇号)
八四 地方公務員の給与改訂に関する請願(成田知巳君外一名紹介)
(第一九一九九号)
八五 同(立花敏男君外一名紹介)
(第一九六五五号)
八六 同(池田峯雄君外一名紹介)
(第一九六六六号)
八七 地方財政委員会設置法案の一部修正に関する請願(山本利壽君外一名紹介) (第一九七二二号)
八八 電気ガス税を市町村に移譲の請願(池田正之輔君紹介) (第一九八三三号)
八九 地方公務員の給与改訂に関する請願(深澤義守君外一名紹介)
(第二〇四九九号)
九〇 消防機構強化に関する請願(川本末治君紹介) (第二〇九四四号)
九一 大都市自治体警察の財源強化に関する請願(有田二郎君紹介)
(第二二七四四号)

- 九二 地方公務員の給与改訂に関する請願(岡田春夫君外二名紹介)
(第二三三五五号)
九三 同(林百郎君外一名紹介) (第二三六三三号)
九四 地方公務員の給与改訂に関する請願(高田富之君外一名紹介)
(第二五二二二号)
九五 同(田代文久君外一名紹介)
(第二五二三三号)
九六 同(立花敏男君外一名紹介)
(第二五二四四号)
九七 同(土橋一吉君紹介)
(第二五二五五号)
九八 同(土橋一吉君外一名紹介)
(第二五二六六号)
九九 同(河原伊三郎君紹介) (第二五二七七号)
一〇〇 宮崎県の県債償還延期並びに同利率引下げに関する請願(川野芳満君外五名紹介) (第二五二七五号)
一〇一 地方公務員の給与改訂に関する請願(早川崇君紹介) (第二六六八八号)
一〇二 市町村による主食受給代金立替に関する請願(加藤謙造君紹介) (第二六六六六号)
一〇三 地方財政法第十一條規定の経費全額国庫負担に関する請願(神田博君外七名紹介) (第二二八二九号)
一〇四 岩見沢市の道路及び下水道整備事業費起債認可に関する請願(篠田弘作君紹介) (第二八四一一号)
(法務委員会)
一 奈良地方裁判所葛城支部を甲号支部に昇格の請願(前田正男君外四名紹介) (第一八八号)
二 戸籍事務費全額国庫負担の請願(木村榮君紹介) (第三五五号)

- 三 仙合地方裁判所登米支部及び登米簡易裁判所の管轄区域変更等の請願(角田幸吉君紹介) (第一三六号)
四 福島市に仙合高等裁判所支部及び高等検察庁支部設置の請願(大内一郎君外一名紹介) (第一三三七号)
五 広瀬町に簡易裁判所及び家庭裁判所設置の請願(大橋武夫君紹介) (第一七七七号)
六 不良出版物等の取締強化に関する請願(松野頼三君紹介) (第二二七号)
七 中津簡易裁判所に岐阜地方裁判所支部及び家庭裁判所支部併置の請願(武藤嘉一君紹介) (第三〇二号)
八 戸籍事務費全額国庫負担並びに住民登録法制定の請願(田中中平君外一名紹介) (第三七一一号)
九 同(足鹿寛君紹介) (第三七二二号)
一〇 福岡地方裁判所田川支部昇格の請願(長尾達生君外四名紹介) (第三九〇二号)
一一 小山町に簡易裁判所並びに検察庁設置促進の請願(小平久雄君外二名紹介) (第五九二二号)
一二 鳥取地方法務局米子支局焼失に伴う戸籍再調製費全額国庫負担の請願(米原利君紹介) (第六九九九号)
一三 小豆郡に高松地方裁判所支部等設置の請願(玉置寛君紹介) (第八〇八号)
一四 戸籍事務費全額国庫負担の請願(塩田資四郎君紹介) (第八二二二号)
一五 増田町に簡易裁判所設置の請願(飯塚定輔君紹介) (第九三三七号)
一六 尼崎市に神戸地方裁判所支部並びに検察庁支部設置の請願(吉

八二 同(佐藤重遠君紹介) (第一七 三三三) (同)	一〇二 同(福田繁芳君紹介) (第一 八四六) (同)	二五五 同(同)	一〇三 同(同)	一八五 同(同)
八三 同(淵通義君紹介) (第一七三 四四) (同)	一〇三 同(中村又二君紹介) (第一 八四七) (同)	二五五 同(同)	一〇三 同(同)	一八五 同(同)
八四 同(北川定務君紹介) (第一七 三五五) (同)	一〇四 同(千葉三郎君紹介) (第一 八四八) (同)	二五五 同(同)	一〇四 同(同)	一八五 同(同)
八五 同(山本久雄君紹介) (第一七 三六六) (同)	一〇五 同(今澄勇君紹介) (第一八 七六六) (同)	二五五 同(同)	一〇五 同(同)	一八五 同(同)
八六 同(三池信君紹介) (第一七三 七〇) (同)	一〇六 同(村瀬宣親君紹介) (第一 八七七) (同)	二五五 同(同)	一〇六 同(同)	一八五 同(同)
八七 同(受田新吉君紹介) (第一七 七〇) (同)	一〇七 同(坂口主税君紹介) (第一 八七八) (同)	二五五 同(同)	一〇七 同(同)	一八五 同(同)
八八 同(田万廣文君紹介) (第一七 七一) (同)	一〇八 同(吉田安君紹介) (第一八 七九〇) (同)	二五五 同(同)	一〇八 同(同)	一八五 同(同)
八九 同(成田知巳君紹介) (第一七 九八八) (同)	一〇九 同(園田直君紹介) (第一八 八〇〇) (同)	二五五 同(同)	一〇九 同(同)	一八五 同(同)
九〇 同(受田新吉君紹介) (第一七 九九九) (同)	一一〇 同(佐々木更三君紹介) (第 一九一三) (同)	二五五 同(同)	一一〇 同(同)	一八五 同(同)
九一 同(今澄勇君紹介) (第一八〇 〇) (同)	一一一 同(安部俊吾君紹介) (第一 一九四四) (同)	二五五 同(同)	一一一 同(同)	一八五 同(同)
九二 同(田万廣文君紹介) (第一八 〇一) (同)	一一二 同(佐藤榮作君紹介) (第一 一九五五) (同)	二五五 同(同)	一一二 同(同)	一八五 同(同)
九三 同(保利茂君紹介) (第一八三 七) (同)	一一三 同(吉武惠市君紹介) (第一 一九六六) (同)	二五五 同(同)	一一三 同(同)	一八五 同(同)
九四 同(大西順夫君紹介) (第一八 三八) (同)	一一四 同(角田幸吉君紹介) (第一 一九一七) (同)	二五五 同(同)	一一四 同(同)	一八五 同(同)
九五 同(庄司一郎君紹介) (第一八 三九) (同)	一一五 同(青柳一郎君紹介) (第一 一九一八) (同)	二五五 同(同)	一一五 同(同)	一八五 同(同)
九六 同(玉置實君紹介) (第一八四 〇) (同)	一一六 同(永井英修君紹介) (第一 一九一九) (同)	二五五 同(同)	一一六 同(同)	一八五 同(同)
九七 同(内海安吉君紹介) (第一八 四二) (同)	一一七 同(吉田安君紹介) (第一九 二〇) (同)	二五五 同(同)	一一七 同(同)	一八五 同(同)
九八 同(北川定務君紹介) (第一八 四三) (同)	一一八 同(中村又二君紹介) (第一 九二一) (同)	二五五 同(同)	一一八 同(同)	一八五 同(同)
九九 同(永井英修君紹介) (第一八 四四) (同)	一一九 同(園田直君紹介) (第一九 二二) (同)	二五五 同(同)	一一九 同(同)	一八五 同(同)
一〇〇 同(本間俊一君紹介) (第一 八四五) (同)	一二〇 同(北川定務君紹介) (第一 九二三) (同)	二五五 同(同)	一二〇 同(同)	一八五 同(同)
一〇一 同(島田末信君紹介) (第一 八四六) (同)	一二一 同(三池信君紹介) (第一九 二四) (同)	二五五 同(同)	一二一 同(同)	一八五 同(同)
	一二二 同(保利茂君紹介) (第一九 二五) (同)	二五五 同(同)	一二二 同(同)	一八五 同(同)
	一二三 同(同)	二五五 同(同)	一二三 同(同)	一八五 同(同)
	一二四 同(同)	二五五 同(同)	一二四 同(同)	一八五 同(同)
	一二五 同(同)	二五五 同(同)	一二五 同(同)	一八五 同(同)
	一二六 同(同)	二五五 同(同)	一二六 同(同)	一八五 同(同)
	一二七 同(同)	二五五 同(同)	一二七 同(同)	一八五 同(同)
	一二八 同(同)	二五五 同(同)	一二八 同(同)	一八五 同(同)
	一二九 同(同)	二五五 同(同)	一二九 同(同)	一八五 同(同)
	一三〇 同(同)	二五五 同(同)	一三〇 同(同)	一八五 同(同)
	一三一 同(同)	二五五 同(同)	一三一 同(同)	一八五 同(同)
	一三二 同(同)	二五五 同(同)	一三二 同(同)	一八五 同(同)
	一三三 同(同)	二五五 同(同)	一三三 同(同)	一八五 同(同)
	一三四 同(同)	二五五 同(同)	一三四 同(同)	一八五 同(同)
	一三五 同(同)	二五五 同(同)	一三五 同(同)	一八五 同(同)
	一三六 同(同)	二五五 同(同)	一三六 同(同)	一八五 同(同)
	一三七 同(同)	二五五 同(同)	一三七 同(同)	一八五 同(同)
	一三八 同(同)	二五五 同(同)	一三八 同(同)	一八五 同(同)
	一三九 同(同)	二五五 同(同)	一三九 同(同)	一八五 同(同)
	一四〇 同(同)	二五五 同(同)	一四〇 同(同)	一八五 同(同)
	一四一 同(同)	二五五 同(同)	一四一 同(同)	一八五 同(同)
	一四二 同(同)	二五五 同(同)	一四二 同(同)	一八五 同(同)
	一四三 同(同)	二五五 同(同)	一四三 同(同)	一八五 同(同)
	一四四 同(同)	二五五 同(同)	一四四 同(同)	一八五 同(同)
	一四五 同(同)	二五五 同(同)	一四五 同(同)	一八五 同(同)
	一四六 同(同)	二五五 同(同)	一四六 同(同)	一八五 同(同)
	一四七 同(同)	二五五 同(同)	一四七 同(同)	一八五 同(同)
	一四八 同(同)	二五五 同(同)	一四八 同(同)	一八五 同(同)
	一四九 同(同)	二五五 同(同)	一四九 同(同)	一八五 同(同)
	一五〇 同(同)	二五五 同(同)	一五〇 同(同)	一八五 同(同)
	一五一 同(同)	二五五 同(同)	一五一 同(同)	一八五 同(同)
	一五二 同(同)	二五五 同(同)	一五二 同(同)	一八五 同(同)
	一五三 同(同)	二五五 同(同)	一五三 同(同)	一八五 同(同)
	一五四 同(同)	二五五 同(同)	一五四 同(同)	一八五 同(同)
	一五五 同(同)	二五五 同(同)	一五五 同(同)	一八五 同(同)
	一五六 同(同)	二五五 同(同)	一五六 同(同)	一八五 同(同)
	一五七 同(同)	二五五 同(同)	一五七 同(同)	一八五 同(同)
	一五八 同(同)	二五五 同(同)	一五八 同(同)	一八五 同(同)
	一五九 同(同)	二五五 同(同)	一五九 同(同)	一八五 同(同)
	一六〇 同(同)	二五五 同(同)	一六〇 同(同)	一八五 同(同)
	一六一 同(同)	二五五 同(同)	一六一 同(同)	一八五 同(同)
	一六二 同(同)	二五五 同(同)	一六二 同(同)	一八五 同(同)
	一六三 同(同)	二五五 同(同)	一六三 同(同)	一八五 同(同)
	一六四 同(同)	二五五 同(同)	一六四 同(同)	一八五 同(同)
	一六五 同(同)	二五五 同(同)	一六五 同(同)	一八五 同(同)
	一六六 同(同)	二五五 同(同)	一六六 同(同)	一八五 同(同)
	一六七 同(同)	二五五 同(同)	一六七 同(同)	一八五 同(同)
	一六八 同(同)	二五五 同(同)	一六八 同(同)	一八五 同(同)
	一六九 同(同)	二五五 同(同)	一六九 同(同)	一八五 同(同)
	一七〇 同(同)	二五五 同(同)	一七〇 同(同)	一八五 同(同)
	一七一 同(同)	二五五 同(同)	一七一 同(同)	一八五 同(同)
	一七二 同(同)	二五五 同(同)	一七二 同(同)	一八五 同(同)
	一七三 同(同)	二五五 同(同)	一七三 同(同)	一八五 同(同)
	一七四 同(同)	二五五 同(同)	一七四 同(同)	一八五 同(同)
	一七五 同(同)	二五五 同(同)	一七五 同(同)	一八五 同(同)
	一七六 同(同)	二五五 同(同)	一七六 同(同)	一八五 同(同)
	一七七 同(同)	二五五 同(同)	一七七 同(同)	一八五 同(同)
	一七八 同(同)	二五五 同(同)	一七八 同(同)	一八五 同(同)
	一七九 同(同)	二五五 同(同)	一七九 同(同)	一八五 同(同)
	一八〇 同(同)	二五五 同(同)	一八〇 同(同)	一八五 同(同)
	一八一 同(同)	二五五 同(同)	一八一 同(同)	一八五 同(同)
	一八二 同(同)	二五五 同(同)	一八二 同(同)	一八五 同(同)
	一八三 同(同)	二五五 同(同)	一八三 同(同)	一八五 同(同)
	一八四 同(同)	二五五 同(同)	一八四 同(同)	一八五 同(同)
	一八五 同(同)	二五五 同(同)	一八五 同(同)	一八五 同(同)

- | | | | | |
|---|---|--|---|--|
| 二五五号(同)
一八六 同(木村公平君紹介)(第二
二五五号(同)
一八七 同(隆旗徳弥君紹介)(第二
二五七号(同)
一八八 同(小川平二君紹介)(第二
二五八号(同)
一八九 同(高倉定助君紹介)(第二
二五九号(同)
一九〇 同(田中重彌君紹介)(第二
二六〇号(同)
一九一 同(小平忠君紹介)(第二
二六一号(同)
一九二 同(松尾トシ子君紹介)(第
二二八五号(同)
一九三 同(門司亮君紹介)(第二
八六号(同)
一九四 同(小坂善太郎君紹介)(第
二二八七号(同)
一九五 同(今村忠助君紹介)(第二
二八八号(同)
一九六 同(永井要造君紹介)(第二
二八九号(同)
一九七 同(三浦寅之助君紹介)(第
二二九〇号(同)
一九八 同(小金養照君紹介)(第二
二九二号(同)
一九九 同(三池信君紹介)(第二
九二号(同)
二〇〇 同(小川平二君紹介)(第二
二九三号(同)
二〇一 同(保利茂君紹介)(第二
九四号(同)
二〇二 同(永井英修君紹介)(第二
二九五号(同)
二〇三 同(北川定務君紹介)(第二
二九六号(同)
二〇四 同(今井耕君紹介)(第二
一六号(同)
二〇五 同(中村又一君紹介)(第二
三二七号(同) | 二〇六 同(松尾トシ子君紹介)(第
二二一八号(同)
二〇七 同(門司亮君紹介)(第二
一九号(同)
二〇八 同(岡田春夫君紹介)(第二
三三〇号(同)
二〇九 同(愛田新吉君紹介)(第二
三七二号(同)
二一〇 同(苦米地英俊君紹介)(第
二二七二号(同)
二一一 同(小金養照君紹介)(第二
三七三号(同)
二一二 同(高倉定助君紹介)(第二
三七四号(同)
二一三 同(門司亮君紹介)(第二
七五号(同)
二一四 同(伊藤郷一君紹介)(第二
三七六号(同)
二一五 同(三浦寅之助君紹介)(第
二二七七号(同)
二一六 同(坂田道太君紹介)(第二
三七八号(同)
二一七 同(小川平二君紹介)(第二
三七九号(同)
二一八 同(外一件(田中啓一君紹介
(第二三八〇号(同)
二一九 同(大野伴陸君紹介)(第二
三八一号(同)
二二〇 同(園田直君紹介)(第二四
〇九号(同)
二二一 同(吉田安君紹介)(第二四
一〇号(同)
二二二 同(三浦寅之助君紹介)(第
二四八号(同)
二二三 同(佐々木盛雄君紹介)(第
二四九号(同)
二二四 同(永井要造君紹介)(第二
四五〇号(同)
二二五 同(山本久雄君紹介)(第二
五三二号(同)
二二六 同(松田鐵藏君紹介)(第二
五三三三号(同) | 二二七 同(吉武惠市君紹介)(第二
五三四号(同)
二二八 同(小金養照君紹介)(第二
五三五号(同)
二二九 同(三浦寅之助君紹介)(第
二五三六号(同)
二三〇 同(玉置信一君紹介)(第二
五三七号(同)
二三一 同(武藤嘉一君紹介)(第二
五三八号(同)
二三二 同(隆旗徳弥君紹介)(第二
五三九号(同)
二三三 同(吉川久衛君紹介)(第二
五九四号(同)
二三四 同(外一件(三浦寅之助君紹
介)(第二六二九号(同)
二三五 同(外一件(小金養照君紹介
(第二六三〇号(同)
二三六 同(岩本信行君紹介)(第二
六三九号(同)
二三七 同(三浦寅之助君紹介)(第
二六四〇号(同)
二三八 同(外一件(永井要造君紹
介)(第二六四一號(同)
二三九 同(受田新吉君紹介)(第二
七〇八号(同)
二四〇 同(坪内八郎君紹介)(第二
七〇九号(同)
二四一 同(外一件(押谷富三君紹介
(第二七一〇号(同)
二四二 同(外一件(淺香忠雄君紹介
(第二七一一号(同)
二四三 同(松永佛骨君紹介)(第二
七二三号(同)
二四四 同(小西寅松君紹介)(第二
七二四号(同)
二四五 同(有田二郎君紹介)(第二
七二五号(同)
二四六 同(岡田五郎君紹介)(第二
七二六号(同) | 二四七 同(井上良二君紹介)(第二
七二八号(同)
二四八 同(外一件(前田種男君紹介
(第二七一九号(同)
二四九 同(大矢省三君紹介)(第二
七二〇号(同)
二五〇 同(外一件(井上良二君紹介
(第二八〇六号(同)
二五一 同(野村專太郎君紹介)(第
二八七二号(同)
二五二 同(木村公平君紹介)(第二
二八七五号(同)
二五三 同(小川原政信君紹介)(第
二八七六号(同)
二五四 同(今村忠助君紹介)(第二
八七七号(同)
二五五 同(大野伴陸君紹介)(第二
八七八号(同)
二五六 同(宇野秀次郎君紹介)(第
二八九九号(同)
二五七 同(小林運美君紹介)(第二
八八〇号(同)
二五八 同(中村又一君紹介)(第二
八八二号(同)
二五九 同(小坂善太郎君紹介)(第
二八八三号(同)
二六〇 同(平野三郎君紹介)(第二
八八四号(同)
二六一 同(三池信君紹介)(第二八
八五号(同)
二六二 同(保利茂君紹介)(第二八
八六号(同)
二六三 同(原健三郎君紹介)(第二
八八八号(同)
二六四 同(永井英修君紹介)(第二
八八九号(同)
二六五 同(外一件(北川定務君紹介
(第二八九〇号(同)
二六六 同(外一件(井上良二君紹介
(第二八九一號(同)
二六七 同(阿波丸の代船建造に關する
請願(星島二郎君外一名紹介)(第 | 二八〇九号)
二六八 在外同胞引揚促進の請願
(青木正君外一名紹介)(第二二四
一號)
二六九 在外同胞引揚促進並びに留
守家族の援護に關する請願(金塚
孝君紹介)(第二二四八号)
二七〇 外蒙ウランバートルの殘留
邦人帰還促進に關する請願(松谷
天光君紹介)(第三八六号)
二七一 在外同胞引揚促進の請願
(佐々木盛雄君外二名紹介)(第三
九四号)
二七二 同(小平久雄君外一名紹介)
(第八九四号)
二七三 在外同胞引揚促進並びに留
守家族の援護に關する請願(中山
マサ君紹介)(第一〇〇八号)
(文部委員会)
一六・三制校舍建設予算増額の請
願(庄司一郎君紹介)(第五号)
二 教育予算増額並びに定員定額制
廃止に關する請願(山村新治郎君
紹介)(第一一號)
三 同(松井豊吉君紹介)(第二二號)
四 同(金光義邦君外六名紹介)(第
三七号)
五 同(田代文久君紹介)(第三八号)
六 同(川島金次君紹介)(第五五号)
七 同(小坂善太郎君外九名紹介)
(第六三三号)
八 同(金子與重郎君外一名紹介)
(第六四号)
九 同(高木章君紹介)(第六五号)
一〇 同(松井豊吉君紹介)(第九七
号)
一一 同(外一件(岩川與助君紹介
(第九八号)
一二 同(吉武惠市君紹介)(第九九
号)
一三 六・三制校舍建設予算増額の
請願(大和田義榮君紹介)(第一〇 |
|---|---|--|---|--|

- 七〇 厚生年金保険に関する請願
外二件(松谷天光君紹介)(第一八五九号)
- 七一 同外一件(高倉定助君紹介)(第二〇九七号)
- 七二 健康保険制度の統一化並びに同診療報酬支拂促進に関する請願(金塚孝君紹介)(第二六六四号)
- 七三 厚生年金保険に関する請願外二件(渡部義通君外一名紹介)(第二七四七号)
- 七四 進駐軍労働者の健康保険料政府負担増額に関する請願(青柳一郎君紹介)(第二七三四号)
- 七五 同(前田種男君外三名紹介)(第二七九七号)
- 七六 同(渡部義通君外一名紹介)(第二七九八号)
- 七七 同(丸山直友君外一名紹介)(第二七九九号)
- 七八 同(田中元君紹介)(第二八〇〇号)
- 七九 同(金子與重郎君紹介)(第二八〇一号)
- 八〇 国民健康保険制度改善に関する請願(岩本信行君紹介)(第二七七七号)
- 八一 同(保利茂君紹介)(第三九六号)
- 八二 同(石田博英君紹介)(第三九七号)
- 八三 同(淵上房太郎君紹介)(第三九八号)
- 八四 同(田淵光一君紹介)(第三九九号)
- 八五 同(木村公平君紹介)(第四〇〇号)
- 八六 同(篠田弘作君紹介)(第四〇一号)
- 八七 同(渡邊良夫君紹介)(第四〇二号)
- 八八 同(高橋英吉君紹介)(第四〇三号)
- 八九 同(稻田直道君紹介)(第四〇四号)
- 四〇 同(上林山榮吉君紹介)(第四〇五号)
- 九一 同(岡良一君紹介)(第四〇六号)
- 九二 同(玉置實君紹介)(第四〇七号)
- 九三 同(池田正之輔君紹介)(第四〇八号)
- 九四 同(青柳一郎君紹介)(第四〇九号)
- 九五 同(三木武夫君紹介)(第四一〇号)
- 九六 同(坪川信三君紹介)(第四一〇号)
- 九七 同(山崎猛君外三名紹介)(第四一〇号)
- 九八 同(橋本龍伍君紹介)(第四一〇号)
- 九九 同(原田雪松君外三名紹介)(第四一〇号)
- 一〇〇 同(小笠原八十美君外一名紹介)(第四一〇号)
- 一〇一 同(保利茂君紹介)(第六八八号)
- 一〇二 同(森戸辰男君紹介)(第六八八号)
- 一〇三 同(栗山長次郎君紹介)(第六八八号)
- 一〇四 同(青柳一郎君紹介)(第六八八号)
- 一〇五 同(島山鶴吉君紹介)(第六八八号)
- 一〇六 同(河原伊三郎君外一名紹介)(第六八八号)
- 一〇七 同(白井佐吉君紹介)(第六八八号)
- 一〇八 同(内藤隆君紹介)(第九一〇号)
- 一〇九 同(尾関義一君外一名紹介)(第九一〇号)
- 一一〇 同(大石武一君紹介)(第九一〇号)
- 一一一 同(永田節君紹介)(第九一〇号)
- 一一二 同(岡西明貞君紹介)(第九一〇号)
- 一一三 同(山本猛夫君紹介)(第九一〇号)
- 一一四 同(塩田賀四郎君紹介)(第九一〇号)
- 一一五 同(山口六郎次君紹介)(第九一〇号)
- 一一六 同(川端佳夫君紹介)(第九一〇号)
- 一一七 同(川崎秀二君紹介)(第九一〇号)
- 一一八 同(天野久君紹介)(第九一〇号)
- 一一九 同(羽田野次郎君紹介)(第九一〇号)
- 一二〇 同(金光義邦君外十三名紹介)(第九一〇号)
- 一二一 同(原彪君紹介)(第一五九号)
- 一二二 同(赤松勇君紹介)(第二七〇六号)
- 一二三 国民健康保険事業費全額国庫負担の請願(降旗徳弥君紹介)(第二一〇五号)
- 一二四 同(降旗徳弥君紹介)(第二一〇五号)
- 一二五 同(高田富之君外二名紹介)(第二一九四号)
- 一二六 国民健康保険制度強化に関する請願(本多市郎君外六名紹介)(第二二二二号)
- 一二七 豊中市の国民健康保険事業助成に関する請願(井上良二君紹介)(第六六一号)
- 一二八 今庄村の国民健康保険直営病院建設費国庫補助増額に関する請願(福田一君紹介)(第二二八二号)
- 一二九 新潟県下のつつが虫病予防組合事業費国庫補助に関する請願(丸山直友君紹介)(第一一五七号)
- 一三〇 津久見港に検疫所設置の請願(金光義邦君外六名紹介)(第一七四八号)
- 一三一 水道事業に対する国庫補助増額に関する請願(神田博君外七名紹介)(第二八二八号)
- 一三二 結核予防対策費補助金交付の請願(江崎真澄君紹介)(第八四七号)
- 一三三 結核自宅療養者の保護に関する請願(刈田アサノ君外二名紹介)(第六六六号)
- 一三四 結核回復者後保護施設建設費国庫補助の請願(青柳一郎君紹介)(第一四二二号)
- 一三五 サントニン原薬草「みぶよもぎ」栽培奨励に関する請願(笹山茂太郎君紹介)(第二一七七号)
- 一三六 佐世保九十九島等を国立公園に指定の請願(岡西明貞君外六名紹介)(第一四八八号)
- 一三七 芸北公園を国立公園に指定の請願(山本久雄君紹介)(第一〇四四号)
- 一三八 妙高戸隠地帯を国立公園に指定の請願(塚田十一郎君紹介)(第二二四三号)
- 一三九 伊豆七島及び伊豆半島一帯の区域を海洋国立公園に指定の請願(島山鶴吉君紹介)(第一七七九号)
- 一四〇 須賀の山を国立公園に指定の請願(稻田直道君紹介)(第一九八二号)
- 一四一 帝釈峽と道後山及び比婆山を結ぶ地域を国立公園に指定の請願(中川俊思君紹介)(第二四六六号)
- 一四二 木花村、都井岬間海岸地帯を国立公園に指定の請願(川野芳満君外五名紹介)(第二五七三号)
- 一四三 皇居前広場に新憲法記念平和の鐘建立敷地借用に関する請願(水谷昇君外二名紹介)(第二二七五号)
- 一四四 皇居前における観光ホテルの建設敷地変更に関する請願(石田一松君外六名紹介)(第二四八二号)
- 一四五 西医学健康原理研究に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第二四八一号)
- 一四六 市立荒尾病院を国立に移管の請願(寺本齊君外二名紹介)(第二七七号)
- 一四七 国立相模原病院の入院患者援護に関する請願(伊藤憲一君外一名紹介)(第一六六号)
- 一四八 国立高崎病院施設拡充の請願(中曾根康弘君紹介)(第六三〇号)
- 一四九 国立病院患者の給食改善に関する請願(刈田アサノ君外一名紹介)(第一一四四号)
- 一五〇 国立秋田病院の焼失病とう復旧に関する請願(飯塚定輔君紹介)(第二二三三三号)
- 一五一 国立病院勤務医師の待遇改善に関する請願(青柳一郎君外一名紹介)(第一八一七号)
- 一五二 国立富山病院の施設拡充に関する請願(内藤隆君紹介)(第一九九二二号)
- 一五三 国立病院勤務医師の待遇改善に関する請願(丸山直友君紹介)(第三三九九号)
- 一五四 国立療養所患者の食費増額に関する請願(浅利三朗君紹介)(第一八二二二号)
- 一五五 国立療養所患者の食費増額

(第二九五号)
二三二 同(逢澤寛君紹介)(第一四〇八号)
二三三 同外一件(永田節君紹介)(第一五二二号)
二三四 同(青柳一郎君紹介)(第一五七〇号)
二三五 同(原彪君紹介)(第一六〇〇号)
二三六 同外一件(近藤鶴代君紹介)(第一六四二二号)
二三七 同外十三件(小川半次君紹介)(第一六九三三号)
二三八 同(大石ヨシエ君紹介)(第一六九四四号)
二三九 同外五件(橋本龍伍君紹介)(第一七一五五号)
二四〇 同外二件(中原健次君紹介)(第一七七三三号)
二四一 同(青柳一郎君紹介)(第一七七四四号)
二四二 同(佐竹晴記君紹介)(第一七七五五号)
二四三 同外一件(逢澤寛君紹介)(第一八〇五五号)
二四四 同(池見茂隆君紹介)(第一八〇六六号)
二四五 同外十七件(前尾繁三郎君紹介)(第一八二九九号)
二四六 同(足立梅市君外八名紹介)(第一九〇一一号)
二四七 同(逢澤寛君紹介)(第一九〇二二号)
二四八 同(坂田英一君外二名紹介)(第一九五三三号)
二四九 同外九件(逢澤寛二君紹介)(第一一〇〇号)
二五〇 同外二十一件(高木吉之助君紹介)(第一二〇五五号)
二五一 同(坂田英二君外一名紹介)(第一三六四四号)
二五二 同坂田英二君紹介

(第二四四六号)
二五二 同(青柳一郎君紹介)(第二五五五五号)
二五三 同(川野芳満君外五名紹介)(第二五八〇号)
二五四 同(堤ツルヨ君外一名紹介)(第二六五六号)
二五五 同(中曾根康弘君外一名紹介)(第二七四四四号)
二五六 同(小松勇次君紹介)(第二七六〇号)
二五七 同(河原伊三郎君紹介)(第二八六九九号)
二五八 同外四件(逢澤寛君紹介)(第二八七〇号)
(農林委員会)
一 島川岳国有林一部借地に関する請願(庄司一郎君紹介)(第一号)
二 山林関係予算増額に関する請願(井上知治君紹介)(第七号)
三 農業協同組合のこうじ製造事業に関する請願(山村新治郎君外一名紹介)(第一一四号)
四 小松島町の塩害耕地復旧対策に関する請願外一件(生田和平君紹介)(第二二〇号)
五 十津川、紀の川綜合開発事業施行促進の請願(前田正男君外三名紹介)(第二二九号)
六 菓子原料用砂糖割増増加の請願(木村公平君紹介)(第一四三三号)
七 菓子の統制撤廃の請願(木村公平君紹介)(第一四三三号)
八 富山県下の農村救済に関する請願(内藤友明君紹介)(第一五三三三号)
九 農林中央金庫の融資わく拡大並びに長崎出張所昇格の請願(岡西明貞君紹介)(第一五四四号)
一〇 一部保有農家の保有米等に関

する請願(中村幸八君紹介)(第一七一七号)
一 岩手川口、蕨川国有林間に森林開発鉄道敷設促進の請願(野原正勝君紹介)(第一七二二二号)
二 パンの品質改善並びに配給機構改革に関する請願(野村専太郎君外一名紹介)(第一七三三三号)
三 北海道の土地改良事業に関する請願(小川原政信君紹介)(第一九四四四号)
四 養蚕業振興対策に関する請願(大和田義榮君外十三名紹介)(第二〇一一号)
五 児島湾干拓事業費国庫補助増額の請願(大村清一君紹介)(第二一四四号)
六 細江村のかんがい用水路施設費国庫補助の請願(岡村利右衛門君紹介)(第二一九九号)
七 いも類の完全利用工業化に関する請願(八木一郎君紹介)(第二三三三三号)
八 主食配給価格引下げの請願(高田寧之君紹介)(第二五一一号)
九 北海道の土地改良事業に関する請願(浦口鉄男君紹介)(第二七六六号)
一〇 肥料配給改善に関する請願(小平久雄君紹介)(第二八一一号)
一一 買収林野の開墾等に関する請願(野原正勝君紹介)(第三二〇号)
一二 山崎せき改修工事施行の請願(小林運美君紹介)(第三二二二号)
一三 食糧事務所職員の設定増加に関する請願(足立篤郎君紹介)(第三三三三三号)
一四 東経百三十度以東機船底曳網漁業者に対する労務用主食配給基準量改正の請願(井之口政雄君外一名紹介)(第三四六六号)

二五 消費生活協同組合の主食配給取扱に関する請願(岡良一君紹介)(第三七九九号)
二六 西春村外四箇町村の用排水路改修に関する請願(多武良哲三君紹介)(第三九五五号)
二七 浦野館村所在の上野せき改修工事費国庫補助の請願(小笠原八十美君紹介)(第四一二二二号)
二八 競馬賞金に対する課税控除率引下げの請願(小笠原八十美君紹介)(第四一三三三号)
二九 五郷村外三箇村用水改良事業助成の請願(小笠原八十美君紹介)(第四一四四四号)
三〇 土地改良法施行令第五十三條の適用に関する請願(山本猛夫君紹介)(第四一八八号)
三一 島原半島の開拓道路開設に関する請願(坪内八郎君紹介)(第四五三三三号)
三二 肥料配給公団廃止の請願(原田雪松君外九名紹介)(第五四二二二号)
三三 蘆佃の安定施策樹立等に関する請願(大和田義榮君外三名紹介)(第五四六六号)
三四 森林組合の強化に関する請願(渡通義君外一名紹介)(第五四九九号)
三五 同(野原正勝君紹介)(第五五〇〇号)
三六 大江川用水改良事業費増額の請願(江崎眞澄君紹介)(第五五五五五号)
三七 森林組合の強化等に関する請願(原田雪松君外三名紹介)(第五九七七号)
三八 羽合用水路改良事業施行の請願(門脇勝太郎君紹介)(第六三三三三号)
三九 農業改良事業に関する請願

(木村榮君外三名紹介)(第六五三三三号)
四〇 山林樹苗養成事業助成の請願(小平久雄君紹介)(第七二二四号)
四一 長た地区開拓事業費国庫補助増額の請願(橋本龍伍君紹介)(第七六六六号)
四二 岡山食糧事務所職員の設定増加に関する請願(大村清一君紹介)(第七六八八号)
四三 林業金庫設置に関する請願(小峯柳多君紹介)(第七七〇号)
四四 北海道のかんがい揚水経費全額国庫負担の請願(北二郎君紹介)(第八〇一一号)
四五 中根村外二箇村用水改良事業費増額の請願(森崎君紹介)(第八〇五五号)
四六 蘆佃の安定施策樹立等に関する請願外一件(庄司一郎君紹介)(第八〇九九号)
四七 同(平川篤雄君外一名紹介)(第八五五五号)
四八 養蚕技術員の身分安定に関する請願(庄司一郎君外二名紹介)(第八一〇号)
四九 肥料配給公団廃止の請願(渡通義君外四名紹介)(第八五一一号)
五〇 豊橋市に蘆佃取引所設置の請願(八木一郎君紹介)(第八八九九号)
五一 尾崎村の農業水利改良事業に関する請願(塩田賀四郎君紹介)(第八九六六号)
五二 蘆佃の安定施策樹立等に関する請願(並木芳雄君紹介)(第九四四四号)
五三 同(竹村奈良一君紹介)(第九四六六号)
五四 同(玉置實君紹介)(第九四七七号)
五五 同(大養健君外九名紹介)(第

- 介(第一六三〇号)
- 一三四 胡麻高原開拓地区土地改良費国庫補助の請願(谷口善太郎君紹介)(第一六三五号)
- 一三五 日光村地内林道開設工事促進の請願(稲田直道君紹介)(第一六六一号)
- 一三六 農業災害補償事業強化に関する請願(松浦東介君外二十六名紹介)(第一六六五号)
- 一三七 同(坂田英一君外十九名紹介)(第一六六六号)
- 一三八 放射線による米穀増収研究費国庫補助に関する請願(村上清治君紹介)(第一七五二号)
- 一三九 岩手県下の国有牧野開放に関する請願(野原正勝君紹介)(第一七五六号)
- 一四〇 蕨の安定施策樹立等に関する請願(淺利三朗君紹介)(第一七六四号)
- 一四一 水溶性マンガ肥料保証成分量引下げ等に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一七九五号)
- 一四二 鳥取県の農業改良事業費国庫補助増額等に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一八一七号)
- 一四三 米崎村開拓事業に関する請願(志賀健次郎君紹介)(第一八七〇号)
- 一四四 堤子井路改修の請願(金光義邦君外三名紹介)(第一八七一七号)
- 一四五 白石北部用水改良事業促進に関する請願(永井英修君紹介)(第一八八八号)
- 一四六 鳥居川にため池築設の請願(小坂善太郎君紹介)(第一八八九号)
- 一四七 食糧検査員増員の請願(武藤嘉三君紹介)(第一九三六号)
- 一四八 鹿又村用排水改良事業費国庫補助の請願(角田幸吉君紹介)(第一九四二号)
- 一四九 木渡町地内用水路築設工事費国庫補助の請願(園田直君外一名紹介)(第一九七七号)
- 一五〇 小塚沢林道開設促進の請願(岡司安正君紹介)(第一九七九号)
- 一五一 食糧事務所職員の見定員増加に関する請願(千賀康治君紹介)(第一九八八号)
- 一五二 夕張川ダム築設促進に関する請願(苦米地英俊君紹介)(第二〇八八号)
- 一五三 食糧検査員増員の請願(橋本登美三郎君外一名紹介)(第二〇九六号)
- 一五四 同外一件(武藤嘉一君紹介)(第二一四四号)
- 一五五 海部郡水利組合排水機管理維持費全額国庫負担の請願(江崎真澄君紹介)(第二二一六号)
- 一五六 水溶性マンガ肥料製造技術研究に補助金交付の請願(山本猛夫君紹介)(第二二一七号)
- 一五七 揖斐郡下のかんがい揚水用電力料金全額国庫負担の請願(武藤嘉一君紹介)(第二二二九号)
- 一五八 食糧事務所職員の見定員増加に関する請願(小林運美君紹介)(第二二四三号)
- 一五九 一本木平及び米崎地区の開墾事業に関する請願(志賀健次郎君紹介)(第二二九八号)
- 一六〇 単作地帯における農家保有食糧確保に関する請願(橋本龍伍君紹介)(第二三〇〇号)
- 一六一 池川町坂本部落に水田開拓に関する請願(長野長廣君紹介)(第二二六八号)
- 一六二 土佐長尾鶏の保存増殖に関する請願(長野長廣君紹介)(第二二六九号)
- 一六三 雑穀の統制撤廃に関する請願(中村清君紹介)(第二二九八号)
- 一六四 北設楽郡下の国有林拂下げに関する請願(八木一郎君外二名紹介)(第二三〇五号)
- 一六五 駒ヶ原、沖の平開拓道路開設に関する請願(八木一郎君外二名紹介)(第二三〇八号)
- 一六六 岩内、古宇両郡下国有林過伐防止に関する請願(浦口鉄男君紹介)(第二三二二号)
- 一六七 津田沼町所在国有農地を同町農地委員会に移管促進の請願(多田勇君紹介)(第二三四五号)
- 一六八 でん粉事業の保護育成に関する請願(田中啓一君紹介)(第二三四八号)
- 一六九 食糧事務所職員の見定員増加に関する請願(青柳一郎君紹介)(第二三八九号)
- 一七〇 東北地方国有林野特別措置法制定に関する請願(野原正勝君紹介)(第二四一四号)
- 一七一 同(飯塚定輔君外一名紹介)(第二四一五号)
- 一七二 同(小笠原八十美君外一名紹介)(第二四一六号)
- 一七三 同(圓谷光衛君外一名紹介)(第二四一七号)
- 一七四 農業恐慌対策に関する請願(佐藤親弘君外五名紹介)(第二四五四号)
- 一七五 米麦包装規則改正反対に関する請願(玉置實君紹介)(第二四六六号)
- 一七六 農業改良局統計調査部並びに作物報告事務所職員の見定員増加に関する請願(竹村奈良一君紹介)(第二四八〇号)
- 一七七 小野村外四箇村組合公有林野における官行造林契約解除に関する請願(川端佳夫君外一名紹介)(第二四八八号)
- 一七八 川井、門馬両村下の国有牧野開放に関する請願(山本猛夫君紹介)(第二四九〇号)
- 一七九 農業会財産譲受資金の特別融資に関する請願(田中啓一君外三名紹介)(第二五〇一号)
- 一八〇 農家報奨物資制度改善に関する請願(田中啓一君外三名紹介)(第二五〇三号)
- 一八一 農業協同組合のこうじ製造事業に関する請願(田中啓一君外三名紹介)(第二五〇六号)
- 一八二 国内農産物価格対策に関する請願(田中啓一君外三名紹介)(第二五〇九号)
- 一八三 主食の供出制度改善に関する請願(田中啓一君外三名紹介)(第二五一一号)
- 一八四 食糧配給公団廃止後の措置に関する請願(田中啓一君外三名紹介)(第二五一二号)
- 一八五 長崎県下裸供出農家に対する飯米の還元配給に関する請願(外一件)(岡延右エ門君外五名紹介)(第二五一八号)
- 一八六 農作物の獣害防除対策に関する請願(岡延右エ門君外五名紹介)(第二五四一号)
- 一八七 肥料値上げ反対に関する請願(岡延右エ門君外五名紹介)(第二五四二号)
- 一八八 同(淵通義君外五名紹介)(第二五四七号)
- 一八九 長崎県農家の米食率引上げに関する請願(岡延右エ門君外五名紹介)(第二五四三三号)
- 一九〇 沖繩百号を二等甘しよに格上げの請願(岡延右エ門君外五名紹介)(第二五四四号)
- 一九一 種子麦拂下げに関する請願(岡延右エ門君外五名紹介)(第二五四四号)
- 一九二 労働基準行政職員に労務加配米支給の請願(春日正一君外一名紹介)(第二五五七号)
- 一九三 宮崎県下裸供出農家に対する飯米の還元配給に関する請願(淵通義君外五名紹介)(第二五八三三三)
- 一九四 林道飯田赤石線開設に関する請願(吉川久衛君紹介)(第二六〇四号)
- 一九五 小麦粉類の加工割当制度改善並びに同包装容器取扱に関する請願(石田博英君紹介)(第二六一一号)
- 一九六 山家村地内国有林拂下げに関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第二六四七号)
- 一九七 肥料値上げ反対に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第二六四八号)
- 一九八 食糧事務所職員の見定員増加に関する請願(竹尾武君紹介)(第二六四九号)
- 一九九 作物報告事務所職員の見定員増加に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第二六七四号)
- 二〇〇 油糧配給公団廃止に伴う北海道産大豆取扱に関する請願(伊藤郷一君紹介)(第二六七五号)
- 二〇一 パンの品質改善並びに配給機構改革に関する請願(田中啓一君紹介)(第二七二六号)
- 二〇二 長篠村地内国有林拂下げに関する請願(八木一郎君外一名紹介)(第二七七七号)
- 二〇三 豊橋市に藤系取引所設置の請願(八木一郎君外一名紹介)(第二七八号)
- 二〇四 農家報奨物資の価格引下げ等に関する請願(並木芳雄君紹介)(第二七二九号)

二〇五 昭和二十五年年度供出割当雜穀類全量政府買上げに関する請願(小川原政信君紹介)(第二七三〇号)

二〇六 作物報告事務所職員の定員増加に関する請願(森戸辰男君紹介)(第二八〇三号)

二〇七 西総揚排水完成促進の請願(山村新治郎君外一名紹介)(第二八〇四号)

二〇八 沼田町所在森林軌道国鉄移管に関する請願(松田鐵藏君紹介)(第二八一〇号)

二〇九 東山地区開拓事業費国庫補助に関する請願(金原輝二君紹介)(第二八二六号)

二一〇 小川国有林開闢に関する請願(田淵光二君紹介)(第二八三五号)

二一一 東北地域農業試験場完成促進に関する請願(浅利三朗君外二名紹介)(第二八五八号)

二一二 農林省畜産局の機構拡充に関する請願(原田雪松君紹介)(第二八九二号)

(水産委員会)
一 伊勢湾内におけるばつち網使用禁止に関する請願外二十三件(石原圓吉君紹介)(第一一二二号)

二 魚族資源の維持培養に関する請願(小高嘉郎君紹介)(第一八四号)

三 漁業金融に関する請願(小高嘉郎君紹介)(第一八六号)

四 漁船法並びに漁船船員法制定に関する請願(小高嘉郎君紹介)(第一八八号)

五 旋網漁業許可方針確立に関する請願(小高嘉郎君紹介)(第一八九号)

六 白糠漁港築設の請願(伊藤郷一君紹介)(第一九一七号)

七 江口漁港修築費国庫補助の請願

(床次徳二君紹介)(第二一九七号)
八 無許可トロール船の取締強化に関する請願(井之口政雄君外一名紹介)(第三四五五号)

九 初山別村豊神に漁港築設の請願(玉置信一君紹介)(第四四七号)

一〇 増毛漁港拡張工事促進の請願(玉置信一君外一名紹介)(第四四九号)

一一 高浜漁港修築の請願(原田雪松君外一名紹介)(第六四〇号)

一二 大江漁港築設の請願(原田雪松君外三名紹介)(第八一八号)

一三 香深村に北方新魚田開発策源地としての諸施設実現の請願(玉置信一君外一名紹介)(第八三五号)

一四 北洋漁業再開に関する請願外一件(山口武秀君外三名紹介)(第九八〇号)

一五 岩手県の水産用燃油割当量増加に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第九九一七号)

一六 水産業協同組合法の一部改正に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一二六九号)

一七 漁業用燃油の増配に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一二七〇号)

一八 尾札部漁港拡張工事施行の請願(川村善八郎君紹介)(第一二〇〇号)

一九 伊波船だまり築設工事費国庫補助の請願(小松勇次君紹介)(第一二〇七号)

二〇 為石に避難港築設の請願(岡延右エ門君外五名紹介)(第一三二八号)

二一 大津漁港修築の請願(高倉定助君紹介)(第一五二二号)

二二 北洋漁業再開に関する請願(井之口政雄君紹介)(第一五六一七号)

二三 釜石漁港修築工事促進の請願(鈴木善幸君紹介)(第二六五七号)

二四 岩手県下の漁港災害復旧工事促進に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一六五九号)

二五 青森漁港修築工事促進の請願(山崎岩男君紹介)(第一七四九号)

二六 漁船保険制度改善に関する請願(坂本實君紹介)(第一七九〇号)

二七 同志田養信君紹介(第一七九一七号)

二八 垣生村漁港修築工事費国庫補助の請願(小西英雄君外一名紹介)(第一七九三三号)

二九 船泊漁港拡張工事施行の請願(玉置信一君外一名紹介)(第一七九六号)

三〇 大川河口帆之港修築の請願(石原登君外一名紹介)(第一九三二二号)

三一 漁船保険制度改善に関する請願(富永格五郎君外二名紹介)(第一九四二二二二)

三二 安宅新町附近漁場の旧海軍施設の障害物除去に関する請願(坂田英一君外一名紹介)(第一九七〇号)

三三 高浜漁港に防波堤築設の請願(田口長治郎君紹介)(第二〇一九九号)

三四 久慈漁港修築促進に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第二〇二三三三三)

三五 漁船保険制度改善に関する請願(富永格五郎君外二名紹介)(第二〇四四四四)

三六 同(坂本實君紹介)(第二〇四六六六)

三七 引揚器等新規漁業者に対する漁網資材配給割当増加に関する請願(甲木保君外二名紹介)(第二〇七二二二)

七八 児島湾淡水化に伴う漁業上の損失補償に関する請願(橋本龍伍君外五名紹介)(第二一一五五五)

三九 九十九里浜太東岬に漁港築設の請願(田中豊君紹介)(第二一一三三三)

四〇 漁船保険制度改善に関する請願(林義治君紹介)(第二二七八八八)

四一 小伊津漁港修築の請願(大橋武夫君紹介)(第二二九九九)

四二 概法華村に避難港築設の請願(富永格五郎君外二名紹介)(第二三〇二二)

四三 漁船保険制度改善に関する請願(林好次君紹介)(第二三二二二)

四四 磯浜海岸船だまり災害復旧工事施行の請願(庄司一郎君紹介)(第二三五〇〇)

四五 漁船保険制度改善に関する請願(内藤友明君紹介)(第二四〇五五五)

四六 富岡漁港築設に関する請願(今泉貴雄君外一名紹介)(第二四二四四)

四七 香川県下漁業者の漁場転換対策に関する請願(玉置實君紹介)(第二四六六六)

四八 霞ヶ浦湖畔に淡水区水産研究所設置の請願(橋本登美三郎君外二名紹介)(第二四八九九)

四九 順別漁港施設拡充に関する請願(佐々木秀世君紹介)(第二五六〇〇)

五〇 須江漁港修築費国庫補助の請願(世耕弘一君紹介)(第二六七八八)

五一 九十九里浜沿岸漁業の遼洋漁業転換資金融資に関する請願(田中豊君外一名紹介)(第二六八〇〇)

五二 漁船保険制度改善に関する請願

願(夏堀源三郎君紹介)(第二六八一七)

五三 同(高木松吉君紹介)(第二六八二二)

五四 大樹漁港築設の請願(高倉定助君紹介)(第二七八七七)

五五 漁船保険事業強化に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第二八九七七)

五六 漁業用資材に価格差補給金存続の請願(小高嘉郎君紹介)(第一八五五)

五七 底びき網漁業許可に関する請願(塩田賀四郎君紹介)(第八七九七)

五八 底びき漁業取締緩和に関する請願(内海安吉君紹介)(第二八二五五)

(通商産業委員会)
一 電力新規需要に対し島根県を電源地帯として優先取扱の請願(山本利壽君紹介)(第六六六)

二 小丸川水系川原、石河内第二発電所復元の請願(川野芳満君外五名紹介)(第三四一一)

三 電力国家管理法即時廃止の請願(川野芳満君外五名紹介)(第三四二二)

四 東北地方の電気事業確立に関する請願(志田養信君外一名紹介)(第四一一九)

五 既設火力発電所の全負荷運転に関する請願(石野久男君紹介)(第五〇八八)

六 同外二件(伊藤憲一君外三名紹介)(第五〇九〇)

七 元富山県営発電施設復元の請願(土倉宗明君外三名紹介)(第六〇三三)

八 大淀川発電所及び送電線復元の請願(小金義昭君紹介)(第六〇七七)

九 関東配電株式会社佐野変電所拡

充に關する請願(石野久男君紹介)(第六四三號)
一〇 既設発電所設備改修の請願(風早八十二君外一名紹介)(第六六七號)
一一 同(川上貫一君外一名紹介)(第六六八號)
一二 同(國田直君紹介)(第六六九號)
一三 同(前田榮之助君紹介)(第六七〇號)
一四 電気資源開発促進の請願(風早八十二君外一名紹介)(第六七一號)
一五 同(國田直君紹介)(第六七二號)
一六 東北地方の電気事業確立に關する請願(志田義信君紹介)(第七〇四號)
一七 元南那珂郡當電氣事業復元の請願(瀬戸山三男君紹介)(第七二三號)
一八 かんがい排水用電力料金に關する請願(庄司一郎君紹介)(第七二九號)
一九 同(江崎眞澄君外七名紹介)(第七三〇號)
二〇 東北地方の電気事業確立に關する請願(安部俊吾君紹介)(第七六〇號)
二一 同(庄司一郎君紹介)(第七九七號)
二二 同(山本猛夫君紹介)(第七九八號)
二三 同(外百六十七件(志田義信君紹介)(第七九九號)
二四 同(池田正之輔君紹介)(第八〇〇號)
二五 同(外二十二件(志田義信君紹介)(第八二二號)
二六 南九州の電源開発に關する請

願(上林山榮吉君外九名紹介)(第八一九號)
二七 公共用電力割当量及び料金の改正に關する請願(江崎眞澄君紹介)(第八三九號)
二八 かんがい排水用電力料金に關する請願(庄司一郎君紹介)(第八五三號)
二九 冷凍事業に對する大口電力割当に關する請願(安部俊吾君外三名紹介)(第九九五號)
三〇 佐野電所の施設拡充に關する請願(大澤嘉平治君紹介)(第一〇六九號)
三一 電気化学工業用自家発電設備復元に關する請願(神田博君紹介)(第一〇七三號)
三二 東北地方の電気事業確立に關する請願(池田正之輔君外三名紹介)(第一〇八二號)
三三 元金沢市當電氣事業復元の請願(大森玉木君紹介)(第一一〇九號)
三四 東北地方の電気事業確立に關する請願(牧野寛策君外四名紹介)(第一一二六號)
三五 既設火力発電所の全負荷運転に關する請願(石野久男君紹介)(第一二〇三號)
三六 雨龍村補水地区拡張並びに発電事業費國庫補助の請願(篠田弘作君紹介)(第一二六三號)
三七 元東田川郡當電氣事業復元の請願(志田義信君紹介)(第一四一七號)
三八 かんがい排水用電力料金に關する請願(米原親君紹介)(第一六〇四號)
三九 農業用電力料金軽減に關する請願(青木正君紹介)(第一六二四號)
四〇 輸出工業用電力基準割当量増

加に關する請願(今泉貞雄君紹介)(第一六五三號)
四一 病院用電力基準割当量増加に關する請願(丸山直友君紹介)(第一六五四號)
四二 〇(〇)化用電力基準割当量増加に關する請願(江崎眞澄君外一名紹介)(第一六五五號)
四三 病院用電力基準割当量増加に關する請願(堀川恭平君紹介)(第一八七二號)
四四 電気自動車充電用電力確保等に關する請願(川野芳滿君外一名紹介)(第一八九七號)
四五 東北地方の電気事業確立に關する請願(安部俊吾君外二名紹介)(第一八九七號)
四六 大淀川発電所及び送電線復元の請願(龍野喜一郎君紹介)(第二〇八三號)
四七 神島村に海底電線による電力供給の請願(石原眞吉君紹介)(第二三〇一號)
四八 病院用電力基準割当量増加に關する請願(松永佛骨君紹介)(第二三三九號)
四九 同(伊藤憲一君外一名紹介)(第二四五七號)
五〇 家用電気工作物施設法案に關する請願(岡田五郎君紹介)(第二三四七號)
五一 かんがい排水用電力料金に關する請願(大村清一君紹介)(第二三六二號)
五二 朝日、丸山、内ヶ谷三発電所建設促進に關する請願(木村公平君外一名紹介)(第二四九一號)
五三 農業用電力に關する請願(平川篤雄君紹介)(第二六五〇號)
五四 大牧発電所復元に關する請願(猪俣浩三君紹介)(第二六五一號)
五五 かんがい排水用電力料金に關

する請願(今井耕君紹介)(第二七八九號)
五六 只見川電源開発計画中の尾瀬ヶ原保存に關する請願(亘四郎君紹介)(第二七九〇號)
五七 元苦小牧市當電氣事業復元に關する請願(篠田弘作君紹介)(第二八四八號)
五八 農業用電力に關する請願(江崎一治君紹介)(第二八五一號)
五九 私鉄の電力料金値上げ反對に關する請願(西村榮一君紹介)(第二八五九號)
六〇 離島における電気事情改善等に關する請願(平井義一君紹介)(第二八八一號)
六一 電気料金に地域差設定反對の請願(橋本龍伍君外四名紹介)(第二四四四號)
六二 電気料金値下げの請願(松谷天光君外一名紹介)(第九七八號)
六三 長野県における電気料金の適正改訂に關する請願(吉川久衛君外二名紹介)(第一二六一號)
六四 電気料金値下げ並びに電力割当制は正に關する請願(田島ひで君紹介)(第一三二五號)
六五 電気料金値下げの請願(春日正一君紹介)(第一三三三號)
六六 電気料金値上げ反對並びに集団住宅における電気料金制は正に關する請願(外一件(伊藤憲一君外二名紹介)(第一六五五號)
六七 電気料金に地域差設定反對等に關する請願(外一件(伊藤憲一君外三名紹介)(第一六五九號)
六八 同(風早八十二君外一名紹介)(第一六八八號)
六九 同(伊藤憲一君外一名紹介)(第一六八九號)
七〇 電気料金値上げ反對並びに集

団住宅における電気料金制は正に關する請願(外一件(伊藤憲一君外一名紹介)(第一六一六號)
七一 電気料金に地域差設定反對の請願(青野武一君紹介)(第一六三一號)
七二 電気料金改訂に關する請願(高橋清治郎君紹介)(第一七一二號)
七三 電気料金値下げ並びに同地域差撤廃の請願(木村榮君外一名紹介)(第一八八二號)
七四 同(外三件(木村榮君紹介)(第一九五四號)
七五 電気料金値下げ並びに同地域差撤廃の請願(外二件(木村榮君外一名紹介)(第一四一四號)
七六 電気料金値上げ反對並びに集団住宅における電気料金制は正に關する請願(風早八十二君外一名紹介)(第二二七〇號)
七七 電気料金値下げ並びに同地域差撤廃の請願(米原親君外一名紹介)(第二二八二號)
七八 電気料金改訂に關する請願(風早八十二君紹介)(第二三二五號)
七九 電気料金改訂に關する請願(風早八十二君紹介)(第二五一一號)
八〇 笹ヶ谷銅山の鉱毒防除施設に關する請願(木村榮君紹介)(第二九一號)
八一 荒尾市における鉱毒復旧費國庫補助の請願(田代文久君外二名紹介)(第二九二號)
八二 金嶺山の危機打開のための鉱業政策に關する請願(今澄勇君紹介)(第三三八一號)
八三 特別鉱害復旧臨時措置法案の修正に關する請願(關内正一君外十一名紹介)(第六一〇號)
八四 同(岩川與助君紹介)(第二二

の協同園營バス運輸開始の請願
(山本猛夫君紹介)(第三二二一)
一〇七 掛川、御前崎間園營自動車運輸開始の請願(水野彦治郎君紹介)(第三三八八号)
一〇八 瀬戸、明知間園營自動車運輸開始の請願(三宅則義君紹介)(第三七七七号)
一〇九 園營自動車馬見原派出所の昇格並びに宇土、砥用嶺延長等に関する請願(吉田安君外一名紹介)(第一一〇八号)
一一〇 同松野頼三君紹介(第一六七七号)
一一一 二俣・横須賀両町間、佐久間村・磐田市間及び二俣町・氣多村間に園營自動車運輸開始の請願(金原肇二君紹介)(第一五二二号)
一二一 二俣、氣田間に園營自動車運輸開始促進の請願(足立篤郎君外二名紹介)(第一五五五号)
一二三 日の影、高森間に園營乗合自動車運輸開始の請願(佐藤重清君外二名紹介)(第一九六八号)
一四 佐川駅、別府村間園營自動車を長者村まで延長の請願(長野長廣君紹介)(第三三五五号)
二五 佐川駅起点黒岩村、越知町經由循環園營自動車運輸開始の請願(長野長廣君紹介)(第二七七五号)
二六 下諏訪、丸子間園營自動車を上田市まで延長の請願(小林運雄君紹介)(第三三二九号)
二七 園營自動車大槌線を岡内及及び五王堂まで延長の請願(長野長廣君紹介)(第二七七四号)
二八 小見川町、山倉村間園營自動車運輸開始促進の請願(山村新治郎君紹介)(第二八六二号)
二九 園營自動車拂下反對の請願(山本利壽君紹介)(第九七三三号)

一二〇 來之宮、多賀西駅間に小嵐
駅設置の請願(島山鶴吉君紹介)
(第五〇〇号)

一二一 蘇我菅田西駅間にガスカー
停留場設置の請願(多田勇君紹介)
(第五八八号)

一二二 下川沿村に停車場設置の請
願(石田博英君紹介)(第八一四号)

一二三 安中、磯部西駅間に停車場
設置の請願(小峯柳多君紹介)(第
一三八五号)

一二四 和田村に停車場設置の請願
(稻田直道君紹介)(第二一七六号)

一二五 永山、比布西駅間に停車場
設置の請願(河口陽一君紹介)(第
二二三三三号)

一二六 二宮、国府津西駅間に電車
停車場設置の請願(小金義昭君紹
介)(第二二七一七号)

一二七 出雲高松駅存置の請願(木
村小左衛門君紹介)(第一三〇七
号)

一二八 勝田駅舎移転の請願(山崎
猛君紹介)(第一一七号)

一二九 釜石線青笹駅の設置位置に
関する請願(山本猛夫君紹介)(第
一七五三三号)

一三〇 篠路、石狩太美西駅間に簡
易昇降所設置の請願(宇野秀次郎
君紹介)(第九〇七号)

一三一 津ノ井、郡家西駅間のヤナ
イ谷に簡易停車場設置の請願(稻
田直道君紹介)(第一六二二二号)

一三四 海尻駅を一般駅に昇格の請
願(黒澤富次郎君紹介)(第一五五
七号)

一三五 平原信号所を旅客駅に昇格
促進の請願(黒澤富次郎君紹介)
(第五五八号)

一三六 熱海駅改築の請願(島山鶴
吉君紹介)(第四九九号)

一三七 丹波大山駅乗降場待合室
設置の請願(佐々木盛雄君紹介)
(第一四二二三号)

一三八 松山駅復旧に関する請願
(關谷勝利君紹介)(第一五〇五号)

一三九 堀ノ内駅前広場舗装並びに
中水・雨天施設設置の請願(竹
山祐太郎君外一名紹介)(第一六三
七号)

一四〇 東北本線、配改良工事に
伴う小島谷村内三駅の存置に関す
る請願(山本猛夫君紹介)(第八七
四号)

一四一 古河、栗橋西駅間に設置予
定の信号所を停車場に変更の請願
(橋本登美三郎君外二名紹介)(第
二六八四四号)

一四二 同(鈴木明良君紹介)(第二
八〇二二号)

一四三 東北本線海岸廻り線の西塩
釜駅新設並びに同駅及び北塩釜駅
の業務開始促進に関する請願(庄
司一郎君紹介)(第二七三二二号)

一四四 平倉駅存置に関する請願
(山本猛夫君紹介)(第二七六六号)

一四五 西鹿兒島駅建設工事促進の
請願(上林山榮吉君紹介)(第一七
六三三三号)

一四六 串木野駅舎改築等に関する
請願(石原登君外一名紹介)(第一
七五四四号)

一四七 宇島駅の施設拡充に関する
請願(平井義一君紹介)(第二一八
八号)

一四八 古河駅東口開設促進に関す
る請願(鈴木明良君紹介)(第二二
七五五号)

一四九 仙台駅東昇降口の設置促進
に関する請願(安部俊吾君紹介)
(第三三九九号)

一五〇 辰野駅の飯田線乗降口閉鎖
反対に関する請願(今村忠助君紹
介)(第二七三三三号)

一五一 国分寺駅南側に改札口開設
の請願(坪川信三君紹介)(第二八
三六六号)

一五二 吹田駅北出口地下道開設工
事促進の請願(浅香忠雄君外二名
紹介)(第四六〇号)

一五三 会津若松駅構内喜多方街道
踏切を地下道に切替の請願(江花
静君紹介)(第一五一九号)

一五四 菅谷駅に車扱貨物施設設置
促進の請願(關内正二君紹介)(第
八八六六号)

一五五 豊後中村駅貨物ホーム拡張
の請願(村上勇君紹介)(第八八八
号)

一五六 大塚駅に貨物取扱開始の請
願(志田義信君紹介)(第一七八九
号)

一五七 八橋駅に貨物取扱開始の請
願(稻田直道君紹介)(第一八一八
号)

一五八 岩根橋駅の駅名変更の請願
(志賀健次郎君紹介)(第二四四号)

一五九 湯の元駅に急行列車停車の
請願(床次徳二君紹介)(第二九八
号)

一六〇 同(岩川與助君紹介)(第九
九八八号)

一六一 阿久根駅に急行列車停車の
請願(尾崎末吉君紹介)(第一四六
八号)

一六二 山陰線松江駅に準急列車停
車の請願(門脇勝太郎君紹介)(第
八九七号)

一六三 野帆駅に急行列車停車の請
願(篠田弘作君紹介)(第二四二〇
号)

一六四 山陰本線に準急列車全通並
びに広島始発東京間に急行列車運
輸開始の請願(田中堯平君外一名
紹介)(第六五九号)

一六五 飯山線に通学列車運転の請
願(倉石忠雄君紹介)(第八二二号)

一六六 名寄經由函館、網走間直通
列車増発の請願(松田鐵藏君紹介)
(第一〇三八号)

一六七 飯田線に急行列車運転の請
願(金原舜二君外一名紹介)(第一
五一四四号)

一六八 特急つばめ又は急行銀河を
神戸まで延長の請願(吉田吉太郎
君紹介)(第二〇一六号)

一六九 御茶の水、兩國西駅間電車
運転復活に関する請願(關谷勝利
君外一名紹介)(第二四九九号)

一七〇 山陽本線宇部市通過に関す
る請願(吉武惠市君外五名紹介)
(第七二二二号)

一七一 長野原、太子間に旅客列車
運転の請願(小淵光平君紹介)(第
二〇七四四号)

一七二 美禰、小野田西線直結に関
する請願(周東英雄君外一名紹介)
(第三二七二二号)

一七三 指宿線にガソリンカー復活
の請願(上林山榮吉君紹介)(第八
七七一七号)

一七四 水郡線にガソリンカー運轉
の請願(塚原俊郎君紹介)(第二〇
二二二二号)

一七五 仁堀航路の存続改善に関す
る請願(宮原幸三郎君紹介)(第二
二九七七号)

一七六 国鉄定期乗車券の購入手続
簡素化に関する請願(林百郎君外

一名紹介)(第五〇五号)

一七八 義務教育通学生徒の鉄道運
賃軽減に関する請願(庄司一郎君
紹介)(第一一六六号)

一七九 新制中学校生徒通学定期券
の割引率引上げに関する請願(水
谷長三郎君紹介)(第二五一七号)

一八〇 山田中学校通学生徒の鉄道
運賃軽減に関する請願(若林義孝
君紹介)(第八八五五号)

一八一 亞炭の鉄道運賃軽減の請願
(圖司安正君紹介)(第一一八号)

一八二 同(高橋清治郎君紹介)(第
七九号)

一八三 石灰の運賃等級引下げの請
願(本村公平君紹介)(第一三四号)

一八四 漆器の貨物運賃軽減の請願
(菅家喜六君紹介)(第五八四号)

一八五 木材の鉄道運賃軽減に関す
る請願(川野芳満君外四名紹介)
(第九九六六号)

一八六 肥料用石灰の貨物運賃軽減
に関する請願(田中堯平君外一名
紹介)(第一四八一七号)

一八七 石炭、鉄屑及び砂利の貨物
運賃軽減に関する請願(中村幸八
君紹介)(第一四五二二号)

一八八 瓦の貨物運賃等級引下げに
関する請願(尾崎末吉君紹介)(第
二三五六六号)

一八九 陶管の貨物運賃等級引下げ
に関する請願(尾崎末吉君紹介)
(第三三三三三三号)

一九〇 炊事用粗陶器の貨物運賃等
級引下げに関する請願(尾崎末吉
君紹介)(第三三三八八号)

一九一 家畜及び畜産物の運賃等級
引下げに関する請願(田中啓一君
外三名紹介)(第二五一〇号)

一九二 書籍の鉄道運賃等級引下げに
関する請願(坂本泰良君紹介)(第
二七三三三三号)

- 一九三 国鉄、社線連帶輸送の貨物運賃通算制度の請願（米窪満亮君紹介）（第五四号）

一九四 同（江崎眞澄君紹介）（第二四六号）

一九五 熱海、函南間の新丹那トンネル開設工事再開並びに国道に利用の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一七八二号）

一九六 肥薩線分岐点を湯浦駅に設置の請願（福永一臣君外一名紹介）（第四一七号）

一九七 肥薩線分岐点を佐敷町に設置の請願外五件（福永一臣君紹介）（第六三二号）

一九八 墨田区綿糸町ドック埋立の請願（淺沼稻次郎君紹介）（第四九号）

一九九 保倉川改修に伴い大養村地内信越線鉄橋拡張の請願（塚田十一郎君紹介）（第八九三三三）

二〇〇 運輸省施設火災による類焼建物及び商品の損害賠償に関する請願（今村忠助君紹介）（第一八二二二）

二〇一 戦時中買収の運輸省用地拂下げに関する請願（今村忠助君紹介）（第二八二三三）

二〇二 草軽電気鉄道国営移管に関する請願（中曾根康弘君紹介）（第二六六五号）

二〇三 草軽電気鉄道の営業路線縮小反対等に関する請願（田淵光一君紹介）（第六三六六）

二〇四 地方鉄道豊州線買上げに関する請願（大野伴陸君外一名紹介）（第二八三三七）

二〇五 私鉄会社に対する石炭補給金復活に関する請願（西村榮一君紹介）（第二八六七七）

二〇六 自動車行政の地方庁移譲反対に関する請願（岡田五郎君紹介）（第二六九二二）

二〇七 道路運送審議会委員の定員に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一四七七七）

二〇八 秋田、山形両県を仙台陸運局管轄に編入の請願（庄司一郎君紹介）（第二〇六八八）

二〇九 熊本県農業協同組合の特定貨物自動車増車に関する請願（原田雪松君外二名紹介）（第一二三〇号）

二一〇 自動車運送事業経営体の分割に関する請願（亘四郎君外二名紹介）（第三九〇号）

二一一 尾岐村、会津若松駅間の会津合同乗合自動車株式会社路線復元に関する請願（省家喜六君紹介）（第一四六五五）

二一二 自動車燃料として亜炭及び亜炭ガス発生炉使用普及に関する請願（庄司一郎君紹介）（第二八四四四）

二一三 八丈島に燈台及び無線方位信号所設置の請願（菊池義郎君紹介）（第一三三三）

二一四 長崎町岬に航路標識燈台設置の請願（仲内憲治君紹介）（第九三三三）

二一五 余部崎に燈台設置の請願（佐々木盛雄君紹介）（第九三六六）

二一六 掛塚燈台を五島海岸に移設の請願（中村幸八君紹介）（第一四五五五）

二一七 鋸崎に燈台設置の請願（奥村又十郎君紹介）（第一五九四四）

二一八 鶴野岬崎に燈台及び濃霧信号所設置の請願（高木松吉君紹介）（第一八五八八）

二一九 広田湾口小赤磯に航路標識燈設置の請願（小澤重喜君紹介）（第二一九五五）

二二〇 日本漁船の不法捕に關する請願外四件（坂本實君紹介）（第一四二二二）

二二一 行方不明の漁船捜査に関する請願（奥村又十郎君紹介）（第一二八七七）

二二二 瀬戸内海海区の機雷掃海に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一四三三三）

二二三 釧路港水先区設定に関する請願（伊藤郷一君紹介）（第八七二二二）

二二四 奈古町港を指定港湾に編入の請願（吉武惠市君紹介）（第一一二二二）

二二五 塩釜港を第一重要港湾に編入並びに修築に関する請願（庄司一郎君紹介）（第二三八八八）

二二六 塩釜港修築費国庫補助増額等に関する請願（庄司一郎君紹介）（第三三九九）

二二七 福江港修築費国庫補助の請願（岡延右エ門君外一名紹介）（第一四九九）

二二八 同（西村久之君紹介）（第一五〇〇）

二二九 松川港拡張工事費全額国庫負担の請願（高木松吉君外一名紹介）（第一八六二二）

二三〇 京泊港施設拡充の請願（福永一臣君外一名紹介）（第四一六六六）

三三一 釧路港修築促進の請願（伊藤郷一君紹介）（第四九六六）

三三二 江口港導流堤災害復旧工事実施促進の請願（上林山榮吉君外一名紹介）（第八三六六）

三三三 八木港整備工事継続施行に関する請願（鈴木善幸君外一名紹介）（第一三三六六）

三三四 三石港拡張工事継続施行の請願（篠田弘作君紹介）（第一三六六六）

三三五 深浦港に防波堤築設の請願（奈良治二君外二名紹介）（第一七四七七）

三三六 青森港の施設整備拡張に関する請願（山崎岩男君紹介）（第一七五〇〇）

三三七 江口港導流堤災害復旧工事実施促進の請願（岩川與助君紹介）（第九九三三）

三三八 師崎港修築の請願（久野忠治君紹介）（第二六〇七〇）

三三九 小倉港修築に関する請願（平井義一君紹介）（第二八二四四）

三四〇 東中浦村大島に避難港築設等に関する請願（村上勇君紹介）（第一七九四四）

三四一 佐賀港修築の請願（長野長廣君紹介）（第二二六七七）

三四二 菅戸の瀬戸開きに関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一四四〇〇）

三四三 堀川運河しゅんせつ工事施行に関する請願（佐藤榮作君紹介）（第一四六三三）

三四四 海士ヶ瀬暗礁開きに関する請願（坂本實君外三名紹介）（第二二六六六）

三四五 甲浦港口の暗礁除去促進に関する請願（長野長廣君紹介）（第二二三三三）

三四六 富島町細島に公共船員職業安定所設置の請願（川野芳満君紹介）（第一三六七七）

三四七 宮崎県内に公共船員職業安定所設置の請願（川野芳満君紹介）（第一九三三七）

三四八 日南市油津港に公共船員職業安定所設置の請願（田中不破三君紹介）（第二〇六九九）

三四九 福岡市に公共船員職業安定所設置の請願（守島伍郎君外一名紹介）（第二二二八八）

三五〇 地区機帆船に燃料油増配の請願（原田雪松君外三名紹介）（第一八七七）

二五一 鹿児島港と大島、琉球間に定期航路開設の請願（上林山榮吉君紹介）（第九四二二）

二五二 廣島港を塩輸入港に指定の請願（森戸辰男君外一名紹介）（第六七三三）

二五三 輸入食糧仲継港として舞鶴港利用に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第一七〇一〇）

二五四 輸入塩仲継港として舞鶴港利用に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第一七〇二二）

二五五 油津、細島両港を沖繩向け輸出港に指定の請願（川野芳満君外五名紹介）（第二五八二二）

二五六 九州海運局油津出張所昇格に関する請願（田中不破三君紹介）（第二〇七〇〇）

二五七 東北海運局女川出張所を支庁に昇格の請願（角田幸吉君紹介）（第二六三三三）

二五八 氣象官署拡充に関する請願（門司亮君外六名紹介）（第六一九九）

二五九 北海道における氣象官署職員定員増加に関する請願（浦口鉄男君紹介）（第二四四八八）

二六〇 氣象関係職員の給与改善に関する請願（田代文久君外一名紹介）（第六八四四）

二六一 同外十三件（土橋一吉君紹介）（第六八五五）

二六二 同（福田繁芳君紹介）（第七六一〇）

二六三 同（島田末信君紹介）（第七九六六）

二六四 同（成田知巳君紹介）（第一〇五一〇）

二六五 函館港を観光港に指定並びに道南地帯の観光施設整備に関する請願（富永格五郎君外二名紹介）（第一一三八八）

- 二六六 瀬戸内海沿岸の観光港及び
ヨットハーバー整備に関する請願
(塩田賀四郎君紹介)(第一四三八
号)
- 二六七 瀬戸内海沿岸地域に観光ホ
テル設置の請願(塩田賀四郎君紹
介)(第一四三九号)
- 二六八 熱海竹之沢に国際観光ホテ
ル建設に関する請願(島山鶴吉君
紹介)(第一七八一号)
- 二六九 熱海海鏡船場設置に関する
請願(島山鶴吉君紹介)(第一八三
三号)
- 二七〇 車両工業対策に関する請願
(前田種男君紹介)(第四六四号)
- 二七一 国有鉄道車両関係予算増額
並びに浜松、米原間鉄道電化実現
に関する請願(前田種男君紹介)
(第三〇八号)
- 二七二 電気機関車製作予算増額に
関する請願(石原久男君紹介)(第
一五五一号)
- 二七三 山口武秀君外一名紹介
(第一九七六号)
- (郵政委員会)
- 一通送業務一元化に関する請願
(土井直作君紹介)(第六八号)
- 二 川上町に特定郵便局設置の請願
(上林山榮吉君紹介)(第二四三三
号)
- 三 藤井町に特定郵便局設置の請願
(關谷勝利君紹介)(第五五一号)
- 四 日暮里町七丁目に特定郵便局設
置の請願(花村四郎君紹介)(第七
六四号)
- 五 国立宮城療養所内に無集配郵便
局設置の請願(庄司一郎君紹介)
(第八一一号)
- 六 川内村小川字下小川に無集配郵
便局設置の請願(飯塚定輔君紹
介)(第一一七五号)
- 七 上高根沢に郵便局設置促進の請
願(山口好一君紹介)(第一二七六
号)
- 八 落合村大字長畑地内に特定郵便
局設置の請願(高塩三郎君紹介)
(第二三一九号)
- 九 中山村字湖名に特定郵便局設置
の請願(眞鍋勝君紹介)(第一三五
八号)
- 一〇 大串村大字小迎に特定郵便局
設置の請願(岡西明貞君紹介)(第
一四二二号)
- 一一 東根温泉に郵便局設置の請願
(岡司安正君紹介)(第一四三二一
号)
- 一二 此花郵便局復興促進の請願
(前田種男君紹介)(第一四七八号)
- 一三 鳥取市吉成に特定郵便局設置
の請願(稲田直道君紹介)(第一六
一〇号)
- 一四 陸合村に郵便局設置の請願
(飯塚定輔君紹介)(第一六八三三
号)
- 一五 日暮里町八丁目に特定郵便局
設置の請願(天野公義君紹介)(第
一八九二号)
- 一六 新川局と上市、滑川及び魚津
各局間に郵便物直接通達開始の請
願(佐伯宗義君紹介)(第二一〇六
号)
- 一七 徳次簡易郵便局取扱事務拡充
の請願(大和田義榮君紹介)(第二
五四六号)
- 一八 色麻村清水字香木前に無集配
郵便局設置の請願(安部俊吾君紹
介)(第二五八八号)
- 一九 大里村に特定郵便局設置の請
願(圓谷光衛君紹介)(第二六七六
号)
- 二〇 久月郵便局に集配事務開始の
請願(橋直治君紹介)(第二七六二
号)
- 二一 簡易生命保険及び郵便年金積
立金の融資再開促進に関する請願
(八木一郎君紹介)(第二三〇七号)
- 二二 同(小林運美君紹介)(第二三
三二一)
- 三二 同(大野伴睦君外一名紹介)
(第二四九三三)
- 二四 同(西村直巳君紹介)(第二五
二九号)
- 二五 同(塚田十一郎君紹介)(第二
五三〇号)
- 二六 同(千賀康治君紹介)(第二五
八九号)
- 二七 同(中村清君紹介)(第二八〇
五号)
- (電気通信委員会)
- 一 下土井、下竹莊両局間に直通電
話架設の請願(若林義孝君外二名
紹介)(第一五八八号)
- 二 葛巻、小田及び田部各郵便局間
に電信電話事務開始の請願(山本
猛夫君紹介)(第二三三〇号)
- 三 電信従業員の宿舍改善及び増設
に関する請願(江崎一治君外四名
紹介)(第三八二二号)
- 四 都城、宮崎間電話地下ケーブル
敷設促進の請願(瀬戸山三男君外
四名紹介)(第四二〇号)
- 五 歌垣郵便局に電信電話事務開始
促進の請願(淺香忠雄君紹介)(第
四九一号)
- 六 旭川、釧路間無装荷電話ケーブ
ル敷設の請願(伊藤一君紹介)
(第四九五号)
- 七 門司電話局大里分局設置並びに
自動方式切替促進の請願(江田斗
米吉君外一名紹介)(第五五三三
号)
- 八 電線共架による遠隔地部落電話
の普及拡充に関する請願(降旗徳
弥君紹介)(第一一六二二号)
- 九 狹井内郵便局に電信電話事務開
始の請願(飯塚定輔君紹介)(第一
一七四号)
- 一〇 出雲、掛合両局間に直通電話
架設の請願(大橋武夫君紹介)(第
一一九〇号)
- 一一 衣川村に電話架設の請願(小
澤佐重君外一名紹介)(第二二五
八号)
- 一二 十文字町を増田町市内通話区
域に編入の請願(飯塚定輔君紹
介)(第二二七四号)
- 一三 青笹村に電話架設の請願(野
原正勝君紹介)(第一四二七号)
- 一四 芳川局の電話を浜松局に変更
の請願(竹山祐太郎君紹介)(第一
四九三三)
- 一五 仙台電話局に自動式電話機設
置の請願(庄司一郎君紹介)(第一
八六四号)
- 一六 滑川町電話局の電話交換方式
改善に関する請願(内藤友明君紹
介)(第一九八四号)
- 一七 富山、新川間及び上市、新川
間に直通電話架設の請願(佐伯宗
義君紹介)(第二〇五九号)
- 一八 尾鷲漁業無線電話局に無線電
信周波数増設に関する請願(石原
圓吉君紹介)(第二〇七三三)
- 一九 群岡村外二箇村組合に電話増
設の請願(大和田義榮君紹介)(第
二五二〇号)
- (建設委員会)
- 一 阿武隈川下流改修工事施行の請
願(庄司一郎君外一名紹介)(第二
二二〇号)
- 二 佐世保市内の進駐軍用地買上け
に関する請願(北村徳太郎君紹
介)(第二二〇号)
- 三 浜田、広島両市間の県道を国道
に編入の請願(山本利壽君外二名
紹介)(第二三〇号)
- 四 災害復旧費増額の請願(降旗徳
弥君紹介)(第一〇六号)
- 五 接収建築物に関する請願(岡野
清豪君紹介)(第一〇八号)
- 六 接収住宅等の借上料増額に関す
る請願(古米地義三君紹介)(第一
〇九号)
- 七 海門橋架設の請願(山崎猛君紹
介)(第一一八号)
- 八 四日市、敦賀間道路開設の請願
外一件(田中啓一君紹介)(第二二
一号)
- 九 新田北上川治水工事促進の請願
(内海安吉君外一名紹介)(第二二
二号)
- 一〇 女川、志津川間県道を国道に
編入の請願(内海安吉君外一名紹
介)(第二二四号)
- 一一 阿武隈川下流改修工事施行の
請願(庄司一郎君紹介)(第二二六
号)
- 一二 庄野町、神辺村間の国道二号
線開設工事促進の請願(水谷昇君
外一名紹介)(第二二七号)
- 一三 球磨郡下の災害復旧費国庫補
助の請願(福永一臣君紹介)(第一
三三三)
- 一四 埼玉県下の国道四号線改良工
事促進の請願(古島義英君紹介)
(第一三三三)
- 一五 兵庫県下の河川改修工事施行
の請願(吉田吉太郎君紹介)(第一
四〇号)
- 一六 久慈川上流にダム架設の請願
(圓谷光衛君紹介)(第一四一〇号)
- 一七 五條、新宮間県道を国道に編
入の請願(前田正男君外二名紹介)
(第一四七号)
- 一八 細島港、椎葉間県道を国道に
編入の請願(川野芳満君外四名紹
介)(第一六〇号)
- 一九 天龍川改修工事費国庫補助増
額の請願(中村幸八君外三名紹介)
(第一七八号)
- 二〇 中村大字大沼地内の鬼怒川に
架橋の請願(小平久雄君外五名紹
介)(第一七九号)
- 二一 藤内川改修の請願(且四郎君

- 紹介(第一八〇号)
- 二二 愛知川綜合開発事業促進の請願(河原伊三郎君紹介)(第一八二号)
- 二三 高原川水系の砂防工事費増額の請願(岡村利右衛門君紹介)(第一八三号)
- 二四 江東区の災害復旧費国庫補助の請願(島村一郎君外一名紹介)(第一九三号)
- 二五 麻路川及び茶路川改修工事費国庫負担の請願(伊藤郷一君紹介)(第一九六号)
- 二六 北海道の道路費国費算増額の請願(小川原政信君紹介)(第一九七号)
- 二七 災害復旧費増額の請願(降旗徳弥君紹介)(第二〇四号)
- 二八 小屋畑川改修工事費国庫補助の請願(山本猛夫君紹介)(第二二三号)
- 二九 見前村地内の北上川築堤工事促進の請願(山本猛夫君紹介)(第二二四号)
- 三〇 大沢田川砂防工事施行の請願(山本猛夫君紹介)(第二二五号)
- 三一 大湯川改修の請願(石田博英君紹介)(第二二六号)
- 三二 流合川改修の請願(原田雪松君外三名紹介)(第二二八号)
- 三三 北上川改修工事費増額の請願(山本猛夫君紹介)(第二三二号)
- 三四 因尾村災害復旧費国庫補助の請願(村上勇君紹介)(第二四八号)
- 三五 山川町の上水道改良拡張工事費国庫補助並びに起債に関する請願(上林山榮吉君紹介)(第二四九号)
- 三六 浜田から加計を経て広島に至る間の県道を国道に編入の請願外二件(大橋武夫君外四名紹介)(第二七九号)
- 三七 荒尾市の戦災復興事業費国庫補助の請願(松野頼三君紹介)(第二八五号)
- 三八 荒砥川上流に護岸工事施行の請願(松井豊吉君紹介)(第三〇一号)
- 三九 房総半島西部幹線道路改修工事促進並びに国道編入に関する請願(小高薫郎君紹介)(第三〇四号)
- 四〇 大里見玉両郡下利根川改修の請願(高岡松吉君外二名紹介)(第三三二号)
- 四一 金山峠の道路改修に関する請願(玉置信一君紹介)(第三三二号)
- 四二 下関市道及び県道下関、萩線を国道に編入の請願(周東英雄君外二名紹介)(第三三五号)
- 四三 利根川の治水に関する請願(島村一郎君外九名紹介)(第三三六号)
- 四四 夏川左岸堤防補強工事施行の請願(浅利三朗君外二名紹介)(第三三七号)
- 四五 前沢町地内の北上川護岸工事施行の請願(浅利三朗君外二名紹介)(第三三八号)
- 四六 宮崎県下災害復旧費国庫補助の請願(川野芳満君外五名紹介)(第三四〇号)
- 四七 山野上、県主両村間町村道を県道に編入の請願(刈田アサノ君外一名紹介)(第三四七号)
- 四八 国道十号線中吹浦地区改修の請願(池田正之輔君紹介)(第四一五号)
- 四九 大淀川上流諸支川改修促進の請願(瀬戸山三男君紹介)(第四二一号)
- 五〇 小平、幌加内両村間道路開設の請願(玉置信一君紹介)(第四四二号)
- 五一 天塩町の産業道路改修に関する請願(玉置信一君紹介)(第四四三号)
- 五二 天塩川河口改修の請願(玉置信一君紹介)(第四四四号)
- 五三 天塩、幌延間の天塩川に架橋の請願(玉置信一君紹介)(第四四六号)
- 五四 天塩川水系各河川の治水に関する請願(玉置信一君外一名紹介)(第四四八号)
- 五五 吉井川上流に護岸工事施行の請願(大村清一君紹介)(第四五六号)
- 五六 豊岡村地内の梶並川堤防修築の請願(大村清一君紹介)(第四五七号)
- 五七 三陸国道開設の請願(山本猛夫君紹介)(第四五九号)
- 五八 滑川改修の請願(圓谷光衛君外一名紹介)(第四九四号)
- 五九 サロベツ原野開発に関する請願(伊藤郷一君紹介)(第四九八号)
- 六〇 矢作川改修工事促進の請願(千賀康治君外二名紹介)(第五〇一号)
- 六一 浜田から加計を経て広島に至る間の県道を国道に編入の請願(山本久雄君紹介)(第五〇三号)
- 六二 利根川及び荒川の治水に関する請願(青木正君紹介)(第五四三号)
- 六三 小国吉舎、大見吉田両線道路改修の請願(船越弘君紹介)(第五四四号)
- 六四 名古屋から上野、月瀬及び奈良を経て大阪に至る産業道路開設の請願(前田正男君外二名紹介)(第五四五号)
- 六五 伊の浦瀬戸に架橋の請願(岡西明貞君紹介)(第五五九号)
- 六六 那珂川水害対策に関する請願(山崎猛君紹介)(第五六〇号)
- 六七 熊川災害対策に関する請願(高塩三郎君外四名紹介)(第五六一号)
- 六八 県道島地鹿野線改修工事促進の請願(青柳一郎君紹介)(第五六三号)
- 六九 東富士演習場使用に伴う損害補償に関する請願(勝間田清一君紹介)(第五七〇号)
- 七〇 県道都井岬、福島線改修工事費国庫補助の請願(瀬戸山三男君紹介)(第五七二号)
- 七一 準地方費道江差、岩内線改良に関する請願(小川原政信君紹介)(第五八七号)
- 七二 黒崎川本流に砂防工事施行の請願(小笠原八十美君紹介)(第五九一九号)
- 七三 笹内川に砂防工事施行の請願(小笠原八十美君紹介)(第五九一九号)
- 七四 接收家屋に関する請願(岡野清豪君紹介)(第五九三三号)
- 七五 南海地震による地盤沈下地帯の上水道敷設並びに下水道改修費国庫補助の請願(川端佳夫君紹介)(第五九四四号)
- 七六 同(高橋英吉君外七名紹介)(第五九五五号)
- 七七 南海地方の地盤変動による被害状況調査に関する請願(高橋英吉君外七名紹介)(第五九六六号)
- 七八 九州地方海岸堤防の管理及び修築に関する請願(坂田道太君外一名紹介)(第五九八八号)
- 七九 津山市内の吉井川に護岸工事施行の請願(大村清一君紹介)(第六〇四号)
- 八〇 宮川の治水に関する請願(大村清一君紹介)(第六〇五号)
- 八一 岡山県下の各河川に砂防工事施行の請願外二十件(橋本龍伍君外二名紹介)(第六〇六号)
- 八二 岡山県下の各河川に砂防工事施行の請願外十七件(大村清一君紹介)(第六三三三号)
- 八三 五ヶ瀬川を国道直轄河川に編入並びに改修工事促進の請願(佐藤重遠君紹介)(第六三四四号)
- 八四 延岡、富島間国道改修工事促進の請願(佐藤重遠君紹介)(第六三八八号)
- 八五 高千穂峡に鉄橋架設の請願(佐藤重遠君外六名紹介)(第六三九号)
- 八六 天龍川上流改修工事費増額の請願(吉川久衛君外三名紹介)(第六四一四号)
- 八七 国道十号線中吹浦地区改修の請願(志田義信君紹介)(第七〇三三号)
- 八八 基点橋下流最上川の川幅拡張並びに大石田、横山地帯築堤工事施行の請願(志田義信君紹介)(第七一六号)
- 八九 土合トンネル改修の請願(志田義信君紹介)(第七二五号)
- 九〇 多胡橋架替の請願(小峯柳多君紹介)(第七七一七号)
- 九一 道路法の改正並びに東北地方東海岸に国道開設の請願(山本猛夫君紹介)(第七七五五号)
- 九二 北上川上流、水調整池工事促進の請願(山本猛夫君紹介)(第七七六六号)
- 九三 淀川に護岸工事施行の請願(川上實一君外一名紹介)(第七七八九号)
- 九四 菅野村の災害復旧対策に関する請願(井之口政雄君紹介)(第七九一四号)
- 九五 遠別川に砂防工事施行の請願(山本猛夫君紹介)(第八〇四四号)
- 九六 内川改修費国庫補助の請願

- (庄司一郎君紹介)(第八〇六号)
九七 明治村、津久見町間に道路開設の請願(村上勇君紹介)(第八一六号)
九八 戦災都市復興対策に関する請願(上林山榮吉君外九名紹介)(第八二〇号)
九九 白口川に砂防工事施行の請願(有田喜一君紹介)(第八二一号)
一〇〇 中谷川上流に砂防工事施行の請願(有田喜一君紹介)(第八三二号)
一〇一 小枕川改修の請願(有田喜一君紹介)(第八三三三号)
一〇二 小枕川砂防工事統施行の請願(有田喜一君紹介)(第八三四号)
一〇三 戦災都市区画整理による減歩土地の精算方法に関する請願(江崎典澄君紹介)(第八三七号)
一〇四 愛知川改修の請願(河原伊三郎君紹介)(第八五四号)
一〇五 生駒山地すべり防止対策に関する請願(井上信貴男君紹介)(第八七三三号)
一〇六 住宅金融に関する請願(足立篤郎君紹介)(第八七六号)
一〇七 同外一件(受田新吉君紹介)(第九二六号)
一〇八 同(足立篤郎君紹介)(第九二七号)
一〇九 同外一件(門司亮君紹介)(第九二八号)
一一〇 国道二号線中舟坂峠改修促進の請願(逢澤寛君紹介)(第八八二二号)
一一一 豊後中村駅、瀬の本間道路改修並びに一部路線変更の請願(村上勇君紹介)(第八八七号)
一二二 三原、吳両市間県道を国道に編入の請願(宮原幸三郎君外一名紹介)(第九〇六号)
一二三 高浜町地内海岸に護岸工事施行の請願(田中角榮君紹介)(第九〇八号)
一二四 失業対策として建築事業振興の請願(河野謙三君紹介)(第九三〇号)
一二五 建物の復興促進に関する請願(河野謙三君紹介)(第九三二一号)
一二六 増田、水沢間県道中一部改修の請願(秋塚定輔君紹介)(第九三八号)
一二七 十勝川治水工事促進の請願(高倉定助君紹介)(第九六四号)
一二八 豊頃、茂岩間の十勝川木橋架替に関する請願(高倉定助君紹介)(第九六五号)
一二九 国道十九号線中岡山、金川間幅員拡張及び舗装の請願(逢澤寛君紹介)(第九六九号)
一三〇 道路法の改正並びに東北地方東海岸に国道開設の請願(高橋清治郎君外五名紹介)(第九七二二号)
一三一 住宅金融に関する請願(足立篤郎君紹介)(第九八九号)
一三二 同外一件(受田新吉君紹介)(第九九〇号)
一三三 同(高橋英吉君紹介)(第一〇一八号)
一三四 同米達満亮君紹介(第一〇一九号)
一三五 同廣川弘禪君紹介(第一〇二〇号)
一三六 同佐藤榮作君紹介(第一〇二二号)
一三七 同松永佛骨君紹介(第一〇二二二号)
一三八 同井上良二君紹介(第一〇五五号)
一三九 同中曾根康弘君紹介(第一〇五六号)
一四〇 同(越智茂君紹介)(第一〇八六号)
一四一 同(北川定務君紹介)(第一〇八七号)
一四二 同(足立篤郎君紹介)(第一〇八八号)
一四三 同松永佛骨君紹介(第一〇八九号)
一四四 同浅香忠雄君紹介(第一〇九〇号)
一四五 同松澤兼人君紹介(第一〇九一〇号)
一四六 津、大津及び大阪間道路を国道に編入の請願(中野武雄君外二名紹介)(第九九二二号)
一四七 東北地方の道路整備改善に関する請願(内海安吉君外五名紹介)(第九九九号)
一四八 長岡市戦災復興事業費国庫補助増額の請願(丸山直友君紹介)(第一〇〇七号)
一四九 浜田から加計を経て広島に至る間の県道を国道に編入の請願(山本久雄君紹介)(第一〇四五号)
一五〇 名取川改修工事統施行の請願(内海安吉君外八名紹介)(第一〇七四号)
一五一 七北田川改修工事促進の請願(内海安吉君外八名紹介)(第一〇七五号)
一五二 南海地震による地盤沈下地帯の上水道敷設並びに下水道改修費国庫補助の請願外三件(高橋英吉君外七名紹介)(第一〇七八号)
一五三 県道萩町笹津停車場線改修の請願(岡村利右衛門君紹介)(第一一一二二号)
一五四 サロベツ原野開発に関する請願(玉置信一君紹介)(第一一一三三三号)
一五五 住宅金融に関する請願外三件(佐藤榮作君紹介)(第一一一五二二号)
一五六 同外一件(村瀬宣親君紹介)(第一一八二二号)
一五七 同(青柳一郎君紹介)(第一一八三三三号)
一五八 同(中村純一君紹介)(第一一八四四四号)
一五九 同(受田新吉君紹介)(第一一八五五五号)
一六〇 同外一件(岡田春夫君紹介)(第一一八六六六号)
一六一 同(佐藤榮作君紹介)(第一二〇〇号)
一六二 同外一件(岡田五郎君紹介)(第一二〇一一号)
一六三 同(井上良二君紹介)(第一二二三三三号)
一六四 同(三木武夫君紹介)(第一二三四四四号)
一六五 瀬田村に上水道敷設の請願(藤田義光君紹介)(第一二六〇号)
一六六 作並温泉所在の接収元旅館を広瀬村に拂下げの請願(庄司一郎君紹介)(第一二六八八号)
一六七 白石、米沢間県道を国道に編入の請願(庄司一郎君外六名紹介)(第一二七三三三号)
一六八 今市地方の震災復興対策に関する請願(松井政吉君紹介)(第一二八八八号)
一六九 同(船田亨二君紹介)(第一二八九九号)
一七〇 大浦、富岡間道路及び合津、牛深間道路を国道に編入の請願(原田雪松君紹介)(第一二九四四号)
一七一 田町地内の安倍川堤防改修工事促進に関する請願(西村直巳君紹介)(第一二九五五号)
一七二 岩手県下の中小河川改修工事費国庫補助の請願(山本猛夫君紹介)(第一二二八八号)
一七三 野登、山内両村間道路改修の請願(水谷昇君外一名紹介)(第一二二九九号)
一七四 児島湾淡水湖化に伴う障害除去に関する請願(逢澤寛君外一名紹介)(第一二二〇〇号)
一七五 南海地震による地盤沈下地帯の上水道敷設並びに下水道改修費国庫補助の請願外三件(高橋英吉君外七名紹介)(第一二二五五号)
一七六 米代川上流の砂防工事施行に関する請願(石田博英君外一名紹介)(第一二四二二号)
一七七 保倉川上流流域に治山治水事業施行の請願(塚田十一郎君紹介)(第一二四四四号)
一七八 姫路市における特別都市計画事業に関する請願(大上司君紹介)(第一二四六六号)
一七九 愛知県下の開墾事業に伴う建設工事促進に関する請願(河野金昇君紹介)(第一二五五五号)
一八〇 広戸川上流牧本村地内に貯水池築設の請願(岡谷光衛君紹介)(第一二五九九号)
一八一 住宅金融に関する請願(木下榮君紹介)(第一二六四四号)
一八二 同(門司亮君紹介)(第一二八八八号)
一八三 同(前田種男君紹介)(第一二八八八号)
一八四 東郷湖尻の災害防止対策実施に関する請願(門脇勝太郎君紹介)(第一二七二二二号)
一八五 新潟県下の地すべり防止対策実施に関する請願(塚田十一郎君紹介)(第一二七三三三号)
一八六 戦災復興事業予算並びに同起債額増加に関する請願(押谷富三君外五名紹介)(第一二七九号)
一八七 江別、石狩厚田間の豊平川に架橋の請願(宇野秀次郎君外七名紹介)(第一二八〇号)
一七八 松崎村地内猿ヶ石川築堤工

- 事延長施行の請願（山本猛夫君紹介）（第二二八三三號）
- 一七九 豊間根村地内津野石川に災害防除工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第二二八四四號）
- 一八〇 岩手県下各河川の災害防除工事費国庫補助の請願（山本猛夫君紹介）（第二二八五五號）
- 一八一 戦災都市復興対策に関する請願（坪川信三君紹介）（第二二八六六號）
- 一八二 今市地方の震災復興対策に関する請願（池田峯雄君外二名紹介）（第二二九四四號）
- 一八三 兒島湾淡水湖化に伴う障害除去に関する請願（若林義孝君紹介）（第二二九七七號）
- 一八四 県道鹿野倉吉線中一部拡張並びに改修工事施行の請願（門脇勝太郎君紹介）（第二二九九九號）
- 一八五 倉吉、津山間県道を国道に編入の請願（門脇勝太郎君紹介）（第二三〇〇〇號）
- 一八六 天井川及び宇田川改修の請願（門脇勝太郎君紹介）（第二三〇一七號）
- 一八七 天神川改修工事促進並びに天神橋架替の請願（門脇勝太郎君紹介）（第二三〇二二號）
- 一八八 達會部川上流に砂防工事施行の請願（野原正勝君紹介）（第二三〇四四號）
- 一八九 上郷村足ヶ瀬にえん堤工事施行の請願（野原正勝君紹介）（第二三〇五五號）
- 一九〇 上郷村の災害復旧工事促進の請願（野原正勝君紹介）（第二三〇六六號）
- 一九一 名古屋、新潟間国道長野県通過に関する請願（吉川久衛君外二名紹介）（第二三二五五號）
- 一九二 岩手県下各河川に砂防工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第二三三〇〇號）
- 一九三 県道下品野畠線改修工事費国庫補助の請願（川本末治君紹介）（第二三五七七號）
- 一九四 雨龍、江部乙両村間の石狩川に架橋の請願（篠田弘作君紹介）（第二三六四四號）
- 一九五 青森村地内河内川及び中沢川に砂防工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第二三七〇七號）
- 一九六 広瀬川水系各河川を中小河川に編入並びに改修工事施行の請願（二階堂進君外一名紹介）（第二三九七七號）
- 一九七 城之下川外三河川に砂防工事施行の請願（二階堂進君外一名紹介）（第二三九八八號）
- 一九八 災害復旧等の国庫補助金急速交付に関する請願（二階堂進君外一名紹介）（第二三九九九號）
- 一九九 住宅金融に関する請願外一件（今澄勇君紹介）（第二四一〇〇號）
- 二〇〇 同（小西英雄君紹介）（第二四一三三號）
- 二〇一 同（堀川恭平君紹介）（第二四二六六號）
- 二〇二 同（佐藤榮作君紹介）（第二四二七七號）
- 二〇三 戦災復興事業予算並びに同起債額増加に関する請願（高木章君紹介）（第二四四四四號）
- 二〇四 新湊、本江間海岸に護岸工事施行の請願（橋直治君外二名紹介）（第二四四三〇號）
- 二〇五 東北振興決議の即時実現に関する請願（岡司安正君紹介）（第二四三三三號）
- 二〇六 西彼杵郡総合開発事業促進に関する請願（岡西明貞君紹介）（第二四四八八號）
- 二〇七 時津、諫早間県道開設促進の請願（岡西明貞君紹介）（第二四四九〇號）
- 二〇八 伊の浦瀬戸に架橋の請願（岡西明貞君紹介）（第二四四五〇號）
- 二〇九 西彼杵郡下災害復旧費国庫補助の請願（岡西明貞君紹介）（第二四五一〇號）
- 二一〇 新湊、本江間海岸に護岸工事施行の請願（内藤隆君紹介）（第二四五六六號）
- 二一一 徳山市内国道二号線改修工事施行の請願（佐藤榮作君紹介）（第二四六五五號）
- 二一二 失業対策事業として泊町公園ランド拡張整備の請願（内藤隆君紹介）（第二四六九七號）
- 二一三 瀬田村に上水道敷設の請願（松野頼三君紹介）（第二四七三三號）
- 二一四 最上川の工事事務所における防寒作業用被服類の割当増加並びに無償貸與に関する請願（上林與市郎君紹介）（第二四七九七號）
- 二一五 十勝川上流地域治水工事施行の請願（高倉定助君紹介）（第二四八八八號）
- 二一六 篠津原野開発に関する請願（玉置信一君外二名紹介）（第二四九一七號）
- 二一七 新篠津、北西村地先石狩川に架橋の請願（篠田弘作君紹介）（第二四九二二號）
- 二一八 袖崎、大高根間に開拓道路開設の請願（岡司安正君紹介）（第二四九五五號）
- 二一九 大阪府に対し住宅金融公庫より二十億円融資の請願（有田二郎君紹介）（第二四九七七號）
- 二二〇 長久手村地内香流川上流にえん堤築設の請願（川本末治君紹介）（第二五一一一號）
- 二二一 仙台、古川間国道四号線中一部改修並びに舗装工事施行の請願（本間俊一君紹介）（第二五一七七號）
- 二二二 日ヶ奥川に砂防工事施行の請願（佐々木盛雄君紹介）（第二五五四四號）
- 二二三 住宅金融に関する請願（大上司君紹介）（第二五七二二號）
- 二二四 同（河本敏夫君紹介）（第二五七三三號）
- 二二五 同（木下榮君紹介）（第二五七四四號）
- 二二六 同（青柳一郎君紹介）（第二五七五五號）
- 二二七 同（庄司一郎君紹介）（第二五七六六號）
- 二二八 同（角田幸吉君紹介）（第二五七七七號）
- 二二九 同（佐々木盛雄君紹介）（第二五七八八號）
- 二三〇 同（佐藤榮作君紹介）（第二五七九九號）
- 三三一 同（大石武一君紹介）（第二五八〇〇號）
- 三三二 同（内海安吉君紹介）（第二五八一一號）
- 三三三 同（有田喜一君紹介）（第二五八二二號）
- 三三四 生活協同組合住宅建設資金融資に関する請願（上林與市郎君外二名紹介）（第二六〇一一號）
- 三三五 矢作川明治用水取入れ口えん堤改築に関する請願（三宅則義君紹介）（第二六〇八八號）
- 三三六 智頭町地内堤防復旧工事促進並びに千代川上流改修の請願（稲田直道君紹介）（第二六〇九九號）
- 三三七 吳市の土地区画整理事業促進に関する請願（前田榮之助君外一名紹介）（第二六一二八號）
- 三三八 荒川放水路護岸工事中一部変更の請願（天野公義君紹介）（第二六一三九號）
- 一六三三九號
- 二三九 仙台市内広瀬川に護岸工事施行の請願（庄司一郎君紹介）（第二六五〇〇號）
- 二四〇 三重県下災害河川砂防工事費国庫補助の請願（水谷昇君外二名紹介）（第二六五六六號）
- 二四一 矢作川明治用水取入れ口えん堤改築に関する請願（千賀康治君紹介）（第二七一三三號）
- 二四二 住宅金融に関する請願（有田喜一君紹介）（第二七三八八號）
- 二四三 同（村瀬宣親君紹介）（第二七三九九號）
- 二四四 同（河本敏夫君紹介）（第二七四〇〇號）
- 二四五 同（吉武惠市君紹介）（第二七四一一號）
- 二四六 同（佐藤榮作君紹介）（第二七四二二號）
- 二四七 同（青柳一郎君紹介）（第二七四三三號）
- 二四八 同（佐々木盛雄君紹介）（第二七四四四號）
- 二四九 同（受田新吉君紹介）（第二七七二二號）
- 二五〇 同（成田知巳君紹介）（第二八〇二二號）
- 二五一 同（千葉三郎君紹介）（第二八三〇〇號）
- 二五二 同（福田繁芳君紹介）（第二八三一一號）
- 二五三 同（玉置實君紹介）（第二八三二二號）
- 二五四 同（大石武一君紹介）（第二八三三三號）
- 二五五 同（内海安吉君紹介）（第二八三四四號）
- 二五六 同（島田末信君紹介）（第二八三五五號）
- 二五七 同（大西順夫君紹介）（第二八三六六號）

關於請願(小川原政信君紹介)
(第二四九四号)

三三七 栃木県震災復旧促進に關する請願(田中啓一君外三名紹介)
(第二五〇八号)

三三八 住宅金融に關する請願(青柳一郎君紹介)(第二五三一号)

三三九 川口川砂防工事促進の請願(福田篤泰君紹介)(第二五五五号)

三四〇 大洲、福島兩橋を永久橋に架替促進の請願(瀬戸山三男君外五名紹介)(第二五七九号)

三四一 高岡、七尾兩市間県道を国道に編入の請願(橋直治君外二名紹介)(第二五八七号)

三四二 今市地方の震災復興対策に關する請願(井之口政雄君外一名紹介)(第二五九五号)

三四三 杉田川改修の請願(大内一郎君紹介)(第二五九七号)

三四四 藤枝町附近新国道予定線變更に關する請願(西村直己君紹介)(第二六〇一号)

三四五 米沢から大時、喜多方、若松、田島、山王峠、今市及び日光を経て宇都宮に至る間の県道を国道に編入の請願(大和田義榮君外五名紹介)(第二六〇五号)

三四六 豊富、浅茅野間産業道路改良工事継続施行の請願(玉置信一君外一名紹介)(第二六〇六号)

三四七 住宅金融に關する請願(佐々木盛雄君紹介)(第二六三八号)

三四八 同受田新吉君紹介(第二七〇七号)

三四九 焼山噴火に伴う早川上流砂防工事促進の請願(田中角榮君紹介)(第二六四二号)

三五〇 狩野川改修工事に伴う天野せき補強に關する請願(遠藤三郎君紹介)(第二六六六号)

三五一 小川川下流切替工事促進に

關する請願(橋本登美三郎君外一名紹介)(第二六八六号)

三五二 帶広市周辺の観光道路開設及び整備に關する請願(高倉定助君紹介)(第二六八七号)

三五三 山国川改修工事に伴う農地被収用者に対する生活補償に關する請願(大石ヨシエ君紹介)(第二六八八号)

三四四 目黒川及び余川改修の請願(大村清一君紹介)(第二七五四号)

三五五 栃木県震災復旧促進に關する請願(森山欽司君外四名紹介)(第二七六八号)

三五六 西豊永村地内国道第二十三号線改良に關する請願(長野長廣君紹介)(第二七六九号)

三五七 岡豊、一宮間国道第二十三号線改良に關する請願(長野長廣君紹介)(第二七七〇号)

三五八 大杉駅、川之江町間県道開設の請願(長野長廣君紹介)(第二七七一号)

三五九 仁淀川野老山地内にダム築設の請願(長野長廣君紹介)(第二七七二号)

三六〇 豊永、大板間道路開設の請願(長野長廣君紹介)(第二七七三号)

三六一 幾春別川利水事業促進に關する請願(篠田弘作君紹介)(第二八四二号)

三六二 大杉駅、川之江町間県道開設の請願(越智茂君外一名紹介)(第二八四三号)

三六三 生活協同組合住宅建設資金融資に關する請願(江崎眞澄君紹介)(第二八五四号)

三六四 猿ヶ石川田瀬えん堤工事に伴う現住民の保護に關する請願(淺利三朗君外七名紹介)(第二八五七号)

三六五 砂押川改修工事促進の請願(安部俊吾君外一名紹介)(第二四二二号)

(経済安定委員会)
一 旅館宿泊料金に対する統制撤廃の請願(島山鶴吉君外二名紹介)(第二五五五号)

二 旅館における主食取扱に關する請願(小笠原八十美君外二名紹介)(第二五五七号)

三 塗料の統制撤廃に關する請願(佐藤榮作君紹介)(第九四一号)

四 国産油脂の統制撤廃に關する請願(佐藤榮作君紹介)(第一〇七〇号)

五 旅館における主食取扱に關する請願(小川半次君紹介)(第一一五八号)

六 労働者用配給物資に特別価格設定の請願(田島ひで君紹介)(第一三二二号)

七 労働用物資配給に關する請願(春日正一君外一名紹介)(第一六三六号)

八 労働者用配給物資に特別価格設定の請願(門司亮君紹介)(第一八九五号)

九 家賃値上げ反対に關する請願(砂間一良君外二名紹介)(第二一六八号)

一〇 発電用石油類増配に關する請願外一件(佐々木秀世君紹介)(第二三九一号)

一一 輸入原皮拂下価格の適正化に關する請願(天野公義君紹介)(第二七六七号)

一二 労働用物資配給に關する請願(納澤孝子君外一名紹介)(第二七七六号)

(朗読を省略した報告)

一、昨一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

文化財保護法
住宅金融公庫法
漁船法
水産資源枯渇防止法
海上保安庁法の一部を改正する法律
大蔵省設置法の一部を改正する法律
減失鋳造原簿調製等臨時措置法
国家行政組織法の一部を改正する法律
地方財政委員会設置法
地方財政平衡交付金法
予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律
水産業協同組合法の一部を改正する法律
運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律
會計検査院法の一部を改正する法律
児童福祉法の一部を改正する法律
公衆浴場法の一部を改正する法律
クリーニング業法
一、昨一日国会において承認するのとを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、海上保安監部及び海上保安部の設置に關し承認を求めるの件
一、昨一日本院は日本放送協會経営委員会の委員となるべき者に矢野一郎君、神野金之助君、本野亨君、大原総一郎君、則内ウラ君、福田虎亀君、古宇田清平君及び宇野親美君を指名することに同意した旨参議院に通知した。

一、昨一日本院は電波監理委員会委員長に宮安隆大君を、同委員に網島敬

君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、今二日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に關する法律
特別未帰還者給與法の一部を改正する法律
つむぎ等の輸入税を免除する法律
相続税法の一部を改正する法律
予算執行職員等の責任に關する法律
船主相互保険組合法
消防法の一部を改正する法律
商工会議所法
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律
政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律
港灣法
国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律
地方自治法の一部を改正する法律
競馬法の一部を改正する法律
外資に關する法律
外資委員会設置法
裁判官弾劾法の一部を改正する法律
建築基準法
臨時石炭炭業管理法の廃止に關する法律
配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律
国土総合開発法
司法書士法
経済調査庁法の一部を改正する法律
商法のの一部を改正する法律

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律

狩猟法の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

一、今日国会において承認すること

を議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び鉱山保安監督部支部の設置に關し承認を求めの件

一、国会は次の法律を議決し、国会法第六十五條及び地方自治法第二百六十一條により今日二日内閣に送付及び通知し、その旨参議院に通知した。

熱海国際観光温泉文化都市建設法

伊東国際観光温泉文化都市建設法

一、今日本院は北海道開発審議委員会に衆議院議員小川原政信君、同條田弘作君、同玉置信一君、同椎熊三郎君及び同高倉定助君を指名することを議決し、その旨内閣に通知した。

一、今日本院は全国選挙管理委員会

の委員を次の通り指名議決し、その旨参議院に通知した。

中御門経民君(工藤 鉄男君補欠)

野村 秀雄君(小坂 順造君補欠)

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は全国選挙管理委員会の委員を次の通り指名議決した旨の通知書を受領した。

中御門経民君(工藤 鉄男君補欠)

野村 秀雄君(小坂 順造君補欠)

よつて国会は右の通り指名議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日内閣から次の報告書を受領した。

電気事業再編成に関する決議に対する報告書

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は閉会中左記委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

記

一、人事委員会 国家公務員の給與問題に関する調査

一、厚生委員会 社会保障制度に関する調査

一、労働委員会 公共企業体労働関係法の改正に関する調査

一、議院運営委員会 議院の運営に関する調査

一、地方行政委員会 地方行政の改革に関する調査

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は全国選挙管理委員会の委員を次の通り指名議決した旨の通知書を受領した。

中御門経民君(工藤 鉄男君補欠)

野村 秀雄君(小坂 順造君補欠)

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は全国選挙管理委員会の委員を次の通り指名議決した旨の通知書を受領した。

中御門経民君(工藤 鉄男君補欠)

野村 秀雄君(小坂 順造君補欠)

よつて国会は右の通り指名議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日内閣から次の報告書を受領した。

電気事業再編成に関する決議に対する報告書

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は閉会中左記委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

記

一、人事委員会 国家公務員の給與問題に関する調査

一、厚生委員会 社会保障制度に関する調査

一、労働委員会 公共企業体労働関係法の改正に関する調査

一、議院運営委員会 議院の運営に関する調査

一、地方行政委員会 地方行政の改革に関する調査

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は電波監理委員会委員長に富安謙次君を、同委員に網島毅君、上村伸一君、岡咲恕一君、坂本直道君、瀬川昌邦君及び坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

一、法務委員会 検察及び裁判の運営に関する調査

一、運輸委員会 公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き国会の議決を求めるの件の審査

一、昨日本院は次の内閣提出案(参議院否決)につき参議院に對して両院協議会を開くことを求めた。

地方税法案

一、昨日二院協議委員長副議長互選の結果次の通り當選した。

地方税法案二院協議委員長

議長 星島 二郎君

副議長 大村 清一君

一、昨日大池事務総長から近藤参議院事務総長宛、本院は地方税法案に関する両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨参議院に通知した。

星島 二郎君 佐藤 榮作君

根本龍太郎君 大村 清一君

周東 英雄君 菅家 喜六君

塚田十一郎君 石田 博英君

神田 博君 倉石 忠雄君

一、今日近藤参議院事務総長から大池事務総長宛、参議院は地方税法案に関する両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

三木 治朗君 岡田 宗司君

中村 正雄君 中井 光次君

木内 四郎君 岩本 哲夫君

佐々木良作君 楠見 義男君

木村精八郎君 岩間 正男君

一、昨日日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

人事委員会

理事 小平 久雄君(理事小平久雄君去る四月二十九日委員辭任につきその補欠)

理事 藤枝 泉介君(理事藤枝泉介君去る四月二十九日委員辭任につきその補欠)

運輸委員会

理事 岡村利右衛門君(理事岡村利右衛門君去る四月三十日委員辭任につきその補欠)

電気通信委員会

理事 高垣 三郎君(理事高垣三郎君去る四月二十四日委員辭任につきその補欠)

労働委員会

理事 吉武 恵市君(理事吉武恵市君去る四月二十九日委員辭任につきその補欠)

大蔵委員会

理事 坂田 道太君 吉田吉太郎君

文部委員会

理事 松尾トシ子君

一、今日本院は次の内閣提出案(参議院否決)につき参議院に對して両院協議会を開くことを求めた。

地方税法案

一、昨日二院協議委員長副議長互選の結果次の通り當選した。

地方税法案二院協議委員長

議長 星島 二郎君

運輸委員会

理事 岡村利右衛門君(理事岡村利右衛門君去る四月三十日委員辭任につきその補欠)

電気通信委員会

理事 高垣 三郎君(理事高垣三郎君去る四月二十四日委員辭任につきその補欠)

労働委員会

理事 吉武 恵市君(理事吉武恵市君去る四月二十九日委員辭任につきその補欠)

大蔵委員会

理事 坂田 道太君 吉田吉太郎君

文部委員会

理事 松尾トシ子君

一、今日本院は次の内閣提出案(参議院否決)につき参議院に對して両院協議会を開くことを求めた。

地方税法案

一、昨日二院協議委員長副議長互選の結果次の通り當選した。

地方税法案二院協議委員長

議長 星島 二郎君

副議長 大村 清一君

一、昨日大池事務総長から近藤参議院事務総長宛、本院は地方税法案に関する両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨参議院に通知した。

星島 二郎君 佐藤 榮作君

根本龍太郎君 大村 清一君

周東 英雄君 菅家 喜六君

塚田十一郎君 石田 博英君

神田 博君 倉石 忠雄君

一、今日近藤参議院事務総長から大池事務総長宛、参議院は地方税法案に関する両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

三木 治朗君 岡田 宗司君

中村 正雄君 中井 光次君

木内 四郎君 岩本 哲夫君

佐々木良作君 楠見 義男君

木村精八郎君 岩間 正男君

一、昨日日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

人事委員会

理事 小平 久雄君(理事小平久雄君去る四月二十九日委員辭任につきその補欠)

理事 藤枝 泉介君(理事藤枝泉介君去る四月二十九日委員辭任につきその補欠)

運輸委員会

理事 岡村利右衛門君(理事岡村利右衛門君去る四月三十日委員辭任につきその補欠)

電気通信委員会

理事 高垣 三郎君(理事高垣三郎君去る四月二十四日委員辭任につきその補欠)

労働委員会

理事 吉武 恵市君(理事吉武恵市君去る四月二十九日委員辭任につきその補欠)

大蔵委員会

大蔵委員

吉米地英俊君 高間 松吉君

佐竹 新市君

文部委員

淺香 忠雄君 坂田 道太君

松尾トシ子君

運輸委員

岡村利右衛門君 片岡伊三郎君

受田 新吉君

電気通信委員

勝間田清一君 岡村利右衛門君

予算委員

塩田賀四郎君 柏原 義則君

議院運営委員

井手 光治君 山本 久雄君

伊藤 憲一君 中村 寅太郎君

岡田 春夫君 石野 久男君

一、今日日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

水産委員会

理事 佐竹 新市君(理事佐竹新市君昨日委員辭任につきその補欠)

経済安定委員会

理事 勝間田清一君(理事勝間田清一君去る四月二十九日委員辭任につきその補欠)

内閣委員

高橋 權六君 寺島隆太郎君

地方行政委員

高橋 英吉君 吉田吉太郎君

法務委員

淵上房太郎君 松本 弘君

外務委員

益谷 秀次君 山本 猛夫君

大蔵委員

島村 一郎君 保利 茂君

前尾繁三郎君 佐竹 新市君

厚生委員	根本龍太郎君	青木	正君
寺島隆太郎君	橘	直治君	
農林委員	千賀	康治君	
益谷	秀次君	鍛冶	良作君
水産委員	保利	茂君	島村
佐竹	新市君	高橋	權六君
通商産業委員	山口喜久一郎君	山口シヅエ君	山崎
林	讓治君	山崎	岩男君
運輸委員	郵政委員	池田正之輔君	
電気通信委員	鈴木	仙八君	關内
労働委員	建設委員	青野	武一君
藥師神岩太郎君	經濟安定委員	高倉	定助君
圖司	安正君	寺崎	覺君
予算委員	決算委員	井手	光治君
議院運営委員	吉武	惠市君	大橋
青木	正君	高橋	英吉君
田淵	光一君	土井	直作君
懲罰委員	山本	猛夫君	
一、昨一日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。			
考查特別委員	青木	正君	麻生太賀吉君
高橋	英吉君	中馬	辰猪君
坪内	八郎君		
一、昨一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。			
考查特別委員	安部	俊吾君	佐々木秀世君
岡延右エ門君	橋本登美三郎君	高木	松吉君
一、今日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。			

国土総合開発法案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案
地方自治法の一部を改正する法律案

案
国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案
一、昨一日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。
熱海国際観光光温泉文化都市建設法案
伊東国際観光光温泉文化都市建設法案
一、昨一日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案
一、昨一日次の本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意しないことを議決した旨並びに同案に対して出席議員の三分の二以上の多数をもつて、さきに本院において可決した通り、再び可決した旨参議院に通知した。
熱海国際観光光温泉文化都市建設法案
伊東国際観光光温泉文化都市建設法案

案
一、昨一日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
国家行政組織法の一部を改正する法律案
一、昨一日参議院において、次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。
地方税法案
一、昨一日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

漁野法案

公衆浴場法の一部を改正する法律
案
クリーニング業法案
一、昨一日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
住宅金融公庫法案
水産資源枯渇防止法案
海上保安庁法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律案
減失鉱業原簿調製等臨時措置法案
地方財政委員会設置法案
地方財政平衡交付金法案
予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律案
水産業協同組合法の一部を改正する法律案
運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
会計検査院法の一部を改正する法律案
児童福祉法の一部を改正する法律案
一、昨一日参議院から、本院の回付した次の参議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
文化財保護法案
一、昨一日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海上保安監部及び海上保安部の設置に関し承認を求めるの件
一、昨一日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。
電力事業再編成に関する決議案（吉米地義三君外二十一名提出）
一、今日議員から提出した議案は次の

通りである。

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案（中山マサ君外二十三名提出）

一、今日内閣から提出した議案は次の通りである。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び鉱山保安監督部支部の設置に關し承認を求めるの件

一、今日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

商品取引所法案

一、今日参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律案

一、昨日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

鉱害に關する決議案

神田博君外三十四名

天然ガス緊急開発に關する決議案

神田博君外三十五名

檢察事務官及び矯正保護職員の特遇に關する決議案

角田幸吉君外二十三名

一、今日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

未帰還同胞の引揚促進並びに実体調査等を國際連合を通じて行うことを懇請する決議案

中山マサ君外二十三名

一、今日委員会に付託された議案は次の通りである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律案（内閣提出第一五八号）（参議院送付）

地方行政委員会 付託

商品取引所法案（内閣提出、第一六九号）（参議院送付）

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び鉱山保安監督部支部の設置に關し承認を求めるの件（内閣提出、承認第七号）

以上二件 通商産業委員会 付託

国会の審議權確立に關する決議案（野坂參三君外三十五名提出、決議第五〇号） 議院運営委員会 付託

一、今日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案

一、今日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び鉱山保安監督部支部の設置に關し承認を求めるの件

一、今日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

司法書士法案

一、今日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

経済調査庁法の一部を改正する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

特種裁判官の特例等に関する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

附屬法の一部を改正する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

附屬法の一部を改正する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律案

一、今日次の本院提出案（参議院回付）に對する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一般職の職員の給與に關する法律の制定施行に伴う關係法律の整理に關する法律案

一、今日次の内閣提出案（参議院回付）に對する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案

一、今日次の内閣提出案（参議院回付）に對する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

對して出席議員の三分の二以上の多数をもつて、さきに本院において議決した通り、再び可決した旨参議院に通知した。

経済調査庁法の一部を改正する法律案

一、今日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

つむぎ等の輸入税を免除する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

相續税法の一部を改正する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

消防法の一部を改正する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

商工會議所法案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

臨時石炭鉱業管理法の廃止に關する法律案

一、今日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

予算執行職員等の責任に關する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

船主相互保險組合法案

農林水産業施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に關する法律案

政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律案

港灣法案

國家公務員等に對する退職手当の臨時措置に關する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び鉱山保安監督部支部の設置に關し承認を求めるの件

一、今日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

國土総合開発法案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び鉱山保安監督部支部の設置に關し承認を求めるの件

一、今日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

國土総合開発法案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び鉱山保安監督部支部の設置に關し承認を求めるの件

一、今日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案

一、今日参議院に送付した次の同院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

町村理事者の怠慢と所轄行政庁の不誠意によつて、左に示す例のような不當過重な米の供出をさせられた農民がある。

一事例発生場所 茨城県北相馬郡布川町

二 不當過重に割り当てられるに至つた原因

1 町の理事者の怠慢のため、農家構成人員を正確にして二十四年産米の農業計画を進めることができなかったこと。

2 地方事務所公務員が、実情の調査を怠つて、事務処理の便宜のため勝手に町の理事者が提出した農家構成人員を訂正して農業計画を作成し、郡農業調整委員会を通過させたこと。

三 事前割当の錯誤

農家構成人員の計算を誤つた結果、二十四年産米事前割当の際、作付面積一四一町二反に對して生産量二、九六一石内、供出量一、三八一石、保有量一、五八〇石とすべきものを、供出量一、八六七石、保有量一、〇九四石としたため、法定保有量において四八六石の不足を來したものである。

四 異議申立期間の空過

町農業調整委員が怠慢のため事前割当の錯誤を發見することができず、且つ、個人割当を遅延したため異議申立期間を空過したものである。

五 所轄行政庁と折衝の経過

二十四年五月に至つて右の誤りを發見したので、町農業調整委員及び町議會議員は地方事務所及び県庁に出頭し数字の訂正方を折衝したところ隣村と均衡のとれるように補正する旨を確約した。その後後致度記憶を新たにさせるため地

（参照）

供米の過重割当補正に關する質問主意書

衆議院議員山口武秀君提出交換米の価格に關する質問に對する答弁書

衆議院議員山口武秀君提出広浦干拓地開放に關する質問に對する答弁書

衆議院議員土橋一吉君提出退職手当の支拂遅延に關する質問に對する答弁書

衆議院議員北澤直吉君提出供米の過重割当補正に關する質問に對する答弁書

衆議院議員山口武秀君提出交換米の価格に關する質問に對する答弁書

衆議院議員山口武秀君提出交換米の価格に關する質問に對する答弁書

衆議院議員山口武秀君提出交換米の価格に關する質問に對する答弁書

衆議院議員山口武秀君提出交換米の価格に關する質問に對する答弁書

衆議院議員山口武秀君提出交換米の価格に關する質問に對する答弁書

衆議院議員山口武秀君提出交換米の価格に關する質問に對する答弁書

方事務所及び県庁に出頭したのであるが、その都度（農林部長は三度）右約束を履行する旨確認した。

六 補正案

1 案作成者は地方事務所公務員

2 原案によれば、作付面積一三九町四反七畝二五歩に対して収量三、四七九石九斗九升内、供出量一、五九六石五斗、補正量二七石一斗、保有量一、六一二石八斗四升となり、事前割当と比較して五一八石九斗九升の実收増加と査定の上補正したものである。これを隣村二箇村に比較すれば、隣村の反当収量は二石五斗であるのに対して、布川町の反当収量は二石四斗九升と計算されたものである。

七 補正案承認の仮装

補正案に対して、町農業調整委員十六名のうち委員長外八名計九名が承認の上辞表を提出したのであるが、委員会通過の形式を執るため委員長の辞任だけを認め、地方事務所公務員と町の理事者が強制して八名の委員の辞表を保留したまま議決した形式を整えたものである。そのため個人割当の基礎を説明することができる農業調整委員が皆無である。

八 異議申立に対する処置を怠る

町の理事者は異議の申立者一九三名に対してなんらの処置も執らずに放置してある。以上のような経過をたどつたものであるにもかかわらず、県及び地方事務所公務員は強制買上あるいは供出阻害の罰則の適用などを示して單純な農民を脅迫し、法定保有量を割かせて供出を強制し、現在九五パーセントまで達している。そのため

返還米購入のため農業手形を使用する者さえ生ずるに至つてゐる。

かかる状態にある農民に対して、政府はいかなる救済の途を講じる考へか。

右質問する。

昭和二十五年四月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員北澤直吉君提出供米の過重割当補正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員北澤直吉君提出供米の過重割当補正に関する質問に対する答弁書

茨城県北相馬郡布川町における昭和二十四年度米の農業計画及び供出数量変更の割当経過は、現地食糧事務所長をして調査せしめたところによれば、必ずしも町理事者の怠慢及び行政庁の不誠意によるものとは認められないが、農業計画算定の際、農家人口の喰い違いによる保有数量の不足は補正の際考慮されてゐるので、その後責任量を出した結果、なお保有に著しく不足をきたす農家がある場合においては、政府は特別農家への配給措置を講じている次第である。

右答弁する。

退職手当の支拂遅延に関する質問主意見

小澤郵政兼電氣通信大臣は、昨年八月定員法によるかく首者に対する退職金を一週間から三週間のうちに支拂う旨、八月十一日全通労働組合との公式会見において回答した。しかるに元佐賀県鹿島郵便局勤務尾崎利男は昭和二十四年十二月二十

七日に辞令を受領し、退職金は二一、九〇八円であるにもかかわらず、一四九〇円のみ支拂われ、残額は未だに支拂われていない。その後組合と本省との交渉により、熊本郵政局管内では約七十名程度定員を超過してかく首したために、かかる事実が発生した模様であるが、政府は、次の二点について回答されたい。

1 残額支拂の遅れている理由如何。

2 七十名かく首しすぎた事実の有無如何。

右質問する。

昭和二十五年四月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員土橋一吉君提出退職手当の支拂遅延に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土橋一吉君提出退職手当の支拂遅延に関する質問に対する答弁書

退職手当の処理については、特定局にあつては、制度上即時拂がでないため、熊本郵政局支出官において支出することとなつてゐるが、客年八月十二日附被整理者については、支給率を定め、特に元所屬局において一部支給ができたこととし、その後において精算請求書を同局支出官へ提出せしめ、精算支給することとしたが、本件の場合は、支出官において、その請求書を受けつけていないため、一部支給済額及び精算支給額等が不明であつて、未支拂となつてゐたものである。しかし、当局においてこれら関係書類の受授状況を調査するとともに直ちに

支給するはずであつたが、年度末決算の関係もあり、昭和二十五年度所屬として支拂うこととして今日に至つたものである。

二 郵政省における人員の整理は、郵政内部を通じての総人員が定員法定員を超過した人員について、全部内を通じて整理したものであつて、各郵政局あるいは個々の郵便局等の定員に対する過員を対象として整理したものではない。

従つて、一部局が欠員となつたことはあるが、郵政省全体としては定員法定員を下廻つて整理した事実はない。

右答弁する。

意書

茨城県鹿島郡夏海村地先の広浦干拓地開放に関する質問主

意書

茨城県鹿島郡夏海村地先の広浦干拓地開放に関する質問に対する答弁書

本件は、具体的事情が不明であるため、今明確な処置を決定することはできないが、自作農創設特別措置法によつて開放する方針の下に詳細調査の上適当に措置したい。

右答弁する。

交換米の価格に関する質問主意見

茨城県においては、昭和二十二年より交換米の措置が認められ、七、八、九月の保有米のなくなる時期に、麦と交換に米の還元配給を受けてゐる。その際の価格は、麦は供出価格、米は消費者価格という不合理な方法で行われてゐる。これについて、県農務部長は、その差額を拂戻すと説明しているが、農林省の通ちようが来ないという理由でその支拂を延引してゐる。

結成して、同干拓地の管理その他をなしうる態勢を整えてゐる。同干拓地が耕作者に開放されないうまゝでいふことは、農地改革の観点からみても不合理であり、急速に解決すべき問題である。

このまま放置しておけることではない筈である。一体、この問題の障害はどこにあるのか。政府は、その障害をいかに解決して、開放に向うため指導せんとするのか。

右質問する。

昭和二十五年四月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員山口武秀君提出広浦干拓地開放に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口武秀君提出広浦干拓地開放に関する質問に対する答弁書

本件は、具体的事情が不明であるため、今明確な処置を決定することはできないが、自作農創設特別措置法によつて開放する方針の下に詳細調査の上適当に措置したい。

右答弁する。

交換米の価格に関する質問主意見

茨城県においては、昭和二十二年より交換米の措置が認められ、七、八、九月の保有米のなくなる時期に、麦と交換に米の還元配給を受けてゐる。その際の価格は、麦は供出価格、米は消費者価格という不合理な方法で行われてゐる。これについて、県農務部長は、その差額を拂戻すと説明しているが、農林省の通ちようが来ないという理由でその支拂を延引してゐる。

- 1 現在まで何故にその差額支拂の指示が遅れているのか。
2 政府は、その指示をいつまでに行うか、又支拂はいつになるか。
右質問する。

昭和二十五年四月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員山口武秀君提出交換米の価格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口武秀君提出交換米の価格に関する質問に対する答弁書

農家の保有麦類と米との交換配給については、麦類の偏作農家に対し、その食内容を調整するため、その希望により、一定の基準に基づいてこれを実施し来つたのであつて、この場合配給される米の価格については、消費者価格によることとし、消費者価格によつて配給を希望する者に対してのみ、交換の措置を講ずることとしてゐるのである。従つて消費者価格と生産者価格との差額を拂戻すことになつていないので御了承願いたい。
右答弁する。

衆議院會議録第四十号中正誤

頁段	行	誤	正
〇五	四	八 法律(案)	法律案(
〇六	一	末二 赤成の	賛成の
〇七	四	末二 段損	毀損
〇八	一	六 在在	存在

定価 一部 六四五十銭

送料実費

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇 官報課
印刷所